

**「都市における災害対策と議会の役割」  
に関する調査研究報告書**

**平成 26 年 2 月  
都市行政問題研究会**



**「都市における災害対策と議会の役割」  
に関する調査研究報告書**

**平成 26 年 2 月  
都市行政問題研究会**





## 発刊にあたって

都市行政問題研究会

会長 **小林 茂裕**

(福山市議会議長)

平成23年3月11日に発生し、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から2年11カ月余りが経過いたしました。現在、被災地におきましては、一日も早い復旧・復興に向けて、住民、地方公共団体、国等により総力を挙げた取組が行われているところであります。

また、東日本大震災以降、我が国の災害対策は大きな見直しを余儀なくされ、政府は、切迫した災害対策として、災害対策法制の見直し、防災基本計画の見直しなどのほか、今後発生が危惧されている南海トラフ巨大地震、首都直下地震、火山噴火、大規模水害等の対策についても取り組んでいます。

しかし、我が国は、その位置、地形、地質や気候等の自然的条件から災害が発生しやすい国土であり、地震に限らず竜巻や豪雨、台風等による大きな被害も発生しております。そのため、国及び地方公共団体のほか、住民や地域コミュニティ等においても災害による被害を軽減するための取組が求められてきております。

一方、そのような状況の中、議会に目を転じた時、議会独自の災害対策の取

組はあまり進んでおらず、先の東日本大震災以降、いくつかの議会が徐々に取り組み始めたというのが実状であります。

災害対策基本法によると、国には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命があり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有しています。また、都道府県、市町村は、当該団体の地域と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づいてそれを実施する責務を有しています。

しかし、二元代表制の一翼を担う地方公共団体の議会は、災害対策基本法上も地域防災計画上も位置づけがなされていないのが現状です。

そこで、本研究会は、市長を本部長とする災害対策本部や市の防災会議による災害対策ではなく、大規模災害の発生直後、応急時、復旧・復興段階、そして平時において議会が取り組むべき災害対策とは何か、という視点から「都市における災害対策と議会の役割」を調査研究しようと試みました。

本報告書の内容につきましては、平成 24 年 11 月に実施した「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果から得られた本研究会加盟市及び昨今の大規模災害を被災した自治体議会の取組事例と、各市議会への現地調査や学識経験者の講演などを盛り込んで取りまとめております。

本報告書は、議会独自の災害対策に関して初めて取り組んだ調査研究であります。本研究会がまとめた本報告書が、災害時における議会の役割を調査研究しようとされている議会のお役に立つことを期待しております。

最後に、本報告書の作成にあたり御協力くださいました関係各位に対し、心から御礼を申し上げます。

平成 26 年 2 月

# 「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書 目次

## 発刊にあたって

<b>第 I 章 災害対策における議会の役割の現状</b> .....	<b>1</b>
<b>1 都市における災害対策と議会の役割に関する調査結果</b> .....	<b>1</b>
(1) 災害（防災）対策に関する基本条例等について .....	1
① 災害（防災）対策に関する基本条例の制定状況 .....	1
② 議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的 条例の制定状況 .....	3
(2) 地方防災会議・地域防災計画等について .....	4
① 地方防災会議への議会代表の参画状況 .....	4
② 地域防災計画の策定等の議決事件化 .....	5
③ 地域防災計画、復興計画を除いた災害対策関連の計画等の策定等 の議決事件化 .....	6
④ 地域防災計画の策定等に関しての議会からの提言・要望等の提出 ..	6
⑤ 議会として地域防災計画の策定等に関与したその他の事例 .....	6
(3) 災害対策本部について .....	7
① 市長を本部長とする災害対策本部の設置状況 .....	7
② 市長を本部長とする災害対策本部への議会代表の参画状況 .....	7
③ 災害対策本部での議会代表の事務分掌 .....	7
(4) 議会独自の災害対策の取組について .....	8
① 議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等の制定状況 .....	8
② 議会独自の災害対策本部等の組織構成 .....	8
③ 議会独自の災害対策本部等の設置事例 .....	8
④ 災害対策関連を審議する特別委員会の設置状況 .....	9
⑤ 災害対策関連の意見書・決議の可決状況 .....	9
⑥ 議会独自の災害対策に関する取組 .....	10
⑦ 平時の災害対策、災害発生時、復旧・復興段階における議会の役 割・体制等のあり方等の検討状況 .....	10
(5) 被災自治体の議会の対応について .....	12

① 議会独自の災害対策本部等の設置状況	12
② 議会独自の災害対策本部等の活動内容	13
③ 市議会と市の災害対策本部との間での情報共有・連携	13
④ 復興計画の策定状況	14
⑤ 復興計画の議決事件化	14
⑥ 復興計画の策定過程における市議会の関与	15
⑦ 議会独自の復旧・復興に向けた取組	15
(6) 災害対策における議会の役割に対する議長の意見	15
<b>2 被災自治体の議会及び先進事例の現地調査報告</b>	<b>18</b>
(1) 東松島市現地調査結果	18
(2) 仙台市現地調査結果	23
(3) 岡崎市現地調査結果	38
(4) 大分市現地調査結果	58
<b>第Ⅱ章 今後の災害対策における議会の役割</b>	<b>83</b>
<b>1 平時の災害対策における議会の役割</b>	<b>83</b>
(1) 地方防災会議・地域防災計画策定等への議会の関与	83
(2) 災害（防災）対策に関する基本条例の制定	86
(3) 議会での災害対策に関する審議・調査研究	86
(4) 災害発生時に議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等の 制定	87
(5) 議会・議員の災害時対応マニュアルの策定	87
(6) 議会独自の避難訓練・参集訓練	88
(7) 防災・災害に関する議員研修会の実施	89
<b>2 災害時における議会の役割</b>	<b>89</b>
(1) 市災害対策本部と議会との情報の共有・連携	89
(2) 議会の要望活動	92
(3) 復興計画策定への議会の関与	93
(4) 復興施策への民意の反映	93
 おわりに	 94
 ○附属資料	 95



## 第 I 章 災害対策における議会の役割の現状

本研究会では、都市における災害対策と議会の役割の現状を把握するため、研究会加盟 86 市及び大規模災害被災自治体 33 市の議会（合計 119 市議会）を対象に、書面による「都市における災害対策と議会の役割に関する調査」を実施した。また、併せて被災自治体の議会及び先進事例の現地調査も行った。

本章では、これらの調査結果の集約と分析について報告する。

### 1 都市における災害対策と議会の役割に関する調査結果

本研究会が、平成 24 年 11 月～12 月に実施した「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果について、各項目ごとに報告する。

#### (1) 災害（防災）対策に関する基本条例等について

##### ① 災害（防災）対策に関する基本条例の制定状況

調査対象市のうち、6 市（秋田市、川崎市、市川市、岡崎市、大津市、倉敷市）が災害（防災）対策に関する基本条例を制定している。昭和 50 年代には、地震対策の基本条例が、近年は、総合的な災害（防災）対策に関する基本条例が制定されている。

表 1: 災害（防災）対策に関する基本条例の制定市

市名	条例の名称	制定年月	提案者
秋田市	秋田市災害対策基本条例	平成 24 年 3 月	市長
川崎市	川崎市地震対策条例	昭和 56 年 4 月	市長
市川市	市川市震災予防条例	昭和 55 年 10 月	市長
岡崎市	岡崎市防災基本条例	平成 24 年 10 月	防災基本条例設置特別委員会
大津市	大津市防災対策推進条例	平成 22 年 3 月	防災対策特別委員会
倉敷市	倉敷市災害対策基本条例	平成 23 年 6 月	議員

また、6 市のうち、岡崎市、大津市は委員会提案、倉敷市は議員提案となっている。

大津市議会では、平成 19 年 5 月臨時会において、「防災・防犯対策特別委員会」を設置し、災害対策基本条例を制定している自治体が増えてきていることなどから、委員長提案により、防犯対策と併せて災害対策基本条例についての調査、研究を進めていくこととなり、議員提案による防災条例の制定を最終着地地点として、防災における事業を調査しながら条例に盛り込むべき項目を整

理していくこととなった。

平成 20 年 12 月には、正副委員長より（仮称）大津市防災対策推進条例の正副委員長案が提示され、委員と担当執行部を交えて協議を行った。

平成 21 年度には、平成 20 年度にまとめられた（仮称）大津市防災対策推進条例（素案）をもとに条例内容の精査、市民意見の募集等、議員提案による条例制定に向けた具体的な取組を中心に委員会を開き、平成 22 年 2 月定例会の最終日に委員会提出議案として上程し、全会一致により原案可決となり、平成 22 年 3 月 22 日に公布、4 月 1 日に施行された。

また、岡崎市議会では、平成 22 年 11 月臨時会において「防災基本条例設置特別委員会」を設置し、委員会において、条例についての調査・協議を重ね、防災基本条例（素案）を策定し、平成 23 年 9 月定例会において中間報告を行った。

平成 23 年 11 月臨時会においては、委員会委員の再編を行うとともに、専門家から条例策定の意義や、市民意見交換会及びパブリックコメントを行う上での指導助言を受けた。

平成 24 年 4 月に市民意見聴取会、5 月にパブリックコメントを実施し、市民意見を反映するとともに行政に対しても確認を行いながらさらなる協議を重ね、条例（案）を決定した。平成 24 年 9 月定例会最終日に上程し、全会一致により可決され、10 月 3 日に公布・施行された。

なお、岡崎市の防災基本条例の特徴は、市民、事業者及び市の責務の他に第 7 条で議会の責務も規定していることである。

#### 岡崎市防災基本条例（抜粋）

##### （議会の責務）

第 7 条 議会は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めなければならない。

4 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

倉敷市議会では、近年、台風に伴う大雨や高潮による災害、地震や津波による災害等全国各地で多くの被害者を出す災害が発生しており、その被害を最小限にとどめるためには、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら災害対策に取り組んでいく必要があることから、平成 23 年 6 月定例会において、「倉敷市災害対策基本条例の制定について」が議員提案された。その後、付託された総務委員会において修正可決すべきであるという決定が出され、平成 23 年 6 月 28 日に修正可決され、翌 29 日に公布・施行されている。

## ② 議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的条例の制定状況

議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的条例（災害対策・防災対策基本条例、地方自治法第 96 条第 2 項による議決事項の追加に関する条例を除く）の事例としては、札幌市住宅耐震化促進条例（平成 18 年 2 月制定）及び同条例の一部を改正する条例（平成 21 年 2 月改正）、川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例の 3 例がある。

表 2: 議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的条例

市名	提案者	条例の名称	制定年月
札幌市	議員	札幌市住宅耐震化促進条例	平成 18 年 2 月
	議員	札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例	平成 21 年 2 月
川崎市	総務委員会	川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例	平成 23 年 3 月

札幌市住宅耐震化促進条例は、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災における死亡者数全体の約 8 割が家屋倒壊による圧死であり、昭和 56 年 5 月末日の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅にその被害が集中していたことが判明したことから、建築基準法改正以前に札幌市内に建てられた約 10 万戸の戸建住宅の震災時における危険性が危惧されることと、住宅の耐震化に係る施策が不十分だったため、平成 18 年第 1 回定例会において議員提案され、平成 18 年 2

月 21 日に可決された。この条例は、2 つの会派の有志議員 6 人で「防災プロジェクト」を立ち上げ、条例案の策定をしたものである。平成 17 年 7 月に第 1 回目のプロジェクト会議を行い、平成 18 年 2 月の条例案可決までの間、計 12 回の会議を開催した。この間、他会派への調整や関連団体への説明会もプロジェクトの議員が行っている。条例の内容は、市に対して、i)耐震化についての計画策定義務、ii)耐震化の実施に係る助成など必要な支援を行う努力義務、iii)建築関係団体や建築士との連携協力体制の整備を図る努力義務を課すことを柱としたものである。その後、平成 21 年 2 月には、条例の対象をそれまでの「戸建住宅」から「共同住宅も含めた市内全ての家屋」に拡大すべく条例の一部改正を行っている。

川崎市議会においては、避難所として定められた施設について、市民の避難所における生活に資するための機能の整備を推進するとともに、避難所の管理運営に関し、市、避難所運営会議及び市民の責務を定めることにより、避難所の円滑な管理運営を図る必要があるとした。このため、正副議長から、総務委員会発議の委員会提出議案として提出することについて、平成 23 年 2 月に総務委員会の正副委員長に対して提案があった。これを受け、総務委員会で所管事務調査を行い、委員会提出議案の提出について協議した結果、全会一致をもって委員会提出議案を発議することに決した。その後、平成 23 年第 1 回定例会において全会一致で可決された。

## **(2) 地方防災会議・地域防災計画等について**

### **① 地方防災会議への議会代表の参画状況**

自治体には、災害時に、その地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため地方防災会議を設置し、災害に備えて地域における防災の総合的な計画である地域防災計画を作成して実施する責務がある。

地方防災会議への議会代表の参画状況は、議長が参画している市が 15 市、副議長が参画している市が 4 市、防災を所管する委員会の委員長が参画している市が 11 市、議会事務局長が参画している市が 16 市となっている。その他では、防災を所管していないが建設委員会委員長（船橋市）や地方防災会議の委員として議員が参画（高知市）している市もあった。

表 3: 地方防災会議への議会代表の参画状況 (複数回答)

a. 議長が参画している	15
b. 副議長が参画している	4
c. 防災を所管する委員会の委員長が参画している	11
d. 議会事務局長が参画している	16
e. その他	2
f. 議会代表は参画していない	88

## ② 地域防災計画の策定等の議決事件化

地域防災計画の策定等を議会の議決事件に追加している市議会は、調査対象市議会のうち四日市市議会のみである。四日市市議会は、議会基本条例の中で地方自治法第 96 条第 2 項の規定により、地域防災計画の策定及び変更に関することを議決事件に追加している。

また、石巻市議会及び多賀城市議会が議決事件化を検討中である。

### 四日市市議会基本条例 (抜粋)

(議会の議決事件)

第 10 条 議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 96 条第 2 項の規定により特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 災害対策基本法 (昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条第 1 項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 水防法 (昭和 24 年法律第 193 号) 第 32 条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。
- (3) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。
- (6) 基本計画（法第2条第4項の規定による基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定めるものをいう。）の策定及び変更に関すること。

### **③ 地域防災計画、復興計画を除いた災害対策関連の計画等の策定等の議決事件化**

四日市市議会は、②の議会基本条例の抜粋のとおり、地域防災計画以外に水防計画を議決事件に追加している。

また、東松島市議会が、地方自治法第96条第2項の規定による東松島市議会の議決すべき事件を定める条例で、東松島市復興まちづくり基本方針に関すること並びに買取災害公営住宅事業協定に係る協定の目的、買取予定代金及び協定の相手方に関することを議決事件としている。

### **④ 地域防災計画の策定等についての議会からの提言・要望等の提出**

平成19年以降に、議会から地域防災計画の策定等についての提言・要望等を提出している市議会は13市議会となっている。災害対策に関する特別委員会からの提言・要望が多いが、議員提案による地域防災計画の見直し及び策定に関する決議（船橋市）や全議員で構成する政策研究会からの提言書（大分市）、議会独自の復旧・復興対策会議からの要望（ひたちなか市）などの事例もある。

### **⑤ 議会として地域防災計画の策定等に関与したその他の事例**

①～④以外に、議会として地域防災計画の策定等に関与した市議会は13市議会となっている。地域防災計画の策定や修正の際に、地域防災計画を所管している常任委員会や災害に関する特別委員会などにおいて当局からの報告を受け、質疑や意見等を述べるほか、所管事務調査を行うというのが主な事例である。

また、仙台市議会においては、市議会の立場から積極的に関わることを目的に、仙台市議会東日本大震災復興会議を平成23年6月28日に設置し、地域防災計画の見直しについて質問及び提言等を行っている。

### (3) 災害対策本部について

#### ① 市長を本部長とする災害対策本部の設置状況

平成19年以降に、市長を本部長とする災害対策本部を95市で設置しており、平均設置回数は5.7回となっている。

なお、気象庁が警報を発表する度に設置している市もあり、設置回数が最も多い市は49回となっている。

#### ② 市長を本部長とする災害対策本部への議会代表の参画状況

市長を本部長とする災害対策本部が設置された際、本部会議に議長が参画している市は6市、副議長が参画している市は2市となっている。これらの市は、いずれも震災時のオブザーバーとしての参画である。

また、議会事務局長が参画している（執行部の一員としての参画も含む）市は74市、議会代表が参画していない市は38市となっている。

表4: 災害対策本部への議会代表の参画状況（複数回答）

a. 議長が参画している(オブザーバーとしての参画も含む)	6
b. 副議長が参画している(オブザーバーとしての参画も含む)	2
c. 防災を所管する委員会の委員長が参画している	0
d. 議会事務局長が参画している(執行部の一部員としての参画も含む)	74
e. その他	8
f. 議会代表は参画していない	38

#### ③ 災害対策本部での議会代表の事務分掌

市の災害対策本部に参画している市議会代表の事務分掌は、市議会議員への災害情報伝達に関することが65市、議会独自の災害対策本部等で集約した情報を市の災害対策本部に伝達することが14市、臨時議会の開催に関することが2市、その他（他の部の応援に関する事等）が32市となっている。

表5: 議会代表の事務分掌（複数回答）

a. 市議会議員への災害情報伝達に関する事	65
b. 議会独自の災害対策本部等で集約した情報を市の災害対策本部に伝達すること	14
c. 臨時議会の開催に関する事	2
d. その他	32

#### **(4) 議会独自の災害対策の取組について**

##### **① 議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等の制定状況**

災害発生時に、議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等を制定している市議会は 14 市議会ある。

平成 23 年の東日本大震災発生後に制定されている規程・要綱が多数であるが、それ以前に制定されたものもあり、古いものでは、昭和の時代に制定された規程等（秋田市、町田市）がある。

##### **② 議会独自の災害対策本部等の組織構成**

災害発生時に設置する議会独自の災害対策本部等の組織構成としては、議長が本部長、副議長が副本部長を務めるものがほとんどであるが、本部役員及び本部員の構成には若干の差異がある。

本部役員という役職が設けられている場合には、各会派の代表がその役職を担うことになっている市議会がほとんどである。しかし、本部員として構成される議員は、議長、副議長以外の全ての議員が本部員として構成される市議会もあれば、各常任委員会より 1 名（北茨城市議会）、常任委員会と議会運営委員会の委員長（ひたちなか市議会）とそれに各会派会長を加えた市議会（秋田市議会）もある。

また、議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等を制定していても、単に「災害対応体制を取る」との規定にとどめるなど具体的な組織構成については決めていない市議会（藤沢市議会、さいたま市議会）もある。

##### **③ 議会独自の災害対策本部等の設置事例**

平成 19 年以降に、議会独自の災害対策本部等を規程・要綱等を設置根拠として実際に設置した市議会は、規程・要綱等を制定している 14 市議会のうち 7 市議会である。東日本大震災の発生に伴い議会独自の災害対策本部等を設置した市が 5 市議会あるが、新型インフルエンザ（秋田市議会）や台風の接近、地震に伴う津波警報の発令（多賀城市議会）により設置した市議会もある。それぞれの設置期間は時限的であり、市の災害対策本部の設置期間に相当する期間を



設置期間としている。

一方、議会独自の災害対策本部等を時限的に設置するのではなく、常設の機関として設置している市もある。町田市議会は、災害発生の有無に関わらず常設の組織として災害対策委員会を設置している。町田市議会の災害対策委員会の委員は、議長、各常任委員長、各会派から選出する議員 1 名をもって組織されており、その任期は 2 年となっている。

#### **④ 災害対策関連を審議する特別委員会の設置状況**

平成 19 年以降の災害対策関連を審議する特別委員会の設置状況は、66 市議会で 104 委員会の設置事例がある。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の前後で設置された災害対策関連を審議する特別委員会数を比べると、東日本大震災発生前から設置されていた特別委員会の数は 27 委員会（16 市議会）であるのに対し、東日本大震災発生後に設置された特別委員会の数は 77 委員会（55 市議会）であった。

平成 19 年以降を対象とした期間の後半において、約 3 倍近い特別委員会が新たに設置されたという事実から、東日本大震災の発生により、各市議会における災害対策に関する審議の動きが活発になっていることがうかがえる。

#### **⑤ 災害対策関連の意見書・決議の可決状況**

平成 22 年以降に可決され、国会、関係行政庁に提出された災害対策関連の意見書は、90 市議会で 430 件となっている。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災前後で意見書の可決状況を比べると、東日本大震災発生後に可決された意見書の数は 416 件と、東日本大震災発生前に可決された 14 件を大きく上回っている。

また、災害対策関連の決議については、44 市議会で 56 件が可決されている。この 56 件の決議の全てが東日本大震災後に可決されているものである。可決された内容としては、東日本大震災の被災地支援などが多数を占めている。

以上のことから、東日本大震災発生後、議会として災害対策に関する機関意思決定が活発に行われたと考えられる。

## ⑥ 議会独自の災害対策に関する取組

議会独自の災害対策に関する取組は、議会独自の避難訓練が 5 市議会、議会独自の参集訓練が 1 市議会、災害対策に関しての市民との意見交換会(議会報告会)が 9 市議会、災害時における議員(議会)の行動マニュアルの策定が 11 市議会、防災・災害に関する議員研修会の実施が 22 市議会、その他の取組が 20 市議会、取組なしが 65 市議会となっている。その他の取組としては、本会議中の地震等に備えた避難誘導手順の作成や議会独自の情報伝達訓練などがある。

表 6: 議会独自の災害対策に関する取組 (複数回答)

a. 議会独自の避難訓練	5
b. 議会独自の参集訓練	1
c. 災害対策に関して市民との意見交換(議会報告会など)	9
d. 災害時における議員(議会)の行動マニュアルの策定	11
e. 防災・災害に関する議員研修会の実施	22
f. その他	20
g. 取組なし	65

## ⑦ 平時の災害対策、災害発生時、復旧・復興段階における議会の役割・体制等のあり方等の検討状況

平時の災害対策、災害発生時、復旧・復興段階における議会の役割・体制等のあり方等の検討事例は、11 市議会であった。いくつか事例を紹介する。

札幌市議会では、各会派の幹事長で構成する市民に役立つ議会検討委員会において検討を進めていた議会基本条例の素案に、「災害時の議会の役割」についての規定が盛り込まれている。なお、議会基本条例の素案に対する市民意見の募集を平成 24 年 12 月 12 日～平成 25 年 1 月 10 日まで実施し、平成 25 年 2 月 26 日に議会基本条例が制定された。

札幌市議会基本条例 (抜粋)

(災害時の議会の役割)

第 5 条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。

町田市議会では、議長、各常任委員会委員長（4名）、各会派から選出された議員（6名）により構成された常設の災害対策委員会において、「災害時の議会のあり方」について検討を行っている。

浜松市議会では、議会運営委員会において大規模災害対応行動マニュアルの作成や大規模災害対応訓練の実施について検討を行い、平成24年10月16日から「浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル」を適用している。

和歌山市議会では、各会派の代表者で構成した和歌山市議会政策条例策定協議会の中で、議員提案で災害対策基本条例の制定を目指して、市民意見募集（パブリックコメント）を平成25年1月15日～2月15日まで実施した。その市民意見募集の結果を検討し、「和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例」が平成25年3月25日に可決され、平成25年4月1日より施行された。

なお、本条例の特徴としては、第17条において「議会の責務」を規定しているほか、附則においては、施行後2年を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨を規定していることである。

#### 和歌山市みんなでとりくむ災害対策基本条例（抜粋）

##### （議会の責務）

第17条 議会は、防災対策に関する調査及び研究を行い、市への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域防災計画等の推進状況の監視及び検証を行わなければならない。

3 議会は、市と協力して国及び県への働きかけを行い、災害復旧及び復興の推進に努めなければならない。

##### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

##### （検討）

2 この条例の施行後2年を目途として、市民の声を受け止める中で、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

大分市議会では、大分市議会議員政策研究会を全議員で構成し、平時の常設

機関としての大分市議会防災会議と災害発生時に設置する大分市議会災害時対策会議について検討し、平成 25 年 2 月 26 日に設置要綱を制定した。

なお、11 市議会での検討組織は、町田市議会を除いて全て東日本大震災後に設置されている。そのため、東日本大震災を受け、各市議会において災害対策における議会の役割に関する検討の機運が高まったと考えられる。

## **(5) 被災自治体の議会の対応について**

### **① 議会独自の災害対策本部等の設置状況**

災害発生後の議会独自の災害対策本部等の設置状況については、既存の規程・要綱等を設置根拠とした対策本部等を設置したのは、神戸市会（阪神・淡路大震災時）及び北茨城市議会（東日本大震災時）の 2 市議会となっている。

北茨城市議会では、東日本大震災発生 の 9 カ月前（平成 22 年 6 月 18 日）に制定した「市議会災害対策本部対応マニュアル」を根拠に、東日本大震災市議会災害対策本部（平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 6 月 21 日）を設置した。

また、神戸市会では、常設の機関としては設置していないが、「実行委員会設置基準要綱」に基づき、災害対策委員会（平成 7 年 1 月 23 日～平成 7 年 6 月 10 日）と 2 つの復興委員会（平成 7 年 6 月 27 日～平成 11 年 6 月 10 日、平成 11 年 6 月 25 日～平成 12 年 7 月 4 日）を阪神・淡路大震災の際に設置した。

災害発生後、新たに規程・要綱等を制定し、議会独自の災害対策本部を設置したのは、仙台市議会、いわき市議会、石巻市議会、相馬市議会及びひたちなか市議会（いずれも東日本大震災時）の 5 市議会となっている。いわき市議会は、当初、いわき市議会東北地方太平洋沖地震対策本部を設置したが、政府が平成 23 年 4 月 1 日の持ち回り閣議において東北地方太平洋沖地震を東日本大震災とすることを了解、発表したため、平成 23 年 4 月 2 日から名称をいわき市議会東日本大震災対策本部に変更している。

規程・要綱等を根拠としない議会独自の災害対策本部を設置したのは、仙台市議会、塩竈市議会、多賀城市議会、南相馬市議会及び神栖市議会（いずれも東日本大震災時）の 5 市議会となっている。

仙台市議会においては、仙台市議会災害対策連絡会議（平成 23 年 3 月 20 日～平成 23 年 6 月 27 日）を各派代表者会議の決定により設置していたが、東日

本大震災対策特別委員会と統合され、設置要綱を根拠とした仙台市議会東日本大震災復興会議となっている。

## ② 議会独自の災害対策本部等の活動内容

災害発生後に設置された議会独自の災害対策本部等の活動内容としては、市の災害対策本部との連携や協力、情報の共有を行っている市議会が多く報告された。

塩竈市議会では、全議員で構成する「塩竈市議会災害復興対策連絡会議」を設置し、東日本大震災への当面の対応策を協議するとともに、当局が災害対策に専念できるように連携を図りながら国等への要望など必要な支援活動を行っている。そのため、i)災害に関する情報を収集整理し、市の災害対策本部に提供、ii)市の災害対策本部から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行う、iii)国、県、地元選出の国会議員や県議会議員、関係団体等への要望、iv)当局からの依頼事項の対応、v)他市議会からの支援物資又は義援金等の受入の調整などの事務を、市の災害対策本部の活動を支援するために所掌していた。

また、北茨城市議会では、各常任委員会（3委員会）単位で市内の被災状況を調査するために現地調査を行い、その結果を、市の災害対策本部に提供するだけでなく市の災害対策本部からの情報を市民へ伝達するという連絡役を担っている。

その他、震災による復旧・復興に向けた活動を行うことを目的に議会独自の災害対策本部等を設置し、ライフラインの復旧、避難者の生活復帰と生活支援等の現状分析と課題解決に向けた活動を行った市議会もある。

## ③ 市議会と市の災害対策本部との間での情報共有・連携

災害発生後、市議会と市の災害対策本部との間で行われた情報の共有・連携などの取組については、37市議会において事例の報告があった。37市議会のうち11市議会は、災害時に議会独自の災害対策本部等の設置をしている市議会である。議会独自の災害対策本部等の設置とは別に行われた取組としては、議会及び議員が収集整理した災害に関する情報を市の災害対策本部へ提供し、市の

災害対策本部からも災害情報の報告を受け、お互いに現状の把握を行ったという事例が多かった。

市の災害対策本部から市議会へ提供される災害に関する情報については、正副議長又は議会事務局長などが会議へ出席（オブザーバーや市の執行部の一員としての出席等も含む）し、市議会に持ち帰ることで情報の共有を行っている。また、議会事務局から資料や情報などを各議員に伝達するなどして、情報の共有化を図っている市議会もあった。

逆に、市議会から市の災害対策本部へ災害に関する情報を提供する場合には、各議員が独自に避難所などを訪問して市民の意見や要望などを聴取し、地域災害情報を市の災害対策本部へ提供するなどしている市議会もあった。しかし、個々の議員が市の災害対策本部へ直接情報の提供や要望などを行うことはせず、議長若しくは議会独自の災害対策本部等や議会事務局を通じて伝えることとし、連絡窓口の一本化を図っている。これは、市の災害対策本部が24時間体制で災害対策に追われているため、情報の混乱を防ぐことと負担軽減の意味で行われており、各議員が個々の具体的な災害対策で気づいた点については、議長若しくは議会事務局等へ連絡する体制をとっている。窓口一本化方式をとることにより、各議員から寄せられた様々な意見が迅速に災害対策本部へ伝えられたという報告（神戸市会）もあった。

#### **④ 復興計画の策定状況**

復興計画は、自治体が大規模災害で被災した場合、その早期復興のために必要な事業計画である。

大規模災害の被災自治体42市のうち、復興計画を策定した市は33市、策定中が1市、策定していない市は8市となっている。このうち、東日本大震災で被災して復興計画を策定したのは27市、阪神・淡路大震災では4市であった。

#### **⑤ 復興計画の議決事件化**

復興計画を策定した33市の議会うち、地方自治法第96条第2項の規定により復興計画の策定等を議決事件に追加した市議会は9市議会となっている。9市

議会全てが、東日本大震災で被災した市議会である。

### ⑥ 復興計画の策定過程における市議会の関与

復興計画の策定過程において、市議会による関与があった事例が 29 市議会より報告された。

報告があった中でも一番多かった事例は、復興計画を審議する特別委員会を設置し、執行部より復興計画の素案について説明を受け、委員が意見を述べたり質疑を行ったりしたほか、特別委員会を通して提言を提出するなどして復興計画の策定に関与したということである。

また、市の復興計画審議会（策定委員会や検討委員会など）の構成委員として、議員が参画し復興計画の策定に関与した市議会（神戸市会、大船渡市議会、陸前高田市議会）もある。

### ⑦ 議会独自の復旧・復興に向けた取組

議会独自の復旧・復興に向けた取組に関する事例は、17 市議会より報告があった。

具体的な取組としては、意見書の提出や決議の可決のほか、国等への要望活動が多かった。また、災害や危機管理、防災を所管する常任委員会や特別委員会の中に分科会を設けて現地視察を行ったり、参考人を招致して被災地及び避難状況についての意見を聴取、市外・県外の避難先や各仮設住宅を訪問し、被災者が置かれている現状を調査し、慣れない土地で生活する上での要望を聴取して国等に対して被災者の声を確実に届けるよう要望活動をするといった取組事例もある。

## (6) 災害対策における議会の役割に対する議長の意見

加盟市及び大規模災害被災自治体の議長からは、災害対策における議会の役割に関して 57 件の意見があった。

寄せられた意見の中には、二元代表制の一翼を担う議会としても、市民生活を守るために災害時における議会の役割を明確にすることは意義があることで

あるという積極的な意見もある一方で、災害発生後の緊急対応時等においては、議会が積極的な関与をするのは控えるべきだという慎重な意見もあった。

平時における議会の役割に関しては、災害発生時に備えて議会として常日頃から危機管理に努めるべきであるという意見があった。議会として、市の防災対策について調査・研究をするとともに、市民の代表として市の施策に意見を述べ、市の防災力向上に尽力することが議会の役割である。地方防災会議への参加など事前の備え部分に関しても、地域防災計画の策定段階から市民代表である議会の意向が反映されるためにも一考の余地がある。また、安全行動がとれるような組織づくりを進めていくべきであるという意見もあり、自己の安全確保や情報収集に努め、具体的な支援活動を行えるよう一定のルールづくりが必要である。そのため、議会独自の災害対策本部や災害対策基本条例などが求められるのは必至であるとの意見もあった。

議会開会中に、被災した場合や議会が開会できない事態等を想定した対応についても検討しておく必要があることから、議会あるいは議会事務局の職員を対象にした災害対応マニュアルの作成が必要とされる。また、各議員が個々に活動するのではなく、議会としてまとまりのある活動ができる環境と執行部との協力体制を整えることが平時における大きな課題である。

被災自治体議会の議長からは、その被災経験から情報通信機器による情報の提供も重要ではあるが、人づてに伝播する情報もかなりのウェイトを占めるため、平時より一人一人の議員が市民の近くに寄り添い、お互いの顔が見える関係を構築することで、議会が災害時において効果的な情報の発信拠点・発信者となることを期待したいという意見や、東日本大震災時において市の災害対策本部に議会が関与せず、各議員が独自の活動を行うなど議会としての役割が明確でなかったため、市民の安心と安全を守る体制（災害時に議会と執行部が連携）をつくる必要があるという意見があった。

災害発生時における議会の役割に関しては、市の災害対策本部との情報の共有を行うためにも、議長が市の災害対策本部に出席等をする事を考えるべきという意見があった。議長が災害対策本部に出席することにより、市長部局と議会の間での情報の共有化を図ることができ、執行部と議会との連携体制を



確立することができるという理由からである。そのような連携体制を確立することによって、市の災害対策本部が把握することが困難である可能性の高い災害発生後の各地の状況を、個々の議員が調査した被災現場の被害状況や住民の要望等を通して把握することができる。しかし、個々の議員がばらばらに情報を市の災害対策本部に提供すると混乱が生じてしまう危険性がある。そのため、議会として独自に災害対策本部を設置するなど議会内部における情報の集約や整理を行う場を設置し、議長や議会事務局長が議会の代表として市の災害対策本部に情報を提供するという議会の窓口の一元化を図る必要がある。

一方、議員を災害対策本部に位置づけるべきではないという意見もあった。非常時の混乱期には、逆に現場を混乱させる危惧があるという理由からである。市民から災害対策本部に対する苦情や要望が多いからといって、議会が関与して解決するものではないため、議会として市長等をしっかり支えることが有事の際には重要であるという考えもあった。

さらには、会社経営に携わる者、企業の社員、消防団に所属する者など各自において被災対応をしなければならない立場の議員が多くいるため、災害直後に議会として統一的な対応をとることは困難であるという意見もあった。議会としての役割が求められるのは、災害発生から時間がある程度経過し、当局が議会対応をとれる時期がきてからであるという考えがあるようである。

そのような考えからか、災害発生後の復旧・復興期における議長の意見としては積極的な意見がほとんどであった。復旧・復興のために国や関係機関等への支援内容の取りまとめ及び具体的要望活動に関しては、地域のニーズを伝えるとともに、行政当局と一体となって復旧・復興を円滑に進めることが議会の役割として重要であるという意見が多かった。

また、復興が必要な大災害を被災した場合には、その後の対策である復興計画の策定に関わり、地域とのパイプ役として活動を推進していくべきという意見もあった。

## 2 被災自治体の議会及び先進事例の現地調査報告

### (1) 東松島市現地調査結果

1. 日 時：平成 25 年 1 月 16 日（水）
2. 場 所：宮城県東松島市
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 24・25 年度テーマ「都市における災害対策と議会の役割」の調査研究に資するため、東松島市における東日本大震災被災時の議会・議員の対応、復旧・復興段階における議会の対応等について、災害対策における議会の役割を見出すこと。

東松島市は、東日本大震災発生時に震度 6 強を記録。地震により発生した大規模な津波により、東松島市野蒜地区では高さ 10.35m の津波が観測された。

東松島市の面積 101.86 k m<sup>2</sup> に対して、津波による浸水面積は、その 36% に当たる 37 k m<sup>2</sup> にまで及び、市街地の浸水も 8 k m<sup>2</sup> となった。

以下、東松島市議会が、被災直後から復旧・復興段階までに取り組んだ活動等についての現地調査結果を報告する。

### 東松島市の被災状況

#### ①地震の規模等

- ・発生日時 平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分 18.1 秒
- ・震央地名 三陸沖 牡鹿半島の東 約 130 k m
- ・震源の深さ 24 k m
- ・規 模 マグニチュード 9.0
- ・震 度 震度 6 強 県北 震度 7
- ・津 波 野蒜海岸 浸水高 10.35m
- ・浸水面積 東松島市全体面積 102 k m<sup>2</sup> のうち 37 k m<sup>2</sup> 浸水（36%）  
内住宅用地（市街地）12 k m<sup>2</sup> のうち 8 k m<sup>2</sup> 浸水（65%）

#### ②人的被害（平成 24 年 1 月 9 日現在）

- ・死者（東松島市民） 1,097 人（市外での死者含む）
- ・行方不明者 28 人（認定死亡者含む）
- ・東松島市内での遺体収容数 1,063 人

(内 東松島市民 954 人、市民以外 101 人、身元不明遺体 8 人)

・平成 23 年 3 月 11 日現在住民基本台帳登録者数 43,225 人 (約 2.5%)

③家屋 (平成 25 年 1 月 9 日現在)

・罹災証明発行件数 (単位：棟)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	合計
棟数	5,505	3,060	2,500	3,506	14,571

※全壊棟数の内 (流失 1,264 棟、全壊 4,241 棟)

平成 23 年 3 月 1 日現在世帯数 15,080 世帯 (半壊以上 75.9%)

④公共施設の被害

平成 24 年 7 月 1 日現在 (単位：百万円)

種 類	被害金額
公共施設 (庁舎等)	986
市道・橋梁等施設	10,007
下水道施設	7,448
教育施設	9,264
福祉施設	1,223
保健施設	21
農林水産施設	36,361
観光施設	357
情報施設	390
防災施設	814
合 計	66,871

全体被害額 668 億 7 千 1 百万円 (被害調査継続中)

(「東日本大震災の対応と復旧・復興について」より抜粋)

#### ① 東日本大震災被災直後の議会・議員の対応について

東日本大震災発生直後、議会としてなんらかの対応をとるべきであるという思いもあり、まずは災害対策を調査するため災害対策特別委員会を設置した (設置期間：平成 23 年 4 月 5 日～平成 23 年 7 月 27 日)。しかし、現場では混乱状態が続いており、議会として具体的な活動や調査を行える状況ではなかった。

第1回の災害対策特別委員会を開催した時には、災害発生後に議員活動で行ってきたことについての情報交換を行った。その中には、防災の自主組織や避難所運営等の関係、情報の伝達というものが多かった。議員は、議会の一員であると同時に地域のリーダーも担っているため、避難所運営等を世話する組織の一員にもなっていた。そのため、市民からは避難所における要望を市の災害対策本部に伝達することが期待されていたが、今回は、市の災害対策本部が把握している被災状況を地域に提供するという役割に徹した。情報網がほとんど麻痺状態だったため、災害対策本部との連絡がとれない状況下では、全体像を伝達する議員の役割は大きかった。

しかし、議員活動を懸命に行っていた議員に対して、避難していた市民からは批判もあった。情報提供に対する評判が良かった反面、議員として要望も要求も全然伝えてもらえないという理由からである。そのため、議員がいるのに役に立たないという批判を受け、議員の中には一時期体調を崩した議員もいた。

東松島市議会では、明文化はしていないが、過去3度の地震経験を踏まえた議会の反省点もあり、個別地域の案件は持ち込まないという協議をしていた。議会が、市の災害対策本部に影響を与えずに活動するのは困難であるため、議会としては、災害発生時における緊急の応急対応を行うよりも、混乱状況から脱した時に要望書や意見書を取りまとめるといった行動をとる方が良いと考えられる。

## ② 市災害対策本部への議会・議員の関わり方について

東日本大震災発生直後、東松島市の執行部は災害対策本部を設置したが、議会は、本部員として組織には組み込まれなかった。しかし、当時の議長は、本部員にはなっていなかったが、朝晩の会議に約100日程度、毎日出席することによって情報の共有を続けていた。

当時の議長は、一部事務組合議会の議員にもなっていたため、一部事務組合議会の議員の立場で被災状況を把握して持ち帰り、それらの情報を意見として述べる機会もあった。また、会議から持ち帰った情報については、特別委員会において、情報共有のための発表をしていた。

多くの議員も災害が発生した際に市の災害対策本部に駆けつけて同席はしたが、発言はほとんどしなかった。被災地の議員も被災した市民と同じ心情であ

ったと思うが、代弁する機会があっても全体に影響を及ぼすような発言は控えていた。当時の議長から、執行部の負担になることや判断を鈍らせるようなことは控えるよう発言があったため、執行部には極力介入せず、負担をかけない動きをしていた。平成 15 年の震災時には、議員からの意見や要望はあったが、今回の震災は規模が大きかったことと、議員の与える影響を認識していたためかなり抑えていた。そのため、他市でも議会が市の災害対策本部に出席した際に同じことができるかという点と難しいと考えられる。

東松島市議会では、議会としての災害対応については過去に議論されたことはあるが、検討を途中で中止している。議会自らが完結する災害対応活動であればよいが、執行部に対する情報提供や市民要望の伝達となると、執行部の災害対策本部の優先順位に大きな影響を与えてしまう危険性が極めて大きい。それは、議会本来の機能ではないという結論に至ったためだ。

### ③ 災害対策特別委員会、復興まちづくり計画に関する調査特別委員会の取組について

災害対策特別委員会を設置し、紳士的な会話の中で市長の専決処分を容認するという意思決定だけでも行うということで、執行部抜きで臨時議会を招集した。結果としては、特別委員会を設置するための臨時会を招集することとなったが、執行部を一切入れず、議員のみの議案なしで特別委



特別委員会の現地調査の様子

員会を設置した。その中で、口頭の紳士協定を結び、議長が代表して市長に災害対応に関する専決処分の実施について申し入れをしたという変則的な取扱いとなった。

その後、当時の議長任期の関係で議長交代があったため、一度災害対策特別委員会を廃止し、次に執行部から示されるまちづくり計画に基づいた復興まちづくり計画に関する調査特別委員会が設置された（設置期間：平成 24 年 1 月 31

日～現在)。

復興まちづくり計画に関する調査特別委員会には、作業部会を設置して個々に調査活動を行った。しかし、調査を進めていくうちに執行部に対して資料の要求や説明を求める機会が出てきてしまう。議会活動となってしまうと呼び出して聞き取る形式になり、執行部に負担をかけてしまうため、1人



大曲浜地区の被災状況を視察している特別委員会

又は2人で個々に各課を回り、個別面談方式による情報収集を行っていくことになった。復興計画に基づく135の復興事業についても全て手分けして現状の聞き取りを行った。

また、特別委員会とどうしても重なる活動が出てくるため、各常任委員会の活動は実質的に全部凍結した。そのため、可能な限り特別委員会で議案審査を行うという申し合わせをした。

議会運営についても、特別委員会の中に運営小委員会を設置し、実質的な議会運営についても審査する簡略化した組織となっている。



東名浸水地の被災状況を視察している特別委員会

復興計画に関しては、見直す度に議決するのでは作業が煩雑化することから、調査特別委員会の中で精査するというので、基本方針だけを議決事項に追加している。

#### ④ 今後の課題について

今回の大震災では、被災地域の市民が分散してしまっているため被災地域選

出の議員が被災地域の民意を吸い上げることが難しくなっている。被災している市民の意見を、どのようにして議会に反映していくかが来年度以降の課題となっている。

そのため、議会報告会などを改選後に企画していかなくてはならない。現在、広聴広報委員会を常任委員会化しようという動きがある。広聴広報委員会を常任委員会化して、法的な組織の中でどう取り組むかを決定していくという組織体系に改正する方向である。広聴広報委員会は、企画立案型で全議員で構成する。議員定数が 22 人から 18 人に削減されてしまうため、一人一人の議員の負担が増えてしまうことが懸念される。

## (2) 仙台市現地調査結果

1. 日 時：平成 25 年 1 月 17 日（木）
2. 場 所：宮城県仙台市
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 24・25 年度テーマ「都市における災害対策と議会の役割」の調査研究に資するため、仙台市における東日本大震災被災時の議会・議員の対応、復旧・復興段階における議会の対応等について、災害対策における議会の役割を見出すこと。

仙台市は、東日本大震災発生時に宮城野区で震度 6 強を記録。地震による激しい揺れとそれにより発生した大規模な津波によって、仙台塩竈港(仙台港区)では高さ 7.2m(推定値)の津波が観測され、道路や電気、ガスなどのライフラインが壊滅的な被害を受けた。



東日本大震災発生後の仙台市議会議場

以下、仙台市議会が、被災直後から復旧・復興段階までに取り組んだ活動等についての現地調査結果を報告する。

## 仙台市の被災状況

### (1) 地震概要

### ①地震の規模等

- ・発生日時 平成23年3月11日(金)14時46分
- ・震央地名 三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分)
- ・震源の深さ 24km
- ・規模 マグニチュード9.0
- ・市内の震度 震度6強:宮城野区  
震度6弱:青葉区、若林区、泉区  
震度5強:太白区
- ・津波 3月11日 14時49分 太平洋沿岸に大津波警報発表  
3月12日 20時20分 大津波警報から津波警報へ切り替え  
3月13日 7時30分 津波警報から津波注意報へ切り替え  
3月13日 17時58分 津波注意報を解除  
※津波の高さ(仙台塩釜港(仙台港区)):7.2m(推定値)

### ②最大余震

- ・発生日時 平成23年4月7日 23時32分
- ・震央地名 宮城県沖(北緯38度12.2分、東経141度55.2分)
- ・震源の深さ 66km
- ・規模 マグニチュード7.2
- ・市内の震度 震度6強:宮城野区  
震度6弱:青葉区、若林区  
震度5強:泉区  
震度5弱:太白区
- ・津波 4月7日 23時34分 宮城県に津波警報発表  
4月8日 0時55分 津波警報解除

## (2) 人的被害(平成24年8月31日現在)

### ①死者

- ・市内で死亡が確認された方 891人(男性492人、女性399人)  
(仙台市民以外の方92人、市内で発見された身元不明の2人のご遺体を含む)
- ・仙台市民の方 971人(男性538人、女性433人)  
(市外で死亡が確認された方174人を含む)



※いずれも、ライフラインが停止し肺炎などを発症して回復することなく亡くなるなど、震災に起因して亡くなられた災害関連死の認定を受けた方 237 人を含む。

※仙台市独自の集計のため、警察発表の数値と異なる場合がある。

※市内で死亡が確認された方のうち、ご遺体の発見場所の区分は以下のとおり（災害関連死の認定を受けた方を除く）。

青葉区 1 人、宮城野区 305 人、若林区 338 人、太白区 8 人、泉区 2 人  
(合計 654 人)

※行方不明者のうち死亡届の提出が確認された方については、宮城県の指導により死者数に含めないこととしている。

②行方不明者 30 人（男性 17 人、女性 13 人）  
(うち死亡届の提出が確認された方 29 人)

③負傷者

・重傷

276 人（うち 4 月 7 日余震：6 人、平成 24 年 8 月 30 日余震：1 人）

・軽傷

1,995 人（うち 4 月 7 日余震：65 人、7 月 25 日余震：2 人、7 月 31 日余震：1 人、8 月 19 日余震：1 人、平成 24 年 8 月 30 日余震：1 人）

(3) 建物被害（平成 24 年 8 月 26 日現在）

・全壊 29,912 棟

・大規模半壊 26,828 棟

・半壊 81,714 棟

・一部損壊 115,803 棟

(4) 宅地被害（平成 24 年 5 月 31 日現在）

5,080 宅地

(「一東日本大震災—仙台市議会の活動記録」より抜粋)

## ① 災害（防災）対策に関する基本条例の制定について

仙台市では、災害（防災）対策に関する基本条例については、現在、制定されておらず、また、検討もなされていないところである。

災害（防災）対策に関する基本条例の制定をすることよりも、今回の東日本大震災からの復興と被災者の生活再建に向けた復興計画を早急に策定することが仙台市としては急務であった。

また、今回の大震災は、これまでの想定をはるかに超える規模であり、従来の地域防災計画が十分に機能しなかった部分も多かったため、震災対応の中で明らかになった様々な課題を検証し、地域防災計画の全面的な見直しを行うことが喫緊の重要な懸案となっている。そのため、災害（防災）対策に関する基本条例を制定するという状況には至っていない。

## ② 地方防災会議・地域防災計画等について

仙台市議会の代表は、地方防災会議へ参画していない。地方防災会議の構成員は、指定行政機関や様々な部局等が集まってきているため、非常に膨大な人数になっている。その中に、若干名の議員が構成員として委員になっても、議会の意見を伝えていくというのは現実的には非常に難しいものと考えている。

それよりも、地域防災計画を取りまとめる節目の段階で、執行部から状況説明を聞き、議会として質疑や各会派の意見等を述べていきながら地域防災計画に反映していくという手法をとっており、昨年、実際に質疑の場を設けている。

議会としては、地域防災計画の策定等に関して提言や要望を取りまとめて提出するということはしていないが、質疑の場の中で地域防災計画や震災復興計画等に対する各会派の意見を申し述べていくという手続きを踏んでいる。

今回の震災の中で浮き彫りになった地域防災計画の課題のうち、避難所の運営、物資の供給の問題、在宅避難や帰宅困難者などの避難者への生活支援問題、啓発・教育の問題の4項目については、先行的に仙台市の中で見直し作業を進めている。その素案がある程度まとまった段階で議会が報告を受け、全議員で質疑をする場として仙台市議会東日本大震災復興会議を開催した。法的な特別委員会等ではないが、設置要綱を決議して設置している会議である。全議員構成で開くことができる質疑の場として活用している。

また、地域防災計画の策定等については、議会の議決事件に追加していない。法体系上、地域防災計画は、防災会議において最終的な決定をされるものであるため、決定機関が仙台市防災会議という形になっている。そのため、議会の議決に付するには適さないのではないかと結論に至ったものである。

なお、地域防災計画（共通編、地震・津波対策編）は、平成 25 年 3 月に全面修正の予定であり、これに加えて、新たに原子力災害対策編を平成 25 年度中に策定する予定である。

### ③ 市の災害対策本部への仙台市議会の関与について

災害対策本部は、発生した災害の規模に応じて設置することになっている。当然、3 月 11 日の東日本大震災の時には直ちに仙台市災害対策本部を設置し、活動を行った。

その災害対策本部には、仙台市の議会代表は参画していない。災害対策本部自体が執行機関側の組織で、市長の指揮命令系統下の各部局長が参画し、災害対応の調整をしている。また、関係防災機関の関係者が参加するというような体制になっているため、議会として代表が参加するというものではない。しかし、議会事務局長が災害対策本部会議に出席し、会議状況等についてはその都度把握し、議会から必要な連絡事項があれば会議で報告している。逆に、災害対策本部会議で決定したこと、情報化したことなどについては必要に応じて議長に報告していた。

また、東日本大震災発生時には阪神・淡路大震災時に神戸市会が作成した記録誌を、議会として今後とるべき行動について参考にした。具体的には、当局が 24 時間体制で災害対応に専念できるように、議会として各議員が個別に災害対策本部に要望活動するのではなく、要望があれば議会として窓口を一本化した形で当局に伝えることと、国等への要望を行うなど議会として側面支援を行っていくことなどである。

### ④ 議会独自の災害対策本部について

議会独自の災害対策本部等の設置規程・要綱等の制定はされていない。議会事務局としては、地域防災計画に基づく仙台市の災害対策本部の中の事務分掌の一部として議会事務局の防災実施計画を策定している。動員体制も地域防災計画によっている。

しかし、東日本大震災の際には、各会派が正副議長のもとで災害対策に対する様々な協議をする場として、仙台市議会災害対策連絡会議を設置した。現在、議会として改めて災害対応の組織を要綱として制定する検討を行っており、仙台市議会としての基本的な対応指針と大規模災害が発生した際に設置すべき組

織の2項目について素案を作成している。(※同対応指針と設置要綱については、平成25年2月12日に制定されている。)

### ⑤ 災害対策関連を審議する特別委員会について

仙台市議会が設置した災害対策関連の特別委員会は、東日本大震災対策特別委員会（設置期間：平成23年4月21日～平成23年6月28日）と震災復興推進特別委員会（設置期間：平成23年10月4日～平成24年2月15日）の2つである。

最初に、正副議長と交渉会派の代表者で構成された仙台市議会災害対策連絡会議を設置し、災害に関する情報の連絡調整や当局に対する要望の一本化を行った。議員が、個別に当局に要望活動を行うのを自粛し、議会で集約した形で対応するという趣旨で設置した。国等への要望についても、この会議の中で議論された。

また、震災時は、第1回定例会の会期中（3月15日まで）であったが、新年度当初予算を早急に確定させる必要があったこと、未曾有の大災害による非常事態の中、当局の災害応急活動への専念を最優先する必要があったこと、そのためには、災害対応に伴う緊急の補正予算についても専決処分による道を開くことが適当と考えられたこと、議員自身も、地域の一員と



東日本大震災対策特別委員会分科会による  
現地調査の様子

して市民の安全確保と応急対策等の支援活動を行う必要性に直面していたことなどから会期延長は行わず、当初の会期中で当初予算を議決して閉会した。その後、災害対策連絡会議で必要な連絡調整を行い、各議員が地域で活動してから1カ月後、当局から本格的な補正予算を提出するため臨時議会が開かれ、その際に全議員で災害対応の情報を共有する必要があるということから、補正予算と併せて閉会中も現地調査などを行った上で、今後の対応に対する質疑を行う役割を持たせた東日本大震災対策特別委員会を設置した。

その後、災害対策連絡会議と東日本大震災対策特別委員会を1つにした東日

本大震災復興会議を、第 2 回定例会の最終日に設置した。この会議は、正副議長と交渉会派の代表者、常任委員会の委員長で構成されており、必要に応じて議員も出席することができ、国への要望や地域防災計画の内容等の審議を行っている。

改選後、震災復興推進特別委員会を平成 24 年第 1 回定例会の前日まで時限的に設置し、震災復興基本計画など震災関連議案を審査した。

#### ⑥. 仙台市議会独自の災害対策に関する取組について

平成 24 年 11 月に仙台市において第 45 回宮城県市議会議長会議員研修会を開催し、中邨章・明治大学教授を招いて「大震災から学ぶ自治体の危機管理―自助・公助と議会の役割―」をテーマとした災害対応関連の研修を行った。

また、震災時の仙台市議会の対応について検証する意味も含めた震災記録誌「―東日本大震災―仙台市議会の活動記録」を作成した。



仙台市議会が作成した  
震災記録誌

#### ⑦ 復興計画に対する仙台市議会の取組について

まず、仙台市復興計画の素案となる「仙台市震災復興ビジョン」について、災害対策連絡会議及び東日本大震災対策特別委員会において、当局より説明を受けて審議を行った。また、改選後の平成 23 年第 3 回臨時会に復興計画が議案として上程され、震災復興特別委員会での付託審査を経て最終的に全会一致で議決した。

復興計画は、議決事件に追加しているが、従来から制定されている「議決事件に関する条例」とは別に、「東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例」を独自に制定している。これは、「議決事件に関する条例」の対象が計画期間が 10 年以上の重要な計画と明記されており、仙台市の復興の目標が 5 年という時限的なものであること及び復興計画の持つ位置付けの重要性等を踏まえ、別立ての条例で定めたものである。

#### ⑧ 仙台市議会独自の復旧・復興に向けた取組について

仙台市議会として、震災からの復興に関する特別決議を行ったほか各種の意見書を提出した。

国等への要望活動としては、仙台市議会として何度か行っているが、今回の東日本大震災においては、広域的な対応が必要であるという認識があり、被災地で唯一の政令市であることから広域的な意見を牽引して国に求めていかなくてはならないという意識が強かった。そのため、当時、宮城県市議会議長会と併せて東北市議会議長会の会長都市の立場で議長が要望行動を行っている。



「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に対する緊急要望」の提出

また、仙台市議会の広報関係として、ホームページへの掲載と市議会だよりの発行のほか、普段は行っていないが、地元新聞紙である河北新報へ年頭メッセージを掲載し、被災された市民の方々へ周知した。



河北新報朝刊に掲載した仙台市議会からのメッセージ

### ⑨ 災害対策における議会の役割に対する仙台市議会の意見について

二元代表制ということから、当局に対する牽制やチェック機能が議会として求められていると考えられるが、東日本大震災のような大規模災害の初期においては、平常時の機能とは別に、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められると考えられる。執行機関が災害対応に 24 時間当たっているような状況下では、議会が平常時の審議形態で議案を提出させ、説明員を出席させて審議

するという事は、議会の機能の発露の一つではあるけれども、被災者の一刻を争う救助・救援や応急対策の迅速な実施という面からは、最適解とは言いがたいと思われる。そのため、初期は、平常時の議会機能を抑制しつつ非常時の災害対応に切り替えることで当局が災害対応に専念できるような体制づくりを図り、時間の経過と共に二元代表制の関係にシフトし、本来の機能に切り替えていくという災害対応の支援が必要と考えられる。

また、議会として国等への働きかけを行っていくことも必要である。当局が事務的に国と詰め合わせをしても打開できない問題について、議会が積極的に働きかけを行うことで打開することもある。議会が関わりながら取組を進めていくことによっ



復興庁への要望行動

て、復旧・復興に向けた対応の大きな進展が期待できる。そのためには、被災市を中心にした広域的な連携の取組も重要かつ効果的である。

# 東日本大震災発生後の仙台市議会の動き

月	日	定例会等	各種会議（特別委員会等）の設置状況
H23. 3	3/11		<b>■災害対策連絡会議</b> ※正副議長、交渉会派の代表者で構成（H23. 3. 20設置） ・第1回：H23. 3. 20（日） ・第2回：H23. 3. 29（火） ・第3回：H23. 4. 20（水） ・第4回：H23. 5. 20（金） ・第5回：H23. 5. 27（金）
4	4/21～22	第1回臨時会	
5			<b>■東日本大震災対策特別委員会</b> ※全議員で構成（H23. 4. 22設置） ・第1回：H23. 4. 22（金） ・第2回：H23. 5. 10（火） ・分科会（第一～第四）による現地視察 【第一：5. 16（月）/第二：5. 17（火）/第三：5. 18（水）/第四：5. 19（木）】 ・第3回：H23. 5. 23（月） ・第4回：H23. 6. 1（水）
6	6/13～21	第2回定例会	
			↓ 統合再編
7			<b>■東日本大震災復興会議</b> ※正副議長、交渉会派の代表者、各常任委員会の委員長で構成（H23. 6. 28設置） ・第1回：H23. 6. 28（火） ・第2回：H23. 7. 13（水） ・第3回：H23. 7. 21（木） ・第4回：H23. 8. 3（水） ・第5回：H24. 4. 17（火）・20（金）・25（水） ・第6回：H24. 8. 17（金）・20（月）・22（水）
8	8/28	市議会議員選挙	
9	9/8～9	第2回臨時会	
10	9/21～10/24	第3回定例会	
11	11/28～30	第3回臨時会	
12	12/1～16	第4回定例会	
H24. 1			<b>■震災復興推進特別委員会</b> ※全議員で構成（H23. 10. 4設置） ・第1回：H23. 10. 4（火）～12（水） ・第2回：H23. 11. 29（火） ・第3回：H23. 12. 14（水）～15（木）  【 時限設置 】 （平成24年第1回定例会の開会日の前日まで）
2	2/16～3/16	第1回定例会	
3			

〔 現在に至る 〕



# 仙台市議会災害対応指針

(平成25年2月12日議長決裁)

## 1 対応の基本方針

議会は、予算、条例、重要な契約や計画等について市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、地域の実情に根ざして、市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

他方、大規模災害時においては、特に初期を中心に、これらの本来的な機能とは別に、当局と連携し、被災市民の救援と被害復旧のために、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、東日本大震災の体験を踏まえ、大規模災害時には、以下の基本姿勢に立って、取り組みを行うものとする。

- 当局が災害対応に全力で専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援を行うこと。
- 国、県、政党、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバック・アップすること。
- 上記に当たっては、広域的な視野に立って、関係自治体の議会と積極的に連携すること。

もとより、災害時の非常対応と議会の本来的役割との関係は、固定的なものではなく、災害の規模、態様に応じ、また時間の経過とともに重層的に変化・シフトするものである。また、大規模災害時には、議員、職員、庁舎自体が被災することも想定されるところであり、これらの状況に応じて、的確な対応を図るものとする。

### (対応の基本方針)

- ① 議会は、災害の状況に応じ、必要な体制を取りながら、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）及び区災害対策本部が行う災害対応に最大限の協力を行う。
- ② 議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務の統括に当たる。
- ③ 議員は、①のほか、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取り組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 特に災害初期においては、当局ができる限り災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの当局への要望は、緊急の場合を除き、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）に窓口を設置して提出する。

## 2 災害発生時の対応

### [初動期] (災害発生時から概ね24時間が経過するまで)

#### (1) 会議開催中の対応

- ① 議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議を休憩又は散会するとともに、議会事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための対応を行わせる。
- ② 委員会開催中は、委員長も同様とする。
- ③ 議長又は委員長は、議員が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮する。

#### (2) 議員の対応

- ① 議員は、市内で震度6弱以上の地震が発生したときは、自ら議会事務局へ安否を連絡する。
- ② 議員は、地域における被災者の安全の確保や、避難所への誘導等にできる限り協力する。

#### (3) 議会の対応

- ① 議会事務局は、議長及び副議長に、被害及び市の対応状況を速やかに報告する。
- ② 議長及び副議長は、①の報告を踏まえ、又は自らの判断により必要と認めた場合に登庁し、必要な議員の参集を求め、災害対策会議を設置するなどの対応を行う。
- ③ 議長は、必要と認める場合、議会事務局を通じて議員の安否を確認する。
- ④ 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長へ通知する。

### [初動期経過後]

#### (1) 議員の対応

- ① 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- ② 議員は、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会事務局に情報を提供するとともに、地域の一員として避難所支援など共助の取組みが円滑に行われるよう、できる限り協力する。

#### (2) 議会の対応

- ① 議長は、被災情報を収集・整理し、市本部へ提供を行う。
- ② 議会事務局は、市本部からの情報を速やかに正副議長へ報告する。
- ③ 議長は、会派又は議員に対し、収集・把握した災害情報の的確な提供を行う。
- ④ 議長は、状況の確認と所要の対応を行うため、必要に応じ、市本部長等との連絡調整に当たる。

- ⑤ 議長は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対し、適時適切に要望活動を行う。この場合においては、広域的な視点に立って、関係自治体の議会とも十分な連携を図る。
- ⑥ 議長は、前各号に定めるもののほか、この指針を踏まえ、必要な対応を行う。

# 仙台市議会災害対策会議設置要綱

(平成25年2月12日議長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき
- (2) 宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき
- (3) 大雨、洪水、暴風等により、市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき
- (4) 市内に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生したとき
- (5) その他議長が必要と認めるとき

2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。

3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

## (組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、各派代表者をもって組織する。

2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。

4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

## (所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 被災情報を収集・整理し、仙台市災害対策本部（以下「市本部」という。）へ提供を行うこと
- (2) 市本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供を行うこと
- (3) 市からの依頼事項についての対応に関すること
- (4) 市本部へ要望及び提言を行うこと
- (5) 国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと
- (6) その他、議長が必要と認める事項に関すること

(議会事務局の役割)

第5条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月12日から実施する。

### **(3) 岡崎市現地調査結果**

1. 日 時：平成 25 年 5 月 27 日（月）
2. 場 所：愛知県岡崎市
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 24・25 年度テーマ「都市における災害対策と議会の役割」の調査研究に資するため、岡崎市議会防災基本条例設置特別委員会が提案し、平成 24 年 10 月 3 日に制定した「岡崎市防災基本条例」の制定経緯並びにその内容と特徴等について検証し、災害対策における議会の役割を見出すこと。

岡崎市は、平成 15 年 4 月に中核市に移行し、その後、平成 18 年 1 月に額田町と 1 市 1 町で合併したことで面積は 1.7 倍にまで広がり、人口も 378, 533 人（平成 25 年 5 月 1 日現在）となっている。

岡崎市においては、平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨におけるゲリラ豪雨により未曾有の被害をもたらされており、近年、その発生の切迫性が指摘されている東海地震及び南海地震による甚大な被害も想定されている。

このような状況の中、岡崎市議会は、自らのことは自ら守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、市及び議会の責務や役割を規定した「岡崎市防災基本条例」を防災基本条例設置特別委員会より提案し、平成 24 年 9 月定例会において制定した。

以下、この防災基本条例の制定経緯並びにその内容と特徴等についての現地調査結果を報告する。

#### **① 岡崎市議会による岡崎市防災基本条例の提案の契機について**

岡崎市においては、東日本大震災が発生する前から甚大な被害が想定される東海地震や南海トラフ大地震の発生などが危惧されているが、過去にもゲリラ豪雨という言葉の発祥となった平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨により大きな被害を受けたことから、議会も理事者側も、また、市民も同じように災害対策をもっと進めなければならないと感じていた。

そのため、岡崎市としては、災害対策を最重要課題と位置づけているところ

であり、岡崎市議会としても、平成 21 年 11 月から防災防犯対策推進特別委員会を 1 年間設置し、岡崎市の防災及び防犯状況について調査研究を進めてきた。

その中で、防災に関しては、災害対策基本法に基づいた地域防災計画を作成し、災害が発生した時には地域防災計画に基づいて市が対応をしていくことになっているが、市民や事業者についての定めをすることも必要ではないかという議論が出た。

しかし、法的な担保に基づいてつくられる条例ではなく、自らがつくる条例の中で市民や事業者の責務や役割について定めるということは行政には困難なこともあるため、最終的には、議会から防災に関する条例を提案していくべきではないかという意見が出された。そして、大災害に対する防災は、市民、地域、行政が連携して災害に強いまちづくりを推進していくことが重要であるため、防災対策に関する調査事項を付議事件とする防災基本条例設置特別委員会を平成 22 年 11 月臨時会において設置することとなった。

以上が、岡崎市議会から防災基本条例を提案することとなった契機である。

また、防災基本条例策定の出発点の 1 つとなったのは、平成 21 年 11 月臨時会において制定された岡崎市議会基本条例である。岡崎市議会基本条例第 18 条には、「政策立案等」についての規定があり、同条例第 1 条に定められている市政の進展と市民の福祉向上という目的のため、岡崎市議会は、積極的な政策立案及び政策提言に努めることと規定されている。その実例第 1 号が、岡崎市防災基本条例である。

#### 岡崎市議会基本条例（抜粋）

##### （目的）

第 1 条 この条例は、岡崎市議会(以下「議会」という。)の基本理念並びに議会及び岡崎市議会議員(以下「議員」という。)の活動原則等を定めるとともに、市民と議会及び議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係を明らかにすることにより、議会の活性化を図り、もって市政の進展及び市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

##### （政策立案等）

第 18 条 議会は、市民の福祉向上のため、積極的な政策立案及び政策提言に

努めるものとする。

## ② 防災基本条例設置特別委員会の開催状況について

平成22年11月15日に第1回防災基本条例設置特別委員会（以下「第〇回特別委員会」）が開催され、正副委員長の互選が行われた。

第2回（平成23年1月18日）及び第3回特別委員会（平成23年2月17日）においては、理事者、担当課である防災危機管理課より防災対策の現状についての説明を受け、質疑応答の後、委員で協議を行うという形式で始まった。第4回特別委員会以降は、基本的に議員だけの協議という形式で進んでいった。

第5回特別委員会（平成23年4月20日～21日）では、兵庫県西宮市（「被災者支援システム」について）と滋賀県大津市（「大津市防災対策推進条例」について）の2市を視察調査した。

第7回特別委員会（平成23年6月22日）では、条例の素案となるたたき台を作成し、以降さらに協議等を重ねていった。そして、9月定例会において、過去1年間協議してきた内容及び成果について中間報告を行った。

第11回特別委員会（平成23年11月15日）は、役員改選に伴う臨時会時に開催された。役員改選は、申し合わせで1年となっており（現在は議長2年、それ以外は1年）、本来は、この時点で特別委員会の正副委員長をはじめメンバーは全て改選により交代ということになる。しかし、全ての委員が交代してしまうとその後の委員会での協議に支障が出てしまう可能性があるため、正副委員長は留任し、委員は8名のうち4名が交代、4名が再任ということになった。

その後、第17回特別委員会（平成24年4月11日）から第24回特別委員会（平成24年4月26日）まで、岡崎市議会では初めての取組となる市民意見聴取会を実施した。合計で8回の市民意見聴取会を開催し、市民からは、70件の意見が出された。また、アンケート



市民意見聴取会の様子

トという形式で意見を集めた結果、76件の意見が寄せられた。当初は、条例に



関する意見よりも行政に対する要望が多くなってしまいう危惧があったが、実際には予想していたよりも条例に関する意見が出された。条例に対する前向きな意見が多く、意見聴取会で提出された意見を基に素案を数カ所変更した。例えば、第4章で「復興対策」と「他の被災地支援」を1つの章にまとめていたが、これは別ではないかという意見もあり、章構成を変更した。また、寄せられた意見は地域によって異なっており、山間部の方では、素案にはなかった土砂災害についての規定が必要との意見があったため、「土砂災害の予防（第15条）」を追加するなど寄せられた意見を取り入れた修正を行った。

また、条例制定に向けて、平成24年5月1日から5月31日まで市民の意見を募るパブリックコメントを実施した。岡崎市のパブリックコメントは、条例上議会を実施機関には含んでいない。しかし、市民の意見を公募することは当然必要なことであるため、条例上の実施機関ではないがそれに準ずる形で実施した。このパブリックコメントによって、6名の市民から8件の意見が寄せられた。

その後、第28回特別委員会（平成24年7月13日）において約2年弱の協議を経て防災基本条例設置特別委員会としての条例案が最終決定され、8月6日の全員協議会で説明及び確認を行い、9月定例会の最終日（平成24年10月2日）に上程し、全会一致で可決された。条例としては、翌3日に公布・施行となった。

### ③ 岡崎市防災基本条例の内容と特徴について

岡崎市防災基本条例は、前文と5つの章による構成となっている。

前文には、東海地震等への備えやゲリラ豪雨等による大きな被害を受けたことなどの条例制定の理由と、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進していくという決意を記載している。

第1章の「総則」は、条例を制定する目的や基本理念を示すとともに、市民、事業者、市、議会のそれぞれの責務や役割を規定している。

第1条では、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの立場における責務や役割を明確にすることによって「災害に強いまちの実現を目指す」という条例の目的を規定している。第2条は、基本理念として、「自助」、「共助」、「公助」の3つの柱を挙げている。「自助」とは、自らの身の安全を自ら守るという防災の

基本的な考えであり、「共助」とは、身近な近所の人々により助け合うことで災害による被害の減少や多くの命を救うことにつながる減災の考え方である。そして、行政による「公助」により多くの人々を支援することで、社会の様々な主体が協力し合う災害対策の仕組を構築することを基本理念としている。第 3 条では、岡崎市地域防災計画との関係を規定しており、地域防災計画を修正する場合には、第 2 条の基本理念を尊重するものとしている。第 4 条では、「市民の責務」、第 5 条では、「事業者の責務」、第 6 条では、「市の責務」、第 7 条では、「議会の責務」を規定している。この第 7 条の「議会の責務」には、議会が条例をつくるということだけではなく、今後、議会として積極的に防災対策に対して取り組んでいくという決意の表明が込められており、本条例の大きな特徴でもある。

第 2 章の「予防対策」では、情報の収集や防災訓練などを通じて、各主体が日頃から取り組むべき災害対策について規定している。内容としては、「情報の収集及び提供（第 8 条）」、「自主防災活動の推進（第 9 条）」、「災害時要援護者への配慮（第 10 条）」、「防災に関する教育（第 11 条）」、「防災訓練（第 12 条）」などがある。また、岡崎市は、大きな水害を過去に度々受けているため、第 13 条と第 14 条に「浸水の防止等」や「雨水の流出抑制」について規定しており、市による既存施設の適正管理等に限らず、市民や事業者にも雨水ますや側溝等の清掃への協力等の必要な対策を講ずるよう規定している。

第 3 章では、「応急復旧対策」として、初期消火や被災者の救助など災害による被害の軽減や迅速な応急復旧措置を行うための体制について規定している。自らの身の安全を自らで守るための避難対策（第 19 条）から緊急輸送の確保（第 20 条）、帰宅困難者や自主防災組織への支援（第 21、22 条）などが規定されている。

第 4 章の「復興対策」では、市及び議会が市民や事業者と協力して復興に努めることを規定している。

第 5 章では、岡崎市以外の自治体が被災した場合の積極的な支援について規定されている。他の自治体の災害時に積極的な支援を規定しているのも岡崎市防災基本条例の特徴である。

#### ④ 今後の課題

今後の課題としては、防災基本条例を制定して終わりにするのではなく、条例制定後の取組が大事であると考えられている。

1つは、条例の内容について市民に理解してもらうことである。そのため、条文そのものを理解してもらうことよりも、考え方や書かれている内容を市民に理解してもらうために条例の概要版としてパンフレットを作成した。特に、絵やイラストを多用し、市民に目を通してもらうことで周知を図っている。このパンフレットは、岡崎市内 552 の町内会全てに送付している。また、市役所内の全ての課や各公共施設に備え置くほかに、災害応援協力協定を締結している市内の 30 程の企業にも送付している。議員から



岡崎市防災基本条例(概要版)

も、地元の関係機関に送付してもらった。当初、6,000部ほど作成したが、地元での回覧や防災訓練等でも配布したいという要望があったため、3,000部ほど増刷している。今後も、必要に応じて市民への周知につながるものを作成していきたいと考えている。

また、時代の流れとともに条例が全く使えないものになってしまい、逆に足かせになってしまう可能性があるため、定期的な見直しをしていく必要がある。しかし、一般条例である防災基本条例に、議会側から見直し規定を条文化することは果たして適切かどうか議会内でも非常に議論になったため、最終的には、「議会の責務」の第7条第2項で、条例も含め常に評価をしていくという意味表示をしている。行政側との調整を通して、議会としての監視や評価を議会の責務に入れ、必要があれば議会から提案することによって対応をしていくことになる。

最後に、岡崎市議会は、災害発生時の行動マニュアルを定めていないため、今後の課題として、実際の活動などを定めた要領や行動マニュアルを作成する必要があると考えている。平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨においても、個々の議員が、それぞれの立場で地域において活動していたが、議会及

び議員の活動に関する要領や要綱等を制定し、議会としての意思統一を図ることが必要になってくる。

## 防災基本条例設置特別委員会について

### 1 条例案決定までの経緯

平成 22 年 11 月臨時会において「防災基本条例設置特別委員会」を設置し、委員会において、条例についての調査・協議を重ね、防災基本条例(素案)を策定し、9 月定例会において中間報告を行った。

平成 23 年 11 月臨時会において委員会委員の再編を行うとともに、講師を招いて専門的知見から条例策定の意義や市民意見交換会やパブリックコメントを行ううえでの指導助言を受けた。

平成 24 年 4 月に市民意見聴取会、5 月にパブリックコメントを開催し、市民意見を反映するとともに、行政に対しても確認を行い更なる協議を重ね、条例(案)を決定した。

### 2 防災基本条例設置特別委員会の開催状況

	期 日	内 容
1	平成 22 年 11 月 15 日	正副委員長互選
2	平成 23 年 1 月 18 日	(1) 防災対策について ・理事者より防災対策の現状について説明を受け質疑応答 (2) 委員会の今後の取り組みについて ・他市の状況を確認 ・委員会の進め方について協議 (委員長(案)スケジュール検討)
3	2 月 17 日	(1) 岡崎市地域防災計画について ・岡崎市地域防災計画について理事者と質疑応答 (2) 防災基本条例について ・今後のスケジュールについて検討 ・他市関係条例を参考に条例骨子の検討
4	4 月 15 日	・基本理念、市民からの意見聴取方法、条例において取り入れる項目について協議
5	4 月 20 日 ～21 日	・「被災者支援システム」 兵庫県西宮市 ・「大津市防災対策推進条例」 滋賀県大津市 以上 2 市を視察調査

6	5月16日	・ 条例に取り入れる単語や表現について調整
7	6月22日	・ 条例の構成（章立て）を決定し、条文の内容について協議
8	7月4日	・ 条文の内容について調整 ・ パンフレットの作成について協議
9	8月8日	・ 所管課の意見について協議調整 ・ 中間報告書案について確認
（ 9月定例会において委員会の中間報告 ）		
10	10月4日	・ 条例（素案）の再検討 ・ 説明用パンフレットの作成検討 ・ 勉強会の開催検討
11	11月15日	正副委員長互選
12	11月15日	前委員会からの引継ぎ事項の確認 ・ 素案の概要と検討項目の説明 ・ 全体のスケジュール ・ 勉強会、意見交換会、パブリックコメントの開催について検討
13	12月20日	市民意見交換会研修の開催
14	平成24年 1月24日	・ 条例素案の見直しについて協議 ・ 意見交換会について協議
15	2月13日	(1) 防災対策の現状について ・ 理事者より地域防災計画の変更点について説明を受け質疑応答 (2) 市民意見交換会について協議
16	4月4日	・ 市民意見聴取会についての確認
17	4月11日	市民意見聴取会（東部市民センター）
18	4月12日	市民意見聴取会（ぬかた会館）
19	4月17日	市民意見聴取会（大平市民センター）
20	4月18日	市民意見聴取会（岩津市民センター）
21	4月19日	市民意見聴取会（矢作市民センター）

22	4月24日	市民意見聴取会（六ツ美市民センター）
23	4月25日	市民意見聴取会（南部市民センター）
24	4月26日	市民意見聴取会（福社会館）
25	5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見聴取会の結果確認</li> <li>・パブリックコメントの実施状況</li> <li>・委員会調査の確認</li> </ul>
26	5月9日 ～10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「応急復旧の現状」 宮城県亶理郡亶理町</li> <li>・「福島市復興計画」 福島県福島市</li> </ul> <p style="text-align: right;">以上2市町を視察調査</p>
27	6月26日	<p>(1) 市民意見聴取会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への意見や要望の回答結果報告</li> <li>・条例に対する意見の取りまとめ</li> </ul> <p>(2) パブリックコメントについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施結果の報告と回答の取りまとめ</li> </ul> <p>(3) 行政からの要望についての説明及び確認</p> <p>(4) 条例委員長案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意見聴取会、パブリックコメント及び行政からの要望等の意見を取り入れ調整した案について説明し確認</li> </ul> <p>(5) 説明パンフレットについての方向性を協議</p> <p>(6) 今後の日程確認</p>
28	7月13日	<p>(1) 市民意見聴取会及びパブリックコメントの回答について</p> <p>(2) 条例案の確認及び最終決定</p> <p>(3) 説明パンフレットについて</p>
29	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会の結果確認</li> <li>・説明パンフレットの構成</li> </ul>

### 3 条例策定までの経緯

平成24年

- ・8月6日(月) 全員協議会において全議員に説明及び確認。
- ・10月2日(火) 9月定例会最終日に上程。全会一致により可決。
- ・10月3日(水) 公布・施行。

## 岡崎市防災基本条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第7条）

#### 第2章 予防対策（第8条～第17条）

#### 第3章 応急復旧対策（第18条～第22条）

#### 第4章 復興対策（第23条）

#### 第5章 他の被災地支援（第24条）

#### 附則

本市は、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、これまで災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき地域防災計画を作成し、修正を重ね、地震対策を積極的に推進してきた。

しかしながら、想定される東海地震その他の大規模な地震が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。さらに、東日本大震災を受け、東海地震など南海トラフにおける巨大地震の規模及び震度も見直され、これにより被害の拡大も予想される。また、平成12年の東海豪雨や平成20年8月末豪雨では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨などにより、市民の尊い生命や貴重な財産を失うなど、未曾有の被害をもたらした。

こうした状況において、災害から生命、身体及び財産を守るためには、災害に強いまちづくりを最重要課題として位置付け、いつ発生するか分からない災害に備え、災害予防や減災対策などの施策を早急に実施し、継続していかねばならない。そして何より、地域社会における防災活動の基盤となる人と人との絆を大切にし、地域コミュニティの維持及び発展に取り組んでいかねばならない。

私たちは、自らのことは自らで守る「自助」、身近な地域で支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の理念を念頭に置き、市民、事業者、市及び議会が、それぞれの責務や役割を十分に理解し、一体となって災害に立ち向かう



決意を明確に示すとともに、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、ここにこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関し、市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明確にするとともに、それらの対策の基本となる事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、被害を最小限に軽減し、災害に強く安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的とする。

### (基本理念)

第2条 災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、社会の多様な主体が協働して被害の軽減に向けた災害対策の仕組みを構築していかなければならない。

2 自らの身の安全は自らが守ることが防災の基本であり、全ての市民、事業者、市及び議会は、防災に関する基本的責務を有しており、その持てる能力を生かし、それぞれの責務を果たし、協働することにより、いつでも起こり得る災害による人的被害及び経済的被害を軽減するため、それぞれの主体が継続的な災害対策の充実及び強化に努めなければならない。

### (地域防災計画への反映)

第3条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第1項の規定により設置された岡崎市防災会議は、同法第42条第1項の規定により作成された岡崎市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）を尊重するものとする。

### (市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、平常時から災害に対する次に掲げる事項の実施に努めるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動し、防災に寄与するよう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当その他の初期活動を積極的に  
行うための準備
  - (2) 災害時における危険地域並びに避難の経路、方法及び場所並びに外出先  
からの帰宅方法並びに家族間の連絡方法の確認
  - (3) 市又は地域コミュニティによる災害対策活動への参加及び協力
  - (4) 防災情報の入手方法の確保及び防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的  
な参加
  - (5) 災害に関する教訓及び先人からの災害に関する伝承の後世への継承
  - (6) 所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強
  - (7) 地震による家具等の転倒及びガラス等の飛散を防止するための措置
  - (8) 災害時に必要な飲料水及び食料の備蓄
  - (9) 日用品、医薬品その他避難生活において必要となる物品等の確保
- 2 市民は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努める  
ものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に伴う災害発生を防ぐとと  
もに、社会的責任を自覚し、災害に備えるため、次に掲げる事項を実施する  
よう努めるものとする。

- (1) 災害時における初期消火、救難・救助、応急手当、避難誘導その他の初期  
活動を積極的に行うための準備
- (2) 事業所に来所する者（第21条において「来所者」という。）及び従業員並び  
に事業所の周辺地域における市民の安全の確保
- (3) 市又は市民等（市民及び市民の組織する団体をいう。以下同じ。）による  
災害対策活動との連携及び協力
- (4) 従業員の防災訓練、講習会等への積極的かつ継続的な参加
- (5) 事業継続に係る計画の策定及び防災活動の推進並びに危機管理体制の整  
備
- (6) 所有し又は管理する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補  
強

- (7) 地震による機械設備等の転倒を防止するための措置
  - (8) 事業者として必要な飲料水及び食料並びに物資の備蓄
- 2 事業者は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災の第一次的責務者として、被害を最小限に軽減するため必要な次に掲げる施策を講ずるとともに、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図らなければならない。

- (1) 災害時における水防活動、消防活動、救難・救助及び応急措置
  - (2) 避難準備情報並びに避難の勧告、指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報の提供
  - (3) 国、県及び他の地方公共団体並びに市民等と連携した災害対策の的確かつ円滑な実施
  - (4) 業務継続に係る計画の策定、防災活動の推進及び危機管理体制の整備
  - (5) 被災者支援のためのシステムの構築
  - (6) 市民の防災意識の高揚及び防災行動力の向上並びに自主防災組織の育成
  - (7) 災害時に迅速な応急対策を実施するための事業者、事業者団体及び他の地方公共団体との応援協定の締結の推進
  - (8) 市民等及び事業者に対する建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指導及び支援並びに地震に対する安全性の確保に関する啓発及び知識の普及
  - (9) 所有し又は管理する建築物の地震に対する安全性の確保のための必要に応じた耐震診断及びその結果に基づく耐震改修の実施
  - (10) 管理する道路施設、河川施設、上下水道施設等の災害に対する安全性の確保
  - (11) 避難者等に必要な飲料水、食料その他の物資の備蓄
- 2 市は、災害発生後災害復旧の推進及び支援活動において、市民等及び事業者の協力を得て、早期の復旧及び復興に努めなければならない。

(議会の責務)

第7条 議会は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災及び減災に関する調査及び研究を行い、市の災害対策への助言及び提言を行わなければならない。

2 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の執行の監視及び評価に努めなければならない。

3 議会は、被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めなければならない。

4 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

## 第2章 予防対策

(情報の収集及び提供)

第8条 市は、地震、豪雨等の自然現象の観測を実施し、防災のために必要な情報の収集及びその伝達方法の確保に努めなければならない。

2 市は、過去の災害事例の検証をするとともに、市域内において予想される災害に関し調査を行い、その結果を災害対策に反映させるよう努めなければならない。

3 市は、災害に備え、市民等及び事業者に対し、あらかじめ、避難所及び避難場所の位置等避難するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 市は、市民等及び事業者に対し、平常時から防災に関する必要な情報を提供するよう努めなければならない。

5 市は、市民等及び事業者に対し、速やかに、避難準備情報並びに避難の勧告、指示及び誘導並びに警戒区域の設定に関する情報、被害の状況に関する情報、応急措置に関する情報等を提供するよう努めなければならない。

6 市民等及び事業者は、災害時に備え、防災に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めるものとする。

(自主防災活動の推進等)

第9条 市は、市民及び事業者が、地域において自発的かつ組織的に行う防災に関する活動(次項において「自主防災活動」という。)を積極的に推進する

ため、防災リーダーの養成を始めとした支援及び協力を行うよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

3 市は、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成その他の支援を行うよう努めなければならない。

(災害時要援護者への配慮)

第10条 市民等、事業者及び市は、災害時に備え、災害時要援護者（高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊婦、外国人、旅行者その他災害が発生した場合において避難等に援護を要する者をいう。以下この条において同じ。）に配慮した対策に努めるものとする。

2 市民等及び市は、災害時要援護者の協力の下にその支援を行うために必要な情報の収集及び把握並びに当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

3 避難所である施設の管理者は、災害時要援護者に配慮した施設の整備に努めるものとする。

(防災に関する教育)

第11条 市は、防災訓練、講習会等を積極的に行い、防災に関する知識の普及並びに市民等及び事業者の意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、防災訓練、研修等により、職員の防災に関する能力の向上に努めなければならない。

3 市は、防災に関し、市民の理解を深め、活動を支える人材を育成するため、学校教育及び社会教育を通じ、知識及び行動を習得する教育の充実に努めなければならない。

4 事業者は、従業員に対し、防災訓練、講習会等に参加させることにより、防災に関する知識を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

(防災訓練)

第12条 市は、市民等及び事業者と連携した防災訓練を積極的かつ計画的に行わなければならない。

2 市民は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 事業者は、地域コミュニティ及び市が行う防災訓練に参加し、又は連携するよう努めるものとする。

(浸水の防止等)

第13条 市は、豪雨による浸水を防止し、市民の安全を確保するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

2 市、市民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設への浸水の防止に努めるものとする。

3 市民等及び事業者は、自らが所有し、又は管理する土地に隣接して設置された雨水ます、側溝等の清掃に努めるものとする。

(雨水の流出抑制)

第14条 市は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内に、雨水の流出を抑制するための施設を設置するよう努めなければならない。

2 市は、市民等及び事業者に対し、雨水の流出の抑制に関する啓発及び普及に努めなければならない。

3 市民等及び事業者は、自らが設置し、又は管理する施設の敷地内において、雨水の流出を抑制するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(土砂災害の予防)

第15条 市は、土砂災害から市民の安全を確保するために、県と連携し、危険の周知及び警戒避難体制の整備に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、土砂災害に関する認識を深め、災害の予防に努めるものとする。

(広告物等の落下防止等)

第16条 市は、建築物等の屋外に面している窓ガラス、壁面タイル、広告物、広告板等（次項において「落下対象物」という。）の落下防止並びに道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等（次項において「転倒対象物」という。）の転倒防止の促進に努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、その所有又は管理に係る落下対象物の落下及び転倒

対象物の転倒を防止するとともに、これらの定期的な点検を実施するよう努めるものとする。

(文化財の保護)

第17条 市は、平常時から市内において保存されている文化財の実態を把握するとともに、市民等、事業者及び文化財の所有者並びに国、県及び専門家と連携し、文化財を災害から守る体制の整備に努めなければならない。

### 第3章 応急復旧対策

(応急復旧措置)

第18条 市は、災害が発生した場合においては、災害による被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

2 市民等及び事業者は、災害が発生した場合においては、相互に協力し、初期消火、被災者の救難・救助その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 医療、建築、廃棄物処理等の専門的な知識又は技術を有する事業者は、第1項の規定により市が講ずる措置に積極的に協力するよう努めるものとする。

(避難対策)

第19条 市は、食料、毛布その他の被災した市民の生活に必要な物資の確保及び飲料水の供給のために必要な対策を講じなければならない。

2 市は、避難所及び避難場所の確保並びに仮設住宅の建設等のための用地に関する情報の管理に努めなければならない。

3 市民は、防災関係機関等からの災害に関する情報に留意し、危険を認知したときは自主的に避難するとともに、市からの避難準備情報並びに避難の勧告及び指示に関する情報の提供があったときは、速やかにこれに応じるものとする。

4 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うため、平常時から避難所及び避難場所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

5 市民等は、相互に協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

(緊急輸送の確保)

第20条 市は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、消火、被災者の救難・救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送(次項において「緊急輸送」という。)を確保するため、道路啓開及び車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 市民等及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、自動車の使用を自粛する等緊急輸送の確保に協力するよう努めるものとする。

(帰宅困難者への支援)

第21条 市及び事業者は、警戒宣言が発せられた場合又は災害が発生した場合においては、通学する者、来所者、従業員、旅行者等の円滑な帰宅又は留め置きのために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等への支援)

第22条 市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等(自主防災組織及びボランティア組織をいう。以下この条において同じ。)による被災者への支援活動の円滑な実施を支援するため、活動拠点の提供及び情報の共有に努めなければならない。

- 2 市民、事業者及び市は、災害が発生した場合においては、自主防災組織等による活動に対して必要な協力をするよう努めるものとする。
- 3 市は、災害が発生した場合においては、関係機関と連携し、自主防災組織等の活動が円滑に行われるようその受入体制の整備に努めなければならない。

#### 第4章 復興対策

第23条 市及び議会は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、市民等及び事業者と協力して、復興の基本的な方向を検討するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の基本的な方向に基づき復興方針及び復興計画を策定するとともに、国、県、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、被災地の速やかな



復興に努めなければならない。

- 3 市民等及び事業者は、災害により甚大な被害を受けた場合においては、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めるものとする。
- 4 市民等及び事業者は、市が実施する計画的な復興事業の推進に協力するよう努めるものとする。

#### 第5章 他の被災地支援

第24条 市は、必要に応じ、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害又はそれに準ずるものをいう。次項において同じ。）の被災地及び被災者への支援に努めなければならない。

- 2 市は、大規模災害が発生した場合においては、被災地の被害の軽減対策及び迅速な応急復旧措置を行うための支援体制を確立し、市民等及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講じなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### **(4) 大分市現地調査結果**

1. 日 時：平成 25 年 8 月 23 日（金）
2. 場 所：大分県大分市
3. 調査目的：都市行政問題研究会の平成 24・25 年度テーマ「都市における災害対策と議会の役割」の調査研究に資するため、大分市議会議員政策研究会が取り組んだ通常時の防災、災害時・復興時の対策を視野に入れた調査研究と、その調査研究による市長への政策提言提出までの経緯、大分市議会防災会議及び大分市議会災害時対策会議の各設置要綱の制定経緯並びに内容と特徴等について検証し、災害対策における議会の役割を見出すこと。

大分市議会は、平成 20 年 12 月 17 日に議会基本条例を制定している。これは、中核市で最も早い制定である。この議会基本条例に基づき、毎年、市民意見交換会を市内 13 会場において開催している。市民意見交換会は、会場における説明や質疑応答、受付からお茶汲みまで全て議員自身で運営している。

また、平成 23 年 3 月には、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を図るために、議員提案による「大分市子ども条例」を制定するなど政策研究の取組が盛んな市議会である。

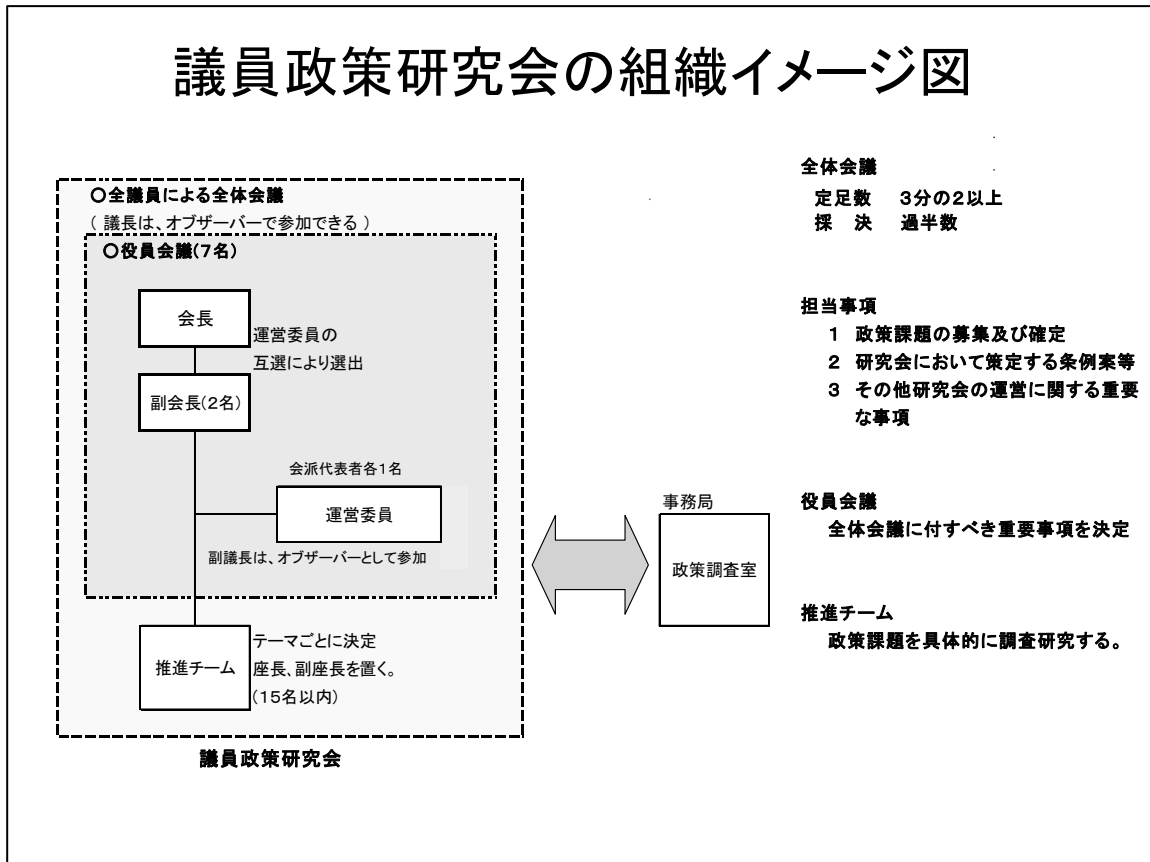
以下、大分市議会が設置した議員政策研究会が、平成 24 年 12 月 14 日に市長宛に提出した「災害対策に関する提言書」の提出までの経緯と、平成 25 年 2 月 26 日に制定した大分市議会防災会議及び大分市議会災害時対策会議の各設置要綱の制定経緯並びにその内容と特徴等についての現地調査結果を報告する。

##### **① 大分市議会議員政策研究会の調査経過について**

大分市議会議員政策研究会は、政策的条例案の策定や市長に対する政策提言を行うため平成 19 年に設置された。活動実績としては、平成 20 年に「大分市議会基本条例」、平成 23 年に「大分市子ども条例」を制定するなど、全議員が会派を超えて市民本位の立場から政策研究に取り組んでいる。

大分市議会議員政策研究会の組織としては、全議員を会員として構成しており、運営委員として各会派の代表者、オブザーバーとして正副議長の 9 名によ

る役員会議を形成している。そして、政策課題ごとに選抜される15名以内の会員から成る推進チームを設置し、政策課題を具体的に調査研究していく。



今回の災害対策という政策課題の選定理由は、東日本大震災を教訓として、市民の生命・財産を守るため市民目線で議会としての新たな発想を盛り込むべきであり、併せて、災害等が発生した場合の議会の役割等を早急に検討する必要があると判断



推進チーム会議の様子

した。このため、平成23年12月に、政策課題を「災害対策にかかる政策提言」と決定し、調査研究を開始した。

政策課題を「災害対策にかかる政策提言」に決定後、推進チームが平成24年1月に編成され、地域防災計画について担当課から概要説明を受けるとともに、東日本大震災の被災地へ派遣された職員から現地活動報告を受けるなど大規模

災害における災害対策の課題把握に努め、災害対策に関する見識を深めていった。また、大分市の災害対策に関する課題等に関する調査も全議員に対して実施している。

これらの調査研究を通じて、平成24年3月に政策提言のための基本方針を「避難場所対策」、「情報収集・情報提供」、「防災意識啓発」、「地域での防災対策」、「要援護者対策」、「議会の役割」の6つを主な課題とすることを全議員で構成する全体会議において決定した。その後、地勢に着目して沿岸部（佐賀関地区、三佐地区など）、市街地を中心とした平野部（敷戸校区、中島校区など）、山間部（八幡校区、戸次校区、野津原地区など）と市内9地域において、延べ247名の災害対策に関わる推進役との地域の防災課題に関する意見交換を行った。また、市民との意見交換やパブリックコメントを通じて得られた意見も提言に取り入れていった。



関係者との意見交換

平成24年5月28日から30日においては、想定される東海地震による巨大津波に備えた静岡県沼津市と、東日本大震災による甚大な被害を受けた宮城県仙台市を視察調査した。



急傾斜地のための津波避難階段及び津波避難タワー（静岡県沼津市）

沼津市では、巨大津波に備えたハード及びソフト両面からの対策事業を視察目的とし、急傾斜地においても迅速な避難が可能な階段やビル等がない地域においても近隣住民が避難可能な津波避難タワーなどを調査した。

仙台市では、下水処理施設やガспラント工場が甚大な被害を受けた際の都市機能の停止状況及び迅速な復旧作業や、国、県、周辺の市町村との連携状況について現地調査を行った。

平成 24 年 6 月 25 日には、政策研究会全体研修会を開催し、NPO 法人「くらしの安全安心サポーター」理事長の中村八郎氏を講師として招き、「3.11 を踏まえてこれからの自治体防災対策」と題し、地域住民が連携したコミュニティの熟成による自助・共助への影響などについての講演を聴取することで、全議員での知識の共有・向上を図った。また、全体研修会終了後、推進チームのメンバーは、先の講演の内容や現在の取組などについて中村氏と意見交換を行い、防災に関する知識をより一層深めていった。



NPO 法人暮らしの安全安心サポーター理事長 中村八郎氏による研修会

## ② 市長に対する「災害対策に関する提言書」について

大分市議会議員政策研究会は、約 1 年をかけて調査研究した結果を提言書として、平成 24 年 12 月 14 日に大分市長宛に提出した。提言書の内容は、「避難場所対策」、「情報収集・情報提供」、「防災意識啓発」、「地域での防災の取り組み」、「要援護者対策」、「議会の役割」の 6 つで構成されている。

「避難場所対策」についての提言は、各地区の特性を考慮し、災害の種類に応じた避難場所・避難経路の見直しをする必要があるため、選定にあたっては現地確認をし、必要に応じて地元住民と協議を行うことや避難場所での混乱を最小限に抑えるため、設備の整備・備蓄の確保等を含め運用方法を徹底するよう求めている。具体的には、指定避難場所の設備（テレビ・電話・炊事場・トイレ・照明・バッテリー等の電力確保など）を早期に整備することや、指定避難所には、毛布・食料・生活用水・飲料水などを確保しておくことなどとなっている。

「情報収集・情報提供」についての提言は、災害時において正確で迅速な情報収集及び提供は、被害を最小限にするために必要不可欠であるため、正確で迅速な情報伝達をするための環境整備をすべく市民等への情報連絡体制の強化、情報伝達手段の多様化、通信施設及び通信機器の整備充実を早期に図ることを

求めている。具体的には、防災メール等の情報提供手段が途絶えた場合、それに代わる情報提供手段を確保することや、学校や地域等へ必要に応じて防災無線や放送設備の設置と環境整備を行うこととしている。

「防災意識啓発」についての提言は、行政の対応もさることながら、市民一人ひとりの防災意識及び知識の向上が必要不可欠であるため、関係団体を含め平常時から実践的な防災訓練を徹底し、過去の災害事例の周知を図ることを求めている。対応策としては、あらゆる災害に対応できる実践的な防災訓練を充実させ、定期的を開催するとともに参加率の向上に努めることや、市民一人ひとりの危険を回避する能力を育み、災害対応能力を高めることとしている。

「地域での防災の取り組み」についての提言は、そこに住む住民全てが情報や防災に関する知識を共有することが、災害発生直後の初動に大きく影響するため、地域にコミュニティの推進事業を進めながら住民同士が災害時に助け合えるような環境を構築し、自助・共助をはじめとした地域防災力の向上を図るよう求めている。防災訓練と地域の催事を併せて行うというように、地域コミュニティの推進事業と連携して行うほか校区ごとに防災マップを作成し、一次避難所、指定避難場所、危険地域、災害時市民開放井戸、防災倉庫等の記載をするとともに、全戸配布など周知徹底を図り、防災訓練がより効果的になるよう活用することとしている。

「要援護者対策」についての提言は、要援護者と支援者の関係構築が重要であり、地域における支援者は、行政との情報共有を図る中で要援護者との信頼関係を構築する必要があるため、大きな障壁となっている個人情報やプライバシーの問題を地方行政のみならず、国レベルでの法整備等を求めていくことによって、支援者が援護できる環境を整えることを求めている。要援護者へ対応する民生委員や自治会長をはじめとする支援者への負担軽減策を講じるとともに、地域にある企業へも支援協力を求め、災害発生時には援護を必要とする住民の意思表示を把握できるシステムを構築することとしている。

「議会の役割」については、大分市議会は、市民から「大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図ること及び災害発生時に議会としての役割をしっかりと果たすこと」が求められている。このため、市民の生命と財産を守るために、大分市議会防災会議を設置し、大分市の災害対策について監視すると

ともに、災害発生時においては、大分市議会災害時対策会議を設置し、大分市災害対策本部と情報の共有を図るなかで迅速な対応、復旧、復興に向けて協力することとしている。災害発生時に議会災害時対策会議を設置して情報の収集や伝達を行うことで、議会として市長に対する必要な対策や施策について提言し、応急対策、復旧、復興に尽力する。そして、平常時に、議員は、定期的な研修会等で防災に関する知識を習得し、地域防災のアドバイザーの役割を果たすこととしている。

### ③ 大分市議会防災会議及び大分市議会災害時対策会議について

大分市議会防災会議と大分市議会災害時対策会議については、平時及び災害発生時に議会として防災、災害対策の対応をすることができる体制をとるため、平成 25 年 2 月 26 日に各設置要綱が制定・施行された。両会議の組織構成としては、議長が会議を統括し、副議長が議長を補佐するほか、正副議長に議会運営委員会の委員を含めた運営会議が本部組織として情報収集、情報伝達の中核となり、各地区の地区隊長と連絡を取り合うこととなっている。

大分市議会防災会議とは、議会として災害発生時に対策がとれるようにするため災害発生時の対策や課題を確認し、大分市の防災について協議することを目的としている平常時から設置されている機関である。大分市議会内に設置する任意の会議で常設の機関であるが、大規模災害発生時、議長が必要と判断した時は大分市議会災害時対策会議に移行することとなっている。

平常時の大分市議会防災会議の役割は、議会として大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図ることである。災害に関して平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言する。また、災害時の議会の組織と役割を確認、検証及び共有を図ることとしている。

平常時の地区隊長、地区担当議員の役割は、i) 地区の災害対策について課題の把握、ii) 定期的な研修会などで防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加するなどして地域防災アドバイザーになる、iii) 防災意識をもって、あらゆる機会を通じて防災意識の啓発を行うとしており、地域に根ざした活動を実施することとなっている。

大分市災害時対策会議は、大分市議会防災会議と同じく大分市議会内に設置する任意の会議である。災害発生時に、議会の本部組織として運営会議を設置

し、応急対策、復旧、復興に尽力することとなっており、大分市災害対策本部と連携する。

設置の時期は、地域内で震度 5 強以上の地震が発生した時、大津波警報が発表された時などの大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、議長が必要と判断した時に設置することとなっている。

組織の終期は、災害発生時の応急対応が終息し、本会議に復旧・復興予算が提出される場合においては、徐々にその役割を常任委員会等に引き継ぎ、大分市防災会議に戻ることになっている。

大分市議会災害時対策会議の役割は、i)大分市災害対策本部との連携をとり、災害情報を共有又は提供すること、ii)災害情報の集約及び伝達、iii)応急対策、復旧、復興について検討し、必要に応じて市長に対し提言することとしている。

また、災害発生時の地区組織の地区隊長の役割としては、i)地区の情報を集約し、本部である運営会議に伝える、ii)運営会議からの情報を担当議員に伝えることとしており、各地区担当議員は、i)指定された地区において情報収集、情報伝達を行うこと、ii)指定された避難所の状況等を把握し、支援物資の不足など市民の声を聞くという役割を負うことになっている。

#### **④ 大分市議会防災会議のこれまでの動きについて**

大分市議会防災会議は、全議員で組織することになっているが、防災会議の案件やその運営に関することについては、議長及び副議長、議会運営委員会をもって構成する運営会議において協議することになっている。第 1 回目の大分市議会防災会議を開催するまでに、2 回の運営会議を開催している。

平成 25 年 3 月 13 日には、第 1 回運営会議を開催し、大分市議会防災会議設置要綱及び大分市議会災害時対策会議設置要綱をより実効性のあるものにするため、今後必要な協議事項として 7 つの事項を確認した。今後協議が必要な事項は、i)地区組織の所管区域及び地区担当議員について、ii)災害時対策会議の設置場所について、iii)大分市議会災害時行動マニュアルの作成について、iv)議会 B C P (業務継続計画) について、v)議員としての活動について、vi)「災害対策に関する提言書」に対する執行部の対応状況についての確認について、vii)議員全員による大分市地域防災計画の勉強会についてである。第 1 回運営会議では、「地区組織の所管及び地区担当議員について」、「大分市議会災害時行動



マニュアルについて」、「議員としての活動について」を第1回大分市議会防災会議で協議することとした。

地区組織の所管区域及び地区担当議員については、議員政策研究会においてもかなり検討した案件であり、地区別人口、面積割等を勘案して7つの地域に分け、議員の住所等を踏まえながら地区分けをしている。原案は、議員の住所から地区分け案を作成していたが、各議員と地区との関わりなどを勘案していないことから会議において結論を出すことができず、一度各会派に持ち帰って意見等の取りまとめを行った。

大分市議会災害時行動マニュアル案については、沼津市議会の地震津波対策マニュアルを参考にし、大分市の要綱に合わせて作り直している。この件についても、各会派に持ち帰って意見を取りまとめ、次回の運営会議で意見等を提出することになった。

平成25年3月18日には、第2回運営会議を開催し、前回の運営会議で協議した地区組織の所管地域及び担当議員と、大分市議会災害時行動マニュアルについての意見を集約した。地区組織の所管区域及び地区担当議員の案については、運営会議において決定する事項であるため原案のとおり決定した。大分市議会災害時行動マニュアルについては、「災害発生日から起算して」という表現が分かりづらいという意見があったため、図を入れるなど一部修正を加え、第1回大分市議会防災会議で諮ることとした。議員としての活動については、地域での防災訓練に積極的に参加するという確認をした。

同3月28日には、第1回大分市議会防災会議を開催し、さきの運営会議で審議した事項について協議を行った。大分市議会防災会議設置要綱及び大分市議会災害時対策会議設置要綱については、議員政策研究会において十分調査研究をしていたが、改めて要綱の説明を行い、今後協議が必要な事項について確認をした。地区組織の所管区域及び地区担当議員については、第2回運営会議において決定したことを報告し、会議終了後に各所管地域ごとの隊長、副隊長を決定した。大分市議会災害時行動マニュアル案については、議会棟が使用できない場合の議員の参集場所を除き原案のとおり決定した。議員の活動案については、各議員が防災活動に関する知識の習得に努め、地域の防災訓練に積極的に参加するなどの活動に取り組むことを確認した。

同6月19日には運営会議を開催し、第2回大分市議会防災会議に提出する案件として、「地区組織ごとの連絡先名簿の配布について」、「災害時対策会議の設置場所（案）等について」、「『災害対策に関する提言書』にかかる執行部からの報告について」、「地区組織の特性に応じた組織づくりについて」を審議した。

地区組織ごとの連絡先名簿の配布については、前回の大分市議会防災会議で決定された地区組織の正・副隊長を全隊員に報告し、各地区組織相互の連絡がとれるように電話番号やメールアドレス等の連絡先を記載した名簿の配布をすることを決定した。

災害時対策会議の設置場所については、事務局より提出された案を第2回大分市議会防災会議に諮ることとし、災害対策の提言書にかかる執行部からの報告については、次回の防災会議の全体会で執行部より報告を行わせることに決定した。また、地区組織の特性に応じた組織づくりとしては、地区隊長を担う議員より相談があり、沿岸部や山間部、危険地域など地区組織ごとの所管区域は、それぞれ地域の状況が異なることから各地域の事情に沿った防災活動に取り組む必要があるため、今後、各所管で協議をすることを確認した。

第2回大分市議会防災会議は、6月24日に開催され、さきの運営会議で審議した内容について協議した。地区組織と連絡先名簿の配布については、個人情報である電話番号やメールアドレスが掲載された名簿の配布することを決定した。災害時対策会議の設置場所については、事務局案を検討した結果、原案のとおり決定し、災害対策に対する提言にかかる執行部からの報告として、防災危機管理課より1時間程度の報告を受けた。最後に、地区組織の特性に応じた組織づくりについては、各所管地域で各々議論を深めていくことを確認した。

今後は、議会BCP（事業継続計画）及び全議員による大分市地域防災計画の勉強会について審議していく。

## ⑤ 今後の課題

大分市議会防災会議及び大分市議会災害時対策会議の設置要綱が制定され、議会独自の防災への取組が始まったため、執行部の災害対策本部物資支援部に割り当てられていた議会事務局の切り離しを検討することとなった。物資支援部は、議会事務局と会計課、監査事務局によって構成されており、災害発生時に送られてきた支援物資の保管場所の確保とその配布を行うことになっている

が、現実問題として、災害が発生した場合、職員が執行部の物資支援部に所属しながら各議員に連絡をとり安否の確認を行うことは困難であるため、平成 25 年 8 月の地域防災計画の見直しで、物資支援部から議会事務局を切り離れた。今後は、大分市議会災害時対策会議を裏方で支える職員の具体的な行動マニュアル等を作成していく必要がある。

また、大分市議会防災会議の協議事項として残っている議会 B C P（事業継続計画）と全議員による大分市地域防災計画の勉強会についても、今年度中に必要な協議事項を審議する予定である。今後は、毎年度 1 回若しくは 2 回程度の大分市議会防災会議を開催し、協議する事項が生じた場合には協議を行い、外部の防災に関する専門家を招いて知識の習得を図るための講演会の開催等ということを考えている。

大分市長 釘 宮 磐 様

## 災害対策に関する提言書

平成24年12月14日

大分市議会議長 足 立 義 弘

大分市議会議員政策研究会

会 長 阿 部 剛四郎

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0、東北地方では震度6弱を記録し、この地震や津波等により死者・行方不明者数は1万8千人を超え、39万戸を超える建物が全壊や半壊となったほか、道路や公共施設など、極めて広範囲で被害が発生し、これまでの防災計画の想定をはるかに超える未曾有の災害となりました。

また、本年7月の九州北部豪雨では、本県の日田市、中津市、竹田市などが激甚災害の指定を受けるほどの被害に遭い、市民の安全・安心を大きく脅かすところとなりました。

このような中、市当局においては、大分市地域防災計画の見直しを行うなど防災行政について、市民の安全・安心の確保に日夜努力されていることに対し、深く敬意を表し、感謝を申し上げるところであります。

私ども大分市議会では、平成23年12月14日、議員政策研究会全体会議において政策課題「災害対策について」を市長に提言すると決定し、市民目線に立った調査研究を行ってきました。その取り組み内容は、全議員の意見集約にはじまり、仙台市、沼津市の現地視察、議員研修会の実施、防災士など自主防災組織の関係者や市民との意見交換ほかパブリックコメントでいただいた725件の意見を集約、調査研究を行って大分市地域防災計画について検討を行いました。

これら1年に及ぶ調査研究により、市民の生命と財産を守るため、大分市の災害対策について必要な対応策などをとりまとめましたので提言いたします。

## 1 避難場所対策

各地区の特性を考慮し、災害の種類に応じた避難場所・避難経路の見直しをする必要性が生じてい。選定に当たっては現地確認をし、必要に応じて、地元住民と協議を行うよう求める。また、避難場所での混乱を最小限に抑えるため、設備の整備・備蓄の確保等を含め、運用方法を徹底するよう求める。

### (1) 選定について

- ・津波避難ビルの指定を計画的に増やすこと。
- ・津波避難に適したビルがない場合は、避難塔などの建設を視野に入れ、避難場所の確保を検討すること。
- ・地区の人口等をかんがみ、災害の種類に応じた避難所を拡充するため、民間企業等に協力を要請すること。
- ・帰宅困難者の安全確保のため、市独自の取り組みを進めること。

### (2) 設備・備蓄について

- ・指定避難所の設備（テレビ・電話・炊事場・トイレ・照明・バッテリー等の電力確保など）を早期に整備すること。
- ・指定避難所には毛布・食料・生活用水・飲料水などを確保しておくこと。また、備蓄品の収納スペースの確保に努めること。
- ・一次避難所の資機材の備蓄については、地元住民の意向を尊重し、さらなる助成に努めること。

### (3) 運営について

- ・オートロックのビルを津波避難ビルに指定する場合は、管理人と災害時の施錠解除の取り決めを行うこと。
- ・指定避難所の鍵の管理・開錠等の運用方法を明確にし、徹底すること。
- ・指定避難所が体育館になっている場合、状況に応じて教室の開放も検討すること。

### (4) 避難経路について

- ・選定に当たっては、二次災害防止を考慮すること。
- ・バリアフリー化を進めること。
- ・危険が想定される箇所においては、夜間時の避難も考慮し、整備を進めること。

### (5) その他

- ・避難所については、耐震化の調査を行い、対策を講じるよう努めること。
- ・液状化の心配のある地域については、調査に基づいた対策を講じるよう努めること。

## 2 情報収集・情報提供

**災害時において、正確で迅速な情報収集及び提供は、被害を最小限にするために必要不可欠である。正確で迅速な情報伝達をするための環境整備をすべく市民等への情報連絡体制の強化、情報伝達手段の多様化、通信施設及び通信機器の整備充実を早期に図るよう求める。**

- ・災害発生時の対応がとりやすいように、平常時から、関係機関との連携を密にするとともに、適切な情報の収集と提供を行うこと。
- ・災害発生時においては、市内全域はもとより地域各々に応じた情報提供をすること。
- ・防災メール等の情報提供手段が途絶えた場合、それに代わる市民への情報提供手段を確保すること。
- ・防災メールの平常時における内容の充実を図ること。
- ・学校や地域等へ必要に応じて、防災無線や放送設備の設置と環境整備を行うこと。

## 3 防災意識啓発

**行政の対応もさることながら、市民一人ひとりの防災意識及び知識の向上が必要不可欠である。そのために、市は、関係団体を含め平常時から実践的な防災訓練を徹底し、過去の災害事例の周知を図るよう求める。**

- ・平常時から災害に対する備えを啓発し、そのための防災教育に努めること。
- ・広く市民が過去の災害を語り継ぎやすい環境をつくること。
- ・あらゆる災害に対応できる実践的な防災訓練を充実させ、定期的開催するとともに参加率の向上に努めること。
- ・市民一人ひとりの危険を回避する能力を育み、災害対応能力を高めること。

## 4 地域での防災の取り組み

地域での防災の取り組みについては、そこに住む住民全てが情報や防災に関する知識を共有することが、災害発生直後の初動に大きく影響する。

よって、地域コミュニティの推進事業を進めながら、住民同士が災害時に助け合うことのできる環境を構築し、自助・共助を初めとした地域防災力の向上を図るよう求める。

- ・自主防災組織が機能する適正な規模にすること、若しくは組織の細分化を行うこと。
- ・防災訓練と地域の催事を併せて行うなど、地域コミュニティの推進事業と連携して行うこと。
- ・校区毎に防災マップを作成し、一次避難場所、指定避難所、危険地域、災害時市民開放井戸、防災倉庫等の記載をし、全戸配布など周知徹底を図り、防災訓練がより効果的になるよう活用すること。
- ・市の職員に「地域交流員」といった位置付けで辞令を交付する等、地域と行政の連絡役としての役割を担いつつ、地域の一員としての顔の見える職員としての関わりを持たせること。

## 5 要援護者対策

要援護者対策は、要援護者と支援者の関係構築が重要であり、地域における支援者は、行政との情報共有を図るなかで、要援護者との信頼関係を構築する必要がある。しかしながら、個人情報やプライバシーの問題が大きな障壁となっていることから、地方行政のみならず、国レベルでの法整備等を求めていく必要がある。

市として、支援者が援護できる環境を整えることを求める。

- ・個人情報保護法等の要援護者に関わる法の改正や制度の早期整備を国に求めていくこと。
- ・要援護者へ対応する民生委員、自治会長をはじめとする支援者への負担軽減策を講じると共に、地域にある企業へも支援協力を求めること。
- ・要援護者自らが災害を回避できる為の施策を講じること。
- ・災害発生時、援護を必要とする住民の意思表示が把握できるシステムを構築すること。



## 6 議会の役割

議会は、市民から「大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図ること」「災害発生時に議会としての役割をしっかりと果たすこと」を求められている。

大分市議会は、市民の生命と財産を守るために、大分市議会防災会議を設置し、本市の災害対策について監視するとともに、災害発生時には、大分市議会災害時対策会議を設置し、大分市災害対策本部と情報の共有を図るなかで、迅速な対応、復旧、復興に向け協力する。

- ・ 平常時から大分市議会防災会議を設置し、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、議会の災害時の対策を協議、確認します。  
また本市の防災対策について監視し、市長に提言します。
- ・ 災害発生時に大分市議会災害時対策会議を設置し、情報の収集や伝達を行う中で、議会として、市長に対し必要な対策、施策について提言することで、応急対策、復旧、復興に尽力します。
- ・ 平素から地域の災害に関する課題を把握し、必要に応じて関係機関に働きかけます。
- ・ 議員は、定期的な研修会等で防災に関する知識を習得し、地域防災のアドバイザーの役割を果たします。
- ・ 議員は、防災意識をもって、あらゆる機会を通じて、広く市民に対して防災意識の啓発を行います。

大分市議会議員政策研究会

会 長 阿 部 剛四郎

副会長 指 原 健 一

副会長 渡 部 義 美

運営委員 井手口 良 一

大久保 八 太

藤 沢 達 夫

推進チーム 座 長 工 藤 哲 弘

副座長 篠 田 良 行

福 崎 智 幸

河 野 広 子

帆 秋 誠 悟

倉 掛 賢 裕

二 宮 博

仲 道 俊 寿

二 宮 純 一

荻 本 正 直

佐 藤 和 彦

# 大分市議会防災会議設置要綱

(平成 25 年 2 月 26 日制定)

## (設置)

第 1 条 災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、平常時から、災害発生時の議会の対応を確認し、及び本市の災害対策の課題について把握し、必要に応じて市長に対し提言し、もって市民の生命及び財産を守るため、大分市議会に大分市議会防災会議（以下「防災会議」という。）を設置する。

## (防災会議及び議員の役割)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本市の災害対策について監視し、及び評価し、必要に応じて提言等を行うこと。
- (2) 地域の災害に関する課題を把握し、必要に応じて提言等を行うこと。
- (3) 災害発生時の議会の組織及び役割の確認、検証等を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか議長が必要と認めること。

2 議員は、あらゆる機会を通じて防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練等に参加するなど、地域防災において指導的役割を担い、及び防災意識の啓発を行うよう努めなければならない。

## (組織)

第 3 条 防災会議は、議員全員をもって組織する。

- 2 大分市議会議長（以下「議長」という。）は、防災会議を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 4 条 防災会議は、議長が招集し、第 2 条に掲げる所掌事項について協議する。

## (運営会議)

第 5 条 防災会議に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって構成する。
- 3 議長は、運営会議を招集し、その事務を統括する。

4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に次条に定める隊長の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 防災会議の運営に関すること。

(2) 次条第4項に規定する地区組織の所管区域及び地区担当議員を定めること。

(3) 第7条に規定した課題を集約すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか必要と認めること。

(地区組織)

第6条 防災会議に地区組織を置く。

2 議員は、いずれか一つの地区組織に所属するものとする。

3 地区組織は、その地区を担当する議員（以下「地区担当議員」という。）で構成する。

4 地区組織の所管区域及び地区担当議員は、支所及び出張所の所管区域、議員の住所等を考慮して、議員の任期の都度運営会議が協議により定める。

5 地区組織に隊長及び副隊長を置き、隊長は、地区組織の事務及び地区担当議員を統括する。

6 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 隊長及び副隊長は、地区担当議員のうちから、その互選により選出する。この場合において、運営会議の構成員は、隊長又は副隊長を兼ねることはできない。

(地区組織の役割)

第7条 地区組織は、地区の災害対策について課題を把握する。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、議会事務局総務課において行うものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

# 大分市議会災害時対策会議設置要綱

(平成 25 年 2 月 26 日制定)

(設置)

第 1 条 市域内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、大分市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議会が一体となって、円滑に応急対策等の推進を図るため、必要があると認めるときは、大分市議会議長（以下「議長」という。）は、大分市議会に大分市議会災害時対策会議（以下「災害時対策会議」という。）を設置することができる。

第 2 条 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 市域内で震度 5 強以上の地震が発生した場合
- (2) 市域内に津波警報「大津波」が発表された場合
- (3) その他地震又は津波により、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、総合的な応急対策等を実施する必要がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、自然災害により総合的な応急対策等を実施する必要がある場合

(所掌事項)

第 3 条 災害時対策会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災害に関する情報を収集し、市対策本部と連携し、情報の共有を図ること。
- (2) 応急対策、復旧、復興等について検討し、必要に応じて市長に対し提言等を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか必要と認めること。

(組織)

第 4 条 災害時対策会議は、議員全員をもって構成する。

- 2 議長は、災害時対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 議長及び副議長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、次の表の左欄に掲げている順位に従い、右欄に掲げている職にある者がその職務を代理する。

第1位	議会運営委員長
第2位	議会運営副委員長
第3位	総務常任委員長
第4位	総務常任副委員長

(会議)

第5条 災害時対策会議は、議長が招集する。

- 2 災害時対策会議の議題は、議長が運営会議に諮って決める。

(運営会議)

第6条 災害時対策会議に、本部組織として運営会議を置く。

- 2 運営会議は、議長、副議長及び議会運営委員をもって構成する。
- 3 議長は、運営会議を招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、運営会議に隊長（次条第1項に規定する地区組織に置かれる隊長をいう。以下同じ。）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 第3条第1号に規定する情報の集約及び共有に関すること。
- (2) 第3条第2号に規定する提言等のとりまとめに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要と認めること。

(地区組織)

第7条 災害時対策会議に地区組織を置き、大分市議会防災会議設置要綱（平成25年2月26日施行）第6条に規定する地区組織をもって充てる。

- 2 隊長及び副隊長がともに事故あるとき、又は欠けたときは、地区担当議員（運営会議の構成員を除く。以下同じ。）のうち年長議員がその職務を代理する。
- 3 地区担当議員は、被災地及び避難所等の状況の調査を行い、情報の収集に努め、隊長に報告するものとする。
- 4 隊長は、地区の情報を集約し、運営会議に報告するものとする。

5 隊長は、運営会議からの情報を地区担当議員に報告するものとする。

(災害時対策会議の設置場所)

第8条 災害時対策会議の設置場所は、議会棟4階全員協議会室とする。

2 議会棟が使用できない場合は、あらかじめ優先順位を付けて定めた場所のうちから議長が指定する。

3 運営会議の構成員は、第1条の規定により災害時対策会議が設置されたときは、前2項に定める場所に直ちに参集しなければならない。

(災害時対策会議の廃止)

第9条 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の応急対策、復旧、復興等に措置が講じられていると認められるときは、運営会議に諮り、災害時対策会議を廃止する。

(1) 市対策本部が廃止されたとき。

(2) 定例会又は臨時会が開会されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか常任委員会等にその職務を引き継ぐことが適当と認められるとき。

(庶務)

第10条 災害時対策会議の庶務は、議会事務局総務課において行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、災害時対策会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

大分市議会防災会議		
平常時	大分市議会防災会議	
災害発生時に、対策がとれるよう、平常時から議会防災会議を設置し、災害発生時の対策や課題を確認し、大分市の防災について、協議する。		
項目	内容	
組織の名称	大分市議会防災会議	
目的	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に災害に対応できるよう、平常時から議会の災害発生時の対応を確認し、及び本市の災害対策の課題について把握し、必要に応じ、市長に対し提言し、もって市民の生命、財産を守る。	
設置の時期	常設の機関とする。	
組織の終期	大規模災害発生時、議長が必要と判断したときに、災害時対策会議(右欄の組織)に移行する。	
位置付け	大分市議会内に設置する任意の会議とする。(設置要綱を制定)	
役割・職務	<p>防災会議の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 議会として、大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図る。</li> <li>② 災害に関し、平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言する。</li> <li>③ 災害時の議会の組織と役割を確認し、検証し、共有を図る。</li> </ol> <p>地区隊長、地区担当議員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区の災害対策について課題を把握する。</li> <li>② 議員は、定期的な研修会などで防災に関する知識を習得し、地域の防災訓練に参加するなど、地域防災のアドバイザーになる。</li> <li>③ 議員は、防災意識をもって、あらゆる機会を通じて、防災意識の啓発を行う。</li> </ol>	
議員全員をもって組織する。		
組織	議長	議長、会議を統括する。
	副議長	副議長、議長を補佐する。
	運営委員	議会運営委員会の委員
	運営会議	議長、副議長、議会運営委員会で組織
	議長の代理	議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長が代理する。議長及び副議長が共に事故あるとき、又は欠けたときは、議会運営委員長が代理する。
地区組織	地区隊長、市内をいくつかの地区(本庁、行政センターの所管地域等)に分け、担当議員を定め、担当議員のうちから隊長を選ぶ。 地区隊長は、地区担当を統括する。 地区担当議員、地区の担当議員を定める。 議会事務局 会議の庶務を行う。	



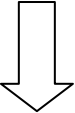
災害発生時に移行

大分市議会災害時対策会議	
大規模災害発生 復旧、復興時	大分市議会災害時対策会議
災害発生時に議会の対策本部を設置し、応急対策、復旧、復興に尽力する。	
項目	内容
組織の名称	大分市議会災害時対策会議
目的	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に応急対策、復旧、復興を検討し、市長に対し提言を行い、もって市民の生命、財産を守る。
設置の時期	大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、議長が必要と認めるときに設置する。 「大規模な災害」 参考 大分市災害対策本部の設置; 市内で震度5強以上の地震が発生したとき、津波警報「大津波」が発表されたとき など
組織の終期	災害発生時の応急対応が収束し、本会議に復旧、復興予算が提出される場合においては、徐々に役割を常任委員会等に引き継ぎ、防災会議(左欄の組織)に戻る。
位置付け	大分市議会内に設置する任意の会議とする。(設置要綱を制定) 大分市議会災害時対策会議は、大分市災害対策本部と連携する。
役割・職務	<p>対策会議の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大分市災害対策本部との連携を共有し、又は提供する。</li> <li>② 災害情報を集約し、伝達する。</li> <li>③ 応急対策、復旧、復興について協議し、市長に対し提言する。</li> </ol> <p>地区隊長の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地区の情報を集約、本部に伝える。</li> <li>② 本部からの情報を担当議員に伝える。</li> <li>③ 指定された地区において情報収集、情報伝達を行う。</li> </ol> <p>地区担当議員</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 指定された地区において情報収集、情報伝達を行う。</li> <li>② 指定された避難所の状況等を把握し、支援物資の不足など市民の声を聞く。</li> </ol>
<p>会議組織図</p>	

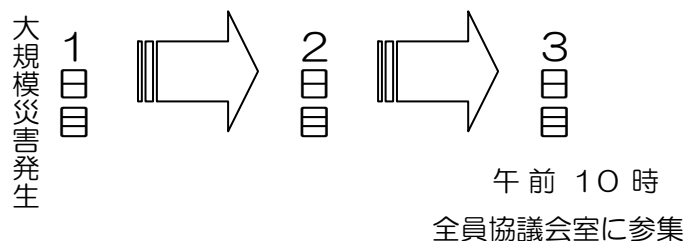


## 大分市議会 災害時行動マニュアル

区 分	処 理 事 項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">災害の発生</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">安否の確認・ 連絡体制の確立</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">災害時対策会議 の 設 置</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">被害情報の 収集・提供</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>議長</b>は、大分市内において震度5強以上の地震の発生や津波警報「大津波」の発表などにより、大規模な災害が発生又は発生のおそれのある場合は、直ちに登庁する。</li>   <li>○ <b>議会総務課長</b>は、大規模な災害の発生する恐れがあることを緊急時職員参集システム、テレビ・ラジオの報道等により覚知したとき、若しくは一定以上の緊急時と判断した場合は、直ちに登庁し、必要に応じて議長に登庁を依頼する。</li>   <li>○ <b>事務局</b>は、ファックスまたは自宅電話、携帯電話、携帯電話メール等により議員の安否を確認し、議長に報告する。</li>   <li>○ <b>議員</b>は、被災による通信障害や事務局の機能低下もあり得ることから、事務局からの安否確認の有無に関わらず、何らかの方法で速やかに自らの安否を事務局へ連絡する。また、事務局との連絡が取れるよう、常に所在を明らかにし、連絡手段を確保しておく。</li>   <li>○ <b>議長</b>が災害時対策会議を設置した場合、副議長及び議会運営委員は、全員協議会室に直ちに参集する。(議長・副議長及び議会運営委員は、参集において可能な限り被災状況等の把握に努める。)</li>   <li>○ <b>運営会議</b>は、市対策本部から情報を収集する。また、災害時対策会議が設置されたことや収集した情報等を地区隊長に連絡する。</li>   <li>○ <b>地区隊長</b>は、運営会議からの情報を地区担当議員に伝える。</li> </ul>

区 分	処 理 状 況
<div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;">           被害状況の報告・ 今後の対応協議         </div> <div style="border: 3px double black; padding: 5px;">           議員の参集         </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>地区担当議員</b>は、議長から登庁の指示がない限り、被災地及び避難所等の状況調査を行い、必要に応じて地区隊長に報告する。</li> <li>○ <b>地区隊長議員</b>は、地区の情報を集約し、運営会議に報告する。</li> <li>○ <b>議長</b>は、運営会議で協議の上、地区組織から得た情報を必要に応じて市災害対策本部へ伝達する。</li> <li>○ <b>議長</b>は、被災状況の報告や今後の対応を協議するため、状況に応じて災害時対策会議を招集して応急対策、復旧、復興等について検討を行う。</li> <li>○ <b>全議員</b>は、大分市内において震度5強以上の地震の発生や津波などにより、事務局との連絡がとれないほどの大規模な災害が発生した場合は、発生した日から起算して3日後の午前10時に全員協議会室に参集することを原則とする。</li> </ul> <p>※ <u>議会棟が使用できない場合の参集場所は、下記の優先順位に従い参集する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ホルトホール大分 4階 会議室</li> <li>② 植田公民館 1階 大研修室</li> <li>③ 鶴崎市民行政センター 2階 多目的ルーム</li> </ol>

例 )



## 第Ⅱ章 今後の災害対策における議会の役割

### 1 平時の災害対策における議会の役割

#### (1) 地方防災会議・地域防災計画策定等への議会の関与

地方公共団体には、災害対策基本法に基づいて地方防災会議が設置される。

地方防災会議には、都道府県防災会議と市町村防災会議があり、それぞれが当該団体における防災に関する施策の調整機関となっている。

地方防災会議の所掌事務と組織については、都道府県防災会議についてのみ災害対策基本法に規定されており、所掌事務は、都道府県地域防災計画の作成と実施、災害発生時における災害情報の収集、災害応急対策と災害復旧に関する関係機関の連絡調整等を行うことである。組織は、知事を会長とし、国の指定地方行政機関、指定地方公共機関、警察本部長、陸上自衛隊、市町村長の代表等で構成されている。

一方、市町村防災会議の組織及び所掌事務については、都道府県防災会議の例に準じて条例で定めることとされている。

災害対策基本法（抜粋）

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）

は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

市町村防災会議が作成する市町村地域防災計画は、市町村とその地域の住民、行政機関、公共機関が効果的、具体的な防災活動を実施することに重点が置かれ、都道府県地域防災計画という総合的な計画を受けて、地域の独自性を踏まえた計画になっている。

#### 災害対策基本法（抜粋）

##### （市町村地域防災計画）

- 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
    - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、

教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果では、地域防災計画を作成する地方防災会議への議会代表として、議長、副議長、防災を所管する委員長など議員の参画は、調査対象市 119 市のうち 29 市でその事例が見られる。

また、1 市のみであるが、地域防災計画の策定及び変更を地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決事件としている市もある。

このほか、地域防災計画の策定及び変更に関しての提言・要望の提出や、当局からの報告を受けての議会での質疑・質問等の関与も多い。

このように、住民生活に密接な災害の予防や応急対策、復旧・復興などに関わる地域防災計画の策定及び変更の際には、住民の代表機関である議会が何らかの関与をすることが必要である。

## **(2) 災害（防災）対策に関する基本条例の制定**

前述したように、全ての都道府県及び市町村は災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定しているが、この他に、災害（防災）対策に関する独自の基本条例を定めている地方公共団体も見られる。

条例は、議会審議という民主的なプロセスを経て法的な根拠を有するなどの理由から重要な意味を持つ。

本研究会が実施した、「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査の対象市 119 市のうち 6 市が災害（防災）対策に関する独自の基本条例を制定しており、うち 3 市（大津市、倉敷市、岡崎市）が議員提案若しくは委員会提案により制定している。

このように、議員提案や委員会提案で災害（防災）対策に関する基本条例を制定することは、平時の災害対策における議会の役割として大きな意義がある。

## **(3) 議会での災害対策に関する審議・調査研究**

平時から、災害対策を所管する常任委員会や特別委員会等において、災害への備えを充実させ、市民の生命や財産を守るために災害対策に関する審議・調査研究を行い、市の抱える課題を把握し、災害対策に関する政策条例の制定や市への提言を行うなど積極的に取り組んでいく必要がある。

大分市議会では、平時から災害発生時の対策や課題を確認し、市の防災について協議する常設の組織として全議員で構成する「大分市議会防災会議」を設置している（設置要綱により任意の会議として設置）。

「大分市議会防災会議」の役割は、i)議会として大分市の災害対策に監視機能を働かせ、その充実を図ること、ii)災害に関し、平素から地域の課題を把握し、必要に応じて市長に提言すること、iii)災害時の議会の組織と役割を確認・検討し、共有を図ること、とされている。

また、「大分市議会防災会議」は、大規模災害発生時、議長が必要と判断した

時に、議会における対策本部としての「大分市議会災害時対策会議」に移行することとなっている。

このように、平時から議会に常設の組織を設置し、災害対策についての検討や災害時の議会の組織・役割について確認・検証し共有を図ることは、大変意義のあることである。

#### **(4) 災害発生時に議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等の制定**

災害時に、情報収集や市の災害対策活動の支援等を目的に、議会独自の災害対策本部や災害対策支援本部等を設置する規程・要綱等を制定している市議会もある。

本研究会の調査では、調査対象市 119 市議会のうち 14 市議会が制定している。

このうち、東日本大震災時に限定したものと思われる事例が 3 市議会あり、恒常的なものは 11 市議会である。

こうした災害対策本部等は、災害時における議員間や市災害対策本部との情報共有などの点で有効である。

そのため、災害時に備え、平時からこうした議会独自の災害対策本部等を設置する規程や要綱等の制定を検討する必要がある。

#### **(5) 議会・議員の災害時対応マニュアルの策定**

災害発生時においては、大災害になればなるほど即時性が求められるため、執行部の迅速な対応を期待する部分が多い。そのため、災害対策に対する議会の関与は間接的にならざるを得ないという意見がある。

一方、災害発生直後の被災地の状況など執行部が把握することが困難な可能性が高い情報については、普段から地元に着した活動を行っている議員の方が各地域の様々な団体との接点も多く、災害時の地元での詳細な状況把握や住民のニーズの把握、行政の対応が現場に届いているかどうかの確認などの点においては、大きな役割を果たすのではないかという意見もある。そのためにも、各議員の地域における取組を執行部へ的確かつ円滑に繋げるため、議会という組織として災害時にどのような対応をしていくべきかという体制整備を図っていくことが必要である。その方法として、議会・議員の災害時対応マニュアル

等の策定が有効である。

本研究会が実施した「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果においては、災害が発生した場合に、議会、議員のとるべき行動等を定めたマニュアルを策定している市議会は 11 市議会ある。

浜松市議会では、平成 24 年 10 月に大規模災害対応行動マニュアルを策定しており、発災後の段階を初期対応期：初動態勢（発災後 24 時間以内）、中期：応急態勢（発災後およそ 1 週間以内）、後期：復旧態勢（発災後およそ 1 週間以降）に分け、各段階で議長、議員のとるべき行動をマニュアル化している。

また、浜松市議会では、大規模災害対応訓練も実施しており、実際の災害に即応できるよう体制の整備を図っている。

このように、平時から実際に災害が発生した場合に備えて、議会・議員向けの災害対応マニュアルの策定や災害対応訓練の実施は必要かつ有効な取組である。

#### **（6）議会独自の避難訓練・参集訓練**

議会開会中に災害が発生した場合、その初期対応や避難経路、誘導の確認を目的とした避難訓練を行うことにより、実際に災害が発生した際に安全で迅速な行動をとることができると考えられる。

川口市議会では、本会議中の大規模地震を想定し、災害発生時における安全かつ迅速な行動をとることを目的とした緊急避難訓練を平成 24 年 6 月 15 日に実施した。当日は、初期対応や避難経路とその誘導の確認を目的とし、議員や理事者等が本会議場から 2 カ所の経路を辿って庁舎玄関前へ避難した。

柏市議会においても、平成 24 年 2 月 24 日の議会招集日に大地震を想定した避難訓練を実施し、その際に災害対策の一つとして、議場の各議員・執行部の席の下にヘルメットを配置するほか、傍聴者に対しても傍聴者用の防災ずきん（クッション）を配置している。これは、傍聴席のクッションとして普段利用しているものを災害発生時には防災ずきんとして利用できるもので、83 枚を傍聴席に備え付けている。

併せて、議員の参集訓練を行うことにより、災害発生初期における連絡系統の確立や、参集途上の被害状況の調査を応急対策活動への活用につなげられる可



能性もある。

越谷市議会では、平成 24 年 9 月 21 日に大規模地震を想定した参集訓練を全議員を対象として実施した。当日は、議長の指示により議会事務局から会派代表者を経由し、全議員に対して参集訓練実施の連絡を電話で行い、連絡を受けた議員は、防災服を着用して徒歩や自転車等による移動手段を用いて本庁舎の委員会室に参集した。

平時より、大規模災害発生に備えた避難訓練や参集訓練を行うことによって、本会議中又は閉会中などにおける議会・議員の災害発生直後の応急時の行動を円滑にすることが可能になると考えられる。

### **(7) 防災・災害に関する議員研修会の実施**

議会で、防災・災害に関する研修会を実施し、議員は、専門的な知識を習得して議会審議に活かすとともに地域における防災のアドバイザーの役割を果たすことも必要である。

議員が、平素から地域の災害に関する課題の把握や広く市民に対して防災意識の啓発を図るためにも、定期的な研修会等で防災に関する知識を習得することが必要になってくる。

## **2 災害時における議会の役割**

### **(1) 市災害対策本部と議会との情報の共有・連携**

災害対策基本法では、都道府県知事又は市町村長は、災害発生時には、地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置することができる」とされている。

災害対策基本法（抜粋）

（都道府県災害対策本部）

第 23 条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
  - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
  - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。

一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度におい

て、必要な指示をすることができる。

- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

災害対策本部は、本部長、副本部長、本部員その他の職員をもって構成される。市の場合、本部長は市長をもって充て、通常、副本部長には副市長が、本部員には局部課長、消防長、教育長等が任命される。議会事務局長も執行部の一員として本部員に任命されることも多い。

しかし、議長はじめ議員の代表は、災害対策本部の本部員には位置づけられていない。

災害発生時には、議会は、市の災害対策本部と連携し、情報を共有することで復旧・復興に向けた取組をする必要がある。

そのため、議会の代表が災害対策本部会議にオブザーバーとして出席し、情報収集と情報の提供に努めることも必要である。

なお、議員からの地域の問題についての要望は、個々の議員が災害対策本部へ持ち込むのではなく、議会の災害対策本部等に窓口を一元化して市の対策本部に提供すべきである。

また、被災した市民にとって、重要な災害対策本部の動きや情報が災害直後においては通信機器の不通などにより伝わらない可能性があるため、人づてに情報を伝播する方法も重要になってくる。通信機器が機能しない場合には、個々の議員が、災害対策本部と市民の伝達役を担うことにより必要な情報を市民に伝えることが可能になる。そのためにも、平時から一人一人の議員が市民とお互いの顔が見える関係を構築する必要がある。

## **(2) 議会の要望活動**

議会として、国、県、政党等に要望活動を行うことも重要な役割である。特に、執行部が国等に要望しても打開できない問題については、政治家として議

員が持っている様々なルートを使って議会として要望活動を行うことによって、復旧・復興を加速させていくことが可能になる場合もある。執行部と議会が協力しながら要望活動等の取組を行うことで、復旧・復興に向けた対応の大きな進展が期待できる。

### **(3) 復興計画策定への議会の関与**

大規模な災害の場合、復旧から復興段階になると復興計画が策定される。復興計画の策定にあたっては、被災地域の住民の意見等の反映をするという意味においても、復興計画を議会の議決事件に追加するなどの議会の関与も必要である。本研究会の調査では、被災自治体で復興計画を策定した32市の議会うち9市議会が、地方自治法第96条第2項により復興計画を議決事件に追加している。

このほか、議会に復興に関する特別委員会を設置し、復興計画についての意見、提言書の提出や復興計画策定委員会の構成員として議員が参画した事例も見られる。

このように、復旧・復興段階においては、災害発生直後とは異なり議会が二元代表制の一機関としての独自性を発揮し、積極的に対応していくことが必要になってくる。

### **(4) 復興施策への民意の反映**

議会は、復興の過程においても議会報告会や住民との意見交換会などを通して住民の要望を吸い上げ、復興施策に反映させていくことが望まれる。

特に、東日本大震災における津波被害などの大規模災害で被災した地域においては、議員自身が被災している可能性もあり、被災地域の住民の意見を議会に反映することが困難であることも予想される。そのため、個々の議員活動では対応しきれない面については、地域のコミュニティがある程度復旧するまで議会という組織として議会報告会や住民との意見交換会を開催し、積極的に住民意見や要望の吸い上げを行うことが必要になってくる。

## おわりに

本研究会では、東日本大震災の経験を踏まえ、第96回総会で調査研究テーマを「都市における災害対策と議会の役割」と決定し、2年間にわたって調査研究を行ってきた。

調査研究では、研究会加盟市や大規模災害被災自治体の議会に対する「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査、被災地や先進的取組を行っている議会のヒアリング調査、学識経験者の講演聴取、また、本研究会の各会議をとおして、平時、災害時における議会の役割についての検討を重ね、本報告書を取りまとめた次第である。

報告書では、まず、第Ⅰ章で「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果、被災自治体の議会の対応、先進事例の現地調査結果から災害対策における議会の役割の現状を検証した。

第Ⅱ章の「今後の災害対策における議会の役割」では、第Ⅰ章での検証結果を踏まえ、平時の災害対策における議会の役割、災害時における議会の役割について提言している。

平時における議会の役割としては、議会の監視機能・政策立案機能を活かして、地方防災会議や地域防災計画策定等への議会の関与、災害(防災)対策基本条例の制定、議会での災害対策に関する審議・調査研究等を提言している。

また、災害時における議会の役割としては、市災害対策本部と議会との情報の共有・連携、議会の要望活動、復興計画策定への議会の関与等を提言している。

今後、災害対策における平時、災害時の議会の役割を考えることは非常に重要になってくると考えられる。

本報告書が、各議会において災害対策と議会の役割を考える上での一助となれば幸いである。

## ○ 附属資料

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果	97
----------------------------	----

### 参考資料 197

・町田市議会災害対策委員会設置規約	199
・大規模災害時の議会の対応について（町田市議会内規）	201
・藤沢市議会災害時対応指針	202
・越谷市議会における災害発生時の対応要領	204
・大規模地震発生時の行動マニュアル（越谷市議会）	206
・浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル	207
・枚方市議会における災害発生時の対応	209
・枚方市議会における災害発生時対応要領	210
・枚方市議会における災害発生時の行動マニュアル	212
・西宮市議会における災害発生時の対応要領	214
・福山市議会災害対応要領	216
・大規模災害発生時の議員行動マニュアル（福山市議会）	218
・多賀城市議会における災害発生時の対応要領	222
・大規模災害発生時の多賀城市議会議員の行動マニュアル	224
・文京区議会地震等災害対策本部設置要綱	225
・市議会災害対策本部対応マニュアル（北茨城市議会）	230
・北茨城市議会災害対策本部設置規程	234
・鶴ヶ島市議会災害対策支援本部設置要領	236

### 本報告書の作成経緯等 241

1 都市行政問題研究会概要	243
2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧	243
3 本報告書の作成経緯	244
4 平成24・25年度役員市並びに加盟市一覧	248
5 本報告書作成に携わった役員市議会議長	249
6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長	250





「都市における災害対策と議会の役割」  
に関する調査結果

都市行政問題研究会



# 「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果

都市行政問題研究会



I. 調査概要	1
II. 調査結果	3
◎災害（防災）対策に関する基本条例等について	
問1 災害（防災）対策に関する基本条例の制定状況	3
問1SQ1 制定された災害（防災）対策に関する基本条例の提案者	3
問1SQ2 災害（防災）対策に関する基本条例を議員・委員会提案で提出・制定した経緯・過程	4
問2 議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的条例（災害（防災）対策基本条例、地方自治法第96条第2項による議決事件の追加に関する条例を除く）	5
問2SQ 災害対策関連の政策的条例を議員・委員会提案で制定した経緯・過程	5
◎地方防災会議・地域防災計画等について	
問3 地方防災会議への議会代表の参画状況	6
問4 地方自治法第96条第2項による地域防災計画の策定等の議決事件の追加状況	7
問5 地方自治法第96条第2項による「地域防災計画」、「復興計画」を除いた災害対策関連の計画等の策定等の議決事件の追加状況	7
問6 地域防災計画の策定等に関する議会の提言・要望等の提出・検討状況	8
問7 問3～問6以外に議会として地域防災計画の策定等に関与した事例	9
◎災害対策本部について	
問8（市長を本部長とする）災害対策本部の設置状況（平成19年1月1日以降）	10
問9（市長を本部長とする）災害対策本部への議会代表の参画状況	11

問 9S0 災害対策本部での市議会代表の事務分掌	12
◎議会独自の災害対策本部に関する取り組みについて	
問 10 災害発生時に議会独自の災害対策本部等を設置する規定・要綱等の制定状況	14
問 10S01 議会独自の災害対策本部の組織構成	15
問 10S02 規定・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部の設置状況（平成 19 年 1 月 1 日以降）	17
問 11 災害対策関連を審議する特別委員会の設置状況（平成 19 年 1 月 1 日以降）	18
問 12 災害対策関連の意見書・決議の件名と可決日（平成 22 年 1 月 1 日以降）	30
問 13 議会独自の災害対策に関する取り組み状況	52
問 14 平時の災害対策、災害発生時、復旧・復興段階における議会の役割・体制等のあるあり方の検討状況	54
◎被災自治体の議会の対応について	
問 15 災害発生後、議会独自の災害対策本部等（復旧・復興に関するものを含む）の設置状況	57
問 15S0 設置された議会独自の災害対策本部等の活動内容	59
問 16 災害時における市議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み	64
問 17 復興計画の策定状況	68
問 18 地方自治法第 96 条第 2 項による復興計画の策定等の議決事件の追加状況	68
問 19 復興計画の策定過程における市議会の関与	69
問 20 問 15～問 19 以外の議会独自の復旧・復興に向けた取り組み	72
◎議長の災害対策における議会の役割に対する意見について（自由回答）	
問 21 災害対策における議会の役割に対する議長の御意見	75

# I. 調査概要

## 1. 調査目的

都市行政問題研究会(人口25万以上の86市議会議長により構成)の平成24・25年度テーマ「都市における災害対策と議会の役割」の調査研究に資するものとして、加盟市及び大規模被災自治体の議会における災害発生時、平時、復旧・復興段階における議会の役割や体制に関する取り組み等を調査することを目的に実施

## 2. 調査対象

都市行政問題研究会加盟86市及び大規模災害被災自治体の33市議会 (次頁参照)

## 3. 調査方法

調査票を加盟市及び大規模災害被災自治体へ郵送

## 4. 調査実施期間

平成24年11月21日～平成24年12月14日

## 5. 回収結果

回収市数 119市 / 119市 回収率 100%

都市行政問題研究会・被災自治体調査対象市

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月 17 日）

大阪府：豊中市  
兵庫県：神戸市、尼崎市、明石市、西宮市

新潟県中越・中越沖地震（平成 16 年 10 月 23 日、平成 19 年 7 月 16 日）

新潟県：長岡市

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日）

青森県：三沢市、八戸市  
岩手県：久慈市、宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市  
宮城県：気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市  
福島県：相馬市、南相馬市、いわき市  
茨城県：北茨城市、高萩市、日立市、ひたちなか市、水戸市、鉾田市、鹿嶋市、神栖市  
千葉県：銚子市、旭市、匝瑳市、山武市

平成 23 年台風 6 号（平成 23 年 7 月 17 日～20 日）

高知県：安芸市  
和歌山県：新宮市

平成 23 年台風 12 号（平成 23 年 8 月 29 日～9 月 7 日）

三重県：熊野市  
和歌山県：田辺市、新宮市

平成 24 年一連の気象現象としての梅雨前線及び台風 4 号(平成 24 年 6 月 8 日～7 月 23 日)

熊本県：熊本市、阿蘇市



## Ⅱ. 調査結果

### ◎災害（防災）対策に関する基本条例等について

問1貴市では、災害（防災）対策に関する基本条例の制定またはその検討をされていますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。（災害（防災）対策に関する基本条例とは、「市独自（災害対策基本法に基づくもの以外）に災害の予防、減災、応急・復旧対策に係る体制整備や施策の基本事項等を定めた条例」をいいます）

a. 制定している	6
b. 制定に向けた検討をしている	6
c. 制定・検討していない	107

SQ1 問1で「a. 制定している」を選択した場合のみお答え下さい。  
制定された災害（防災）対策に関する基本条例の提案者を下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 市長	3
b. 議員	1
c. 委員会	2

市名	条例の名称	制定年月	提案者
秋田市	秋田市災害対策基本条例	平成 24 年 3 月	市長
川崎市	川崎市地震対策条例	昭和 56 年 4 月	市長
市川市	市川市震災予防条例	昭和 55 年 10 月	市長
岡崎市	岡崎市防災基本条例	平成 24 年 10 月	防災基本条例設置特別委員会
大津市	大津市防災対策推進条例	平成 22 年 3 月	防災対策特別委員会
倉敷市	倉敷市災害対策基本条例	平成 23 年 6 月	議員

SQ2 (SQ1 で「b. 議員」、「c. 委員会」を選択した場合のみお答え下さい)  
 災害（防災）対策基本条例を議員・委員会提案で提出・制定した経緯・過程について、具体的に記述してください。

市名	災害（防災）対策基本条例制定経緯
岡崎市	<p>本市は、東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、想定される東海地震その他の大規模な地震が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがある。また、平成 12 年の東海豪雨や平成 20 年 8 月末豪雨では、ゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨などにより、市民の尊い生命や貴重な財産を失うなど、未曾有の被害をもたらした。こうした状況において、災害から生命、身体及び財産を守るためには、災害に強いまちづくりを最重要課題として位置付け、災害の予防、減災、応急復旧及び復興に係る対策に関する体制を整備し、施策の基本事項を定め、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進するため、特別委員会を設け、条例を制定することとした。</p> <p>○条例案決定までの経緯</p> <p>平成 22 年 11 月臨時会において「防災基本条例設置特別委員会」を設置し、委員会においての調査・協議を重ね、防災基本条例(素案)を策定し、9 月定例会において中間報告を行った。</p> <p>平成 23 年 11 月臨時会において委員会委員の再編を行うとともに、講師を招いて専門的知見から条例策定の意義や市民意見交換会やパブリックコメントを行ううえでの指導助言を受けた。</p> <p>平成 24 年 4 月に市民意見聴取会、5 月にパブリックコメントを開催し、市民意見を反映するとともに、行政に対しても確認を行い更なる協議を重ね、条例(案)を決定した。</p> <p>○条例策定までの経緯</p> <p>平成 24 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8 月 6 日(月) … 全員協議会において全議員に説明及び確認。</li> <li>・ 10 月 2 日(火) … 9 月定例会最終日に上程。全会一致により可決。</li> <li>・ 10 月 3 日(水) … 公布・施行。</li> </ul>
大津市	<p>平成 19 年 5 月臨時会において、「防災・防犯対策特別委員会」を設置し、災害対策基本条例の制定をしている自治体が増えてきていることから、委員長提案により、防犯対策と併せて、災害対策基本条例についての調査、研究を進めていくこととなり、議員提案による防災条例の制定を最終着地点として、防災における事業を調査しながら、条例に盛り込むべ</p>

市名	災害（防災）対策基本条例制定経緯
	<p>き項目を整理していくこととなった。</p> <p>平成 20 年 12 月には、正副委員長より（仮称）大津市防災対策推進条例の正副委員長案が提示され、委員と担当執行部を交えて協議を行った。</p> <p>平成 21 年度には、平成 20 年度にまとめられた（仮称）大津市防災対策推進条例（素案）をもとに条例内容の精査、市民意見の募集等、議員提案による条例制定に向けた具体的な取組を中心に委員会を開き、平成 22 年 2 月定例会の最終日に委員会提出議案として上程し、全員賛成により原案可決となり、平成 22 年 4 月 1 日に施行された。</p> <p>近年、台風に伴う大雨や高潮による災害、地震や津波による災害等、全国各地で多くの被害者を出す災害が発生している。こうした災害に対し、被害を最小限にとどめるため、市や市民、地域コミュニティ、事業者等が相互に連携し、協力を図りながら、災害対策に取り組んでいく必要があることから、条例を制定するものである。（提案理由説明より）</p>

**問2 議員若しくは委員会提案により制定した災害対策関連の政策的条例（災害（防災）対策基本条例、地方自治法第96条第2項による議決事件の追加に関する条例を除く）をご記入下さい。（該当事例がある場合は、S0へ）**

市名	議案の提出者	条例の名称	制定年月
札幌市	議員	札幌市住宅耐震化促進条例	平成 18 年 2 月
札幌市	議員	札幌市住宅耐震化促進条例の一部を改正する条例	平成 21 年 2 月
川崎市	総務委員会	川崎市避難所の機能整備及び円滑な管理運営に関する条例	平成 23 年 3 月

**S0 上記の政策的条例を議員・委員会提案で制定した経緯・過程について、具体的に記述してください。**

市名	政策条例制定経緯
札幌市	<p><b>【策定経緯】</b></p> <p>阪神淡路大震災における死亡者数全体の約 8 割が家屋倒壊による圧死であり、その被害は、昭和 56 年 5 月末日の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅に集中していたことが分かった。札幌市においても、建築基準法改正以前に建てられた戸建住宅が約 10 万戸あり、震災時の危険性が危惧される一方、住宅の耐震化に係る施策が不十分であったため、市に対し、①</p>

市名	政策条例制定経緯
	<p>耐震化についての計画策定義務、②耐震化の実施に係る助成など必要な支援を行う努力義務、③建築関係団体や建築士との連携協力体制の整備を図る努力義務を課することを柱とした条例を制定することとした。</p> <p>【策定過程】</p> <p>自民党及び公明党の2会派の有志議員6人で「防災プロジェクト」を立ち上げ、条例案を策定した。平成17年7月に第1回目のプロジェクト会議を行い、平成18年2月の条例案可決まで計12回の会議を行い、この間、他党派への調整や関連団体への説明会もプロジェクトの議員が行った。</p> <p>また、平成21年2月には、条例の対象をこれまでの「戸建住宅」から「共同住宅も含めた市内全ての家屋」に拡大するべく、条例の一部改正を行っている。</p>
川崎市	<p>正副議長から総務委員会発議の委員会提出議案として提出することについて、総務委員会の正副委員長に対して提案があり、これを受けて総務委員会で所管事務の調査を行い、委員会提出議案の提出について協議した結果、全会一致をもって委員会提出議案を発議することに決した。その後、平成23年第1回定例会の本会議において全会一致をもって可決された。</p>

## ◎地方防災会議・地域防災計画等について

問3貴市では、地方防災会議へ議会代表が参画をされていますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答可)

a. 議長が参画している	15
b. 副議長が参画している	4
c. 防災を所管する委員会の委員長が参画している	11
d. 議会事務局長が参画している	16
e. その他	2
f. 議会代表は参画していない	88

- a : 町田市、平塚市、藤沢市、船橋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、尼崎市、西宮市、奈良市、倉敷市、久留米市、熊野市、阿蘇市
- b : 平塚市、奈良市、倉敷市、久留米市
- c : 町田市、藤沢市、船橋市、静岡市、豊橋市、一宮市、春日井市、尼崎市、久留米市、八戸市、阿蘇市、
- d : 山形市、長岡市、相模原市、川口市、松戸市、一宮市、岐阜市、寝屋川市、奈良市、久留米市、熊本市、宮崎市、鹿児島市、陸前高田市、北茨城市、高萩市

市名	「e.その他」の回答
船橋市	建設委員会委員長
高知市	高知市防災会議委員が参画

**問4** 貴市議会では、地方自治法第96条第2項の規定により、地域防災計画の策定等を議決事件に追加していませんか。下記の  
中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 地域防災計画の策定等を議決事件に追加している	1
b. 地域防災計画の策定等を議決事件に追加するかどうか検討している	2
c. 地域防災計画の策定等を議決事件に追加していない	116

a：四日市市

b：石巻市、多賀城市

**問5** 地方自治法第96条第2項に基づき、条例で「地域防災計画」、「復興計画」を除いた災害対策関連の計画等の策定等を議  
決事件に追加しているものをご記入下さい。

市名	条例の名称	計画名等
四日市市	四日市市議会基本条例	水防計画
	地方自治法第96条第2項の規定による東松島市議会の議決すべき事件を定める条例	東松島市復興まちづくり基本方針 に関すること
東松島市	地方自治法第96条第2項の規定による東松島市議会の議決すべき事件を定める条例	買取災害公営住宅事業協定に係る 協定の目的、買取予定代金及び協定 の相手方に関すること

問6 貴市議会では、平成19年1月1日以降に地域防災計画の策定等に関して議会からの提言・要望等の提出・検討をしたことがありますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 地域防災計画に関しての提言・要望等を提出した	13
b. 地域防災計画に関しての提言・要望等の提出を検討している	2
c. 地域防災計画に関しての提言・要望等を提出・検討していない	104

市名	提言・要望等名	提言・要望等をとりとめた委員会等組織名	提出時期
郡山市	郡山市地域防災計画に係る提言書	東日本大震災及び台風15号水害対策特別委員会	平成24年12月
いわき市	東日本大震災からの復旧・復興に向けた第1次提言	東日本大震災復興特別委員会	平成23年8月
横須賀市	防災体制等整備特別委員会中間報告（提言）	防災体制等整備特別委員会	平成23年10月、 平成24年3月、 6月、9月の計4回
宇都宮市	地域防災について 自然災害に対する防災力の強化について 災害に強いまちづくり・地域づくりに向けた地域防災計画の修正等について	地域防災・防犯調査特別委員会 安全・安心のまちづくり調査特別委員会	平成19年2月 平成23年2月
高崎市	災害対策に関する要望書	災害対策調査特別委員会	平成24年11月
所沢市	所沢市地域防災計画の見直しに関する提言	災害対策特別委員会	平成24年3月
千葉市	東日本大震災を踏まえた防災・危機対策に関する提言書	総務常任委員会 防災・危機対策調査特別委員会	平成24年2月 平成24年3月
船橋市	地域防災計画等の見直し及び策定に関する決議	議員提案	平成21年9月
市原市	提言書	災害に強い市原のまちづくりに関する調査特別委員会	平成24年9月
豊田市	災害対策検討特別委員会 調査研究結果報告書 ※地域防災計画そのものへの提言ではないが、計画に含まれている内容の提言が記載されている。	災害対策検討特別委員会	平成24年2月

市名	提言・要望等名	提言・要望等をとりとめた委員会等組織名	提出時期
大分市	災害対策に関する提言書	大分市議会議員政策研究会	平成 24 年 12 月
高萩市	高萩市の復旧・復興に関する緊急提言	震災復興等対策特別委員会	平成 24 年 2 月
ひたちなか市	ひたちなか市の復旧・復興に関する要望	ひたちなか市議会震災復旧・復興対策会議	平成 23 年 9 月

**問7 問3～問6以外に議会として地域防災計画の策定等に関与した事例があれば、記述して下さい。**

市名	問3～問6以外に議会として地域防災計画の策定等に関与した事例
札幌市	平成 23 年度及び 24 年度に、災害・雪対策調査特別委員会において「地域防災計画の見直し」について理事者からの報告を受け質疑を行った。
仙台市	東日本大震災からの復興に当たり、その教訓を基に市民の安全・安心をしっかりと確保するため、市議会の立場から積極的にかかわっていくことを目的として設置した仙台市議会東日本大震災復興会議（平成 23 年 6 月 28 日設置）において、地域防災計画の見直しについて質問及び提言等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年 4 月 25 日：避難所運営についての質問・提言等</li> <li>・平成 24 年 8 月 20 日：物資の供給、避難生活支援、啓発・教育についての質問・提言等</li> </ul>
川崎市	特にないが、地域防災計画の修正等について、常任委員会における所管事務の調査として適宜報告を受けている。
千葉市	防災・危機対策調査特別委員会において、地域防災計画の見直しについて適宜当局から報告を受けており、各委員から内容等について意見・要望している。
松戸市	地域防災計画の修正時に、議員からの意見等を集約し、市長へ提出した。
浜松市	平成 23 年 5 月に、危機管理特別委員会を設置し、地域防災計画の見直しについて協議している。
津市	平成 18 年 8 月 全員協議会で協議 平成 19 年 2 月 総務財政委員会で協議 平成 23 年 11 月 総務財政委員会で協議 平成 24 年 11 月 総務財政委員会で協議

市名	問 3～問 6 以外に議会として地域防災計画の策定等に関与した事例
吹田市	平成 23 年 6 月 20 日の都市環境防災対策特別委員会で、放射能、液化化対策などを含めた地域防災計画の見直しを重点的に取り組む項目の一つとすることを決定し、以後平成 24 年 4 月 13 日まで議題として取り上げ、理事者に質疑や意見等を行った。
八尾市	総務常任委員会の所管事務調査で、地域防災計画の改訂状況について調査している。
高松市	地域防災計画の策定時、及び計画見直し時に調査会を開催している。なお、平成 23 年度からは、総合防災特別委員会を設置したため、特別委員会を開催している。
北九州市	地域防災計画策定にあたっては、常任委員会にて報告を受けている。
熊本市	平成 24 年 7 月 12 日九州北部豪雨被害における、熊本市の避難指示等のあり方に関する検証部に、学識経験者、報道と共に副議長、総務委員長が出席し、住民の意見を反映した意見を述べている。
水戸市	概要 780 世帯 2153 人が居住する龍田への避難指示が出されたのは、ヘリコプター救出のテレビ映像を見た後であった。なぜ、このような事態になったかを検証する会議 地域防災計画を見直す際、所管の常任委員会で、その内容について、報告を受けている。

## ◎災害対策本部について

問8 貴市では、平成19年1月1日以降に（市長を本部長とする）災害対策本部を設置しましたか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 平成19年1月1日以降に災害対策本部を設置した	95
b. 平成19年1月1日以降に災害対策本部を設置しなかった	24

「a. 平成19年1月1日以降に災害対策本部を設置した」と回答した市の平均設置数	5.7 回
--	-------



問9 貴市では、(市長を本部長とする) 災害対策本部が設置された際、災害対策本部会議へ議会代表が参画をされていきますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答可)

a. 議長が参画している(オブザーバーとしての参画も含む)	6
b. 副議長が参画している(オブザーバーとしての参画も含む)	2
c. 防災を所管する委員会の委員長が参画している	0
d. 議会事務局長が参画している(執行部の一部員としての参画も含む)	74
e. その他	8
f. 議会代表は参画していない	38

- a : 郡山市、長岡市、気仙沼市、東松島市、相馬市、高萩市  
b : 宮古市、相馬市

市名	「e. その他」の回答
松戸市	総務班傘下に属しているため、代表は会議へ参画していない
一宮市	議事調査課長を班長とした「議会班」として、所掌事務にあたる
姫路市	議会事務局は渉外班で、班長(市長公室長)が本部会議に参画
奈良市	災害対策本部会議には参画していないが、議会事務局長が避難所支援部の副部长として参画し、議会事務局の議会総務課長、議事調査課長が班員として参画する。
三沢市	状況に応じて参画
名取市	必要に応じて議長が出席した。
北茨城市	災害の内容により議長も参画
山武市	議会事務局長が必要に応じ参画

SQ 問9でa～eを選択した場合のみお答え下さい。災害対策本部での貴市議会代表の事務分掌は何ですか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。(複数回答可)

a. 市議会議員への災害情報伝達に関すること	65
b. 議会独自の災害対策本部等で集約した情報を市の災害対策本部に伝達すること	14
c. 臨時議会の開催に関すること	2
d. その他	32

市名	「d. その他」の回答
札幌市	緊急応援に関すること
旭川市	協力部として、災害応急対策にかかわる各部協力のため、部員を指揮する。
青森市	市議会議員の被災地視察に関すること
山形市	市議会議員の安否確認
福島市	避難所駐在員の派遣、支援部内他班との連絡調整に関すること
新潟市	他部及び区本部への協力に関すること。部内職員の動員に関すること。
富山市	視察者及び見舞者の接遇に関することなど
八王子市	市議会との連絡調整に関すること
横須賀市	議会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
前橋市	他の部(班)の応援
高崎市	議会事務局職員による災害対策本部活動への協力
さいたま市	他部の応援に関すること。部内職員の動員に関すること。
所沢市	他の部の応援協力に関すること

市名	「d. その他」の回答
柏市	<p>(1) 部長及び理事として、担当部の職員を指揮監督すること</p> <p>(2) 本部会議の構成員として、本部長を補佐すること</p> <p>(3) 本部長、副本部長が不在もしくは事故あるとき本部長、副本部長の職務を代理すること。なお、本部長、副本部長を代理する順序は別に定める</p>
一宮市	国会及び県会議員等の災害視察及び見舞者の接遇に関すること
津市	災害に対する議会活動に関すること。政策財務部調査班の業務支援に関すること。
岐阜市	議員の安否確認、市議会議員からの情報収集に関すること
豊中市	市議会及び本部との連絡調整に関すること。各部の応援に関すること。
枚方市	議員との連絡調整に関すること、災害見舞いの応援及び事務処理に関すること等
八尾市	総括部門の電話対応班
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部（事務局）、各部、関係機関等との連携に関すること。</li> <li>・部の応急対策の実施状況、その他防災活動に必要な情報の収集及び連絡に関すること。</li> <li>・所属職員の招集及び把握に関すること。</li> <li>・本部長（市長）の特命事項に関すること。</li> <li>・他の部等への応援に関すること。</li> <li>・災害時の市会運営対応に関すること。</li> <li>・議員との連絡調整に関すること。</li> </ul>
姫路市	渉外班として、国県等との連絡調整、災害視察者等の応接
尼崎市	防災活動の応援に関すること
西宮市	議員の安否情報の把握、議会棟設備の確認
広島市	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
高松市	<p>議会事務局：本部会議への出席、情報全般に関すること</p> <p>本部対応職員：市民からの災害情報の受付に関すること、市民への災害情報の伝達に関すること</p>

「d. その他」の回答	
市名	北九州市災害対策本部運営要綱において、災害対策本部の協力部長として、次の事務を担当することとされている。
北九州市	1 災害時における議会関係緊急対策に関すること 2 緊急を要する他部への応援協力に関すること 3 その他特命事項
福岡市	災害に対する議会活動の統括
熊本市	他対策部の応援業務
鹿児島市	本部員として災害対策本部の運営にあたる。
東松島市	他自治体議員視察団の対応に関する事、災対総務部に関する事
阿蘇市	出納対策部

## ◎議会独自の災害対策に関する取り組みについて

問10 貴市議会では、災害発生時に議会独自の災害対策本部等を設置する規程・要綱等を制定していただけますか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 議会独自の災害対策本部等の設置規程・要綱等を制定している	14
b. 議会独自の災害対策本部等の設置規程・要綱等を制定していない	105

市名	規程・要綱等名称	制定年月	災害対策本部等組織名
秋田市	秋田市議会災害対策会議設置規程	昭和59年3月	秋田市議会災害対策会議
郡山市	郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部設置要綱	平成23年3月	郡山市議会3.11震災市民生活復興対策本部
町田市	町田市議会 災害対策委員会設置規約	昭和46年12月	災害対策委員会
藤沢市	藤沢市議会災害時対応指針	平成24年12月	議会対策会議

市名	規程・要綱等名称	制定年月	災害対策本部等組織名
さいたま市	さいたま市議会災害対応指針	平成 22 年 9 月	「災害対応体制を取る」との記述にとどめていません。
越谷市	越谷市議会における災害発生時の対応要領	平成 23 年 9 月	越谷市議会災害対策支援本部
四日市市	震災時における議会の対応に関する申し合わせ	平成 18 年 4 月	議会災害対策本部
西宮市	西宮市議会における災害等発生時の対応要領	平成 24 年 9 月	西宮市議会災害対策支援本部
大分市	大分市議会防災会議設置要綱、大分市議会災害時対策会議設置要綱	平成 25 年 3 月 予定	(平常時) 大分市議会防災会議、(災害発生時) 大分市議会災害時対策会議
多賀城市	多賀城市議会における災害発生時の対応要領	平成 24 年 6 月	多賀城市議会災害対策支援本部
相馬市	東日本大震災相馬市議会災害対策本部設置要領	平成 23 年 3 月	東日本大震災相馬市議会災害対策本部
北茨城市	市議会災害対策本部対応マニュアル	平成 22 年 6 月	市議会災害対策本部
ひたちなか市	ひたちなか市議会震災復旧・復興対策会議設置要綱	平成 23 年 4 月	ひたちなか市議会震災復旧・復興対策会議
匝瑳市	災害発生時の対応に関する匝瑳市議会議員団内規	平成 24 年 3 月	匝瑳市議会災害対策支援本部

**SO1 (問 10) で「a. 議会独自の災害対策本部等の設置規程・要綱等を制定している」を選択した場合のみお答え下さい) 議会独自の災害対策本部の組織構成をご記入ください。**

市名	議会独自の災害対策本部等の組織構成
秋田市	代表一議長 代表職務代理人一 副議長 その他構成員一各会派会長、常任委員長、議会運営委員長
郡山市	本部長、副本部長、本部長 一 議員

市名	議会独自の災害対策本部等の組織構成
町田市	議長（1名） 各常任委員会委員長（4名） 各会派から1名選出（6名）
藤沢市	組織構成については、決めていない。
さいたま市	「災害対応体制を取る」との記述にとどめており、具体的な組織構成は記載していません。
越谷市	本部長—議長 副本部長—副議長 本部役員—各会派の代表
四日市市	本部長—本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員 構成員：正副議長及び各会派代表者 本部長—議長、副本部長—副議長
西宮市	本部長—議長、副本部長—副議長、本部役員—各会派の代表、本部員—その他の議員
大分市	<pre> graph TD     Mayor[市長] --- Council[議長]     Mayor --- Deputy[副議長]     Mayor --- A[地区A長]     Mayor --- B[地区B長]     Mayor --- C[地区C長]     Mayor --- D[地区D長]     A --- A_Deputy[地区担当]     B --- B_Deputy[地区担当]     C --- C_Deputy[地区担当]     D --- D_Deputy[地区担当]     A_Deputy --- A_Members[地区議員]     B_Deputy --- B_Members[地区議員]     C_Deputy --- C_Members[地区議員]     D_Deputy --- D_Members[地区議員] </pre>

市名	議会独自の災害対策本部等の組織構成
多賀城市	支援本部長一議長 副支援本部長一副議長 支援本部役員一各会派の代表者 支援本部役員一上記の役職を除く全議員
相馬市	本部長・・・議長 副本部長・・・副議長 本部長・・・全議員
北茨城市	本部長→議長 副本部長→副議長 本部長→各常任委員会より1名
ひたちなか市	議長（座長）、副議長（副座長）、総務生活委員長、文教福祉委員長、経済建設委員長、予算委員長、決算委員長、議 会広報委員長、議会運営委員長
匝瑳市	本部長一議長、副本部長一副議長、本部役員一各派代表、本部長一議員

SQ2 (問10)で「a. 議会独自の災害対策本部等の設置規程・要綱等を制定している」を選択した場合のみお答え下さい) 平成19年1月1日以降に規程・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部等を設置しましたか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。

a. 平成19年1月1日以降に規程・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部等を設置した	7
b. 平成19年1月1日以降に規程・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部等を設置したことがない	7

市名	災害対策本部等組織名	設置期間	災害内容
秋田市	秋田市議会災害対策会議	平成21年5月16日～平成21年11月13日	新型インフルエンザ
秋田市	秋田市議会災害対策会議	平成23年3月11日～平成23年3月15日	東日本大震災
郡山市	郡山市議会 3.11 震災市民生活復興対策本部	平成23年3月29日～平成23年7月11日	東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故

市名	災害対策本部等組織名	設置期間	災害内容
町田市	災害対策委員会	構成員（委員）の任期を2年とし、常設している	
多賀城市	多賀城市議会災害対策支援本部	平成24年9月30日～平成24年10月1日	台風17号接近
	多賀城市議会災害対策支援本部	平成24年12月7日～平成24年12月7日	三陸沖地震に伴う津波警報発令
相馬市	東日本大震災相馬市議会災害対策本部	平成23年3月15日～*相馬市災害対策本部の設置期間	東日本大震災
北茨城市	市議会災害対策本部	平成23年3月11日～平成23年6月21日	東日本大震災
ひたちなか市	ひたちなか市議会震災復興旧・復興対策会議	平成24年3月～	東日本大震災

**問11 貴市議会において、平成19年1月1日以降に設置している若しくは設置していた災害対策関連を審議する特別委員会をご記入下さい。**

市名	名称	設置期間	審議内容
札幌市	災害・雪対策調査特別委員会	平成23年5月19日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模地震等に対応した災害対策</li> <li>雪対策</li> </ul>
盛岡市	防災対策特別委員会	平成23年10月27日～	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害に強いまちづくり（地域防災計画の見直し等にかかるもの）</li> <li>市民協働による防災対策（自主防災組織等にかかるもの）</li> <li>災害発生時における議員・議会の役割</li> </ol>
	震災復興対策特別委員会	平成23年10月27日～	<ol style="list-style-type: none"> <li>震災復興・復興に向けた現状と課題</li> <li>県都としての震災復興・復興の支援</li> </ol>
仙台市	東日本大震災対策特別委員会	平成23年4月21日～ 平成23年6月28日	現地調査及び震災関連議案審査



市名	名称	設置期間	審議内容
	震災復興推進特別委員会	平成23年10月4日～ 平成24年2月15日	震災関連議案審査
福島市	東日本大震災復興対策並びに原子力発電所事故対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会	平成23年8月12日～	東日本大震災からの復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を行う
郡山市	東日本大震災及び台風15号水害対策特別委員会 東京電力福島第一原子力発電所事故放射能対策特別委員会	平成24年10月20日～	東日本大震災、台風15号水害からの一日も早い復旧・復興に向けた諸課題について 放射能災害からの一日も早い復旧・復興に向けた諸課題について
いわき市	東日本大震災復興特別委員会 東日本大震災復興特別委員会	平成23年6月16日～ 平成24年9月30日	東日本大震災に係る復旧・復興の施策に関する事項についての調査・提言 東日本大震災に係る復旧・復興の施策に関する事項についての調査・提言
新潟市	安全、安心まちづくり調査特別委員会	平成23年6月28日～ 現在	大規模災害対策及び災害に強いまちづくりにかかわる調査、研究
金沢市	安全対策特別委員会(申し合わせによるもの) 安全対策特別委員会(申し合わせによるもの) 防災対策特別委員会(申し合わせによるもの)	平成19年6月28日～ 平成19年12月25日 平成23年7月1日～平成24年2月9日 平成24年3月23日～	地震対策(防災・減災) 津波対策 豪雨災害対策

市名	名称	設置期間	審議内容
福井市	安全安心なまちづくり対策特別委員会	平成23年7月12日～ 現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災体制</li> <li>・ 原子力災害への対応</li> <li>・ 消費者の安全確保</li> <li>・ 青少年の保護</li> <li>・ 地域コミュニティの強化</li> </ul>
八王子市	復興支援・災害対策特別委員会	平成23年5月18日～	東日本大震災に対する復興支援及び本市の災害対策に関する調査研究について
横須賀市	防災体制等整備特別委員会	平成23年6月～	<p>①他自治体及び関係諸機関との連携協力体制の整備について</p> <p>②「横須賀市地域防災計画」における地震・津波等の広域災害を考慮した広域避難エリアの再設定、防災情報の迅速な伝達及び避難所運営方法の再整備について</p> <p>③新港埠頭交流拠点（官公庁ゾーン、賑わいゾーン）の津波対策について</p>
藤沢市	藤沢市環境・災害対策特別委員会	平成15年5月20日～ 平成19年5月20日 平成19年5月21日～ 平成23年4月30日	市内における環境の保全を図るとともに、水害、地震及び厚木基地による航空機の騒音や災害から市民の生命や財産等を守るため、その対策について調査・審査するもの。
藤沢市	藤沢市災害対策等特別委員会	平成23年5月19日～ 《設置項目変更》 平成24年5月21日	地震、津波、風水害、都市災害及び厚木基地による航空機の騒音等から、市民の生命、身体及び財産を保護し、災害の拡大防止と被害の軽減を図るため、その防災対策全般について調査・審査するもの。
相模原市	防災特別委員会	平成23年5月16日～	防災等に関する調査研究

市名	名称	設置期間	審議内容
宇都宮市	地域防災・防犯調査特別委員会	平成17年6月～平成19年2月	(1) 地域防災について (2) 地域における安全安心について
	安全・安心のまちづくり調査特別委員会	平成21年6月～平成23年2月	(1) 自然災害に対する防災力の強化について (2) 消費者行政の推進について（消費生活・食の安全等）
	災害対策調査特別委員会	平成23年7月～平成24年12月	本市の防災対策及び災害対策の強化に関する事項について
高崎市	災害対策特別委員会	平成23年6月～現在	地震やゲリラ豪雨などの災害に強いまちづくりに向けた総合的な災害対策について検討する。 ・地域防災計画の改定について ・水害対策の強化について ・災害対策について ・災害時要援護者の保有個人情報の外部提供について ・平成23年度川口市総合防災訓練について ・川口市地域防災計画の策定について ・川口市地域防災ハザードマップについて ・川口市広域防災拠点整備事業について ・埼玉県消防広域域化推進計画について
川口市	公有財産活用・災害対策特別委員会	平成19年6月～平成23年4月	・東日本大震災について ・九都県市合同防災訓練について
	危機管理対策・庁舎整備等特別委員会	平成23年6月～	
千葉市	防災・危機対策調査特別委員会	平成23年5月17日～未定（最長で現議員の任期満了まで）	東日本大震災に伴う市内の復興対策について調査するとともに、防災・危機対策に関する諸問題について調査する。なお、議案・請願・陳情の審査は常任委員会で行う。

市名	名称	設置期間	審議内容
柏市	放射能等災害対策特別委員会	平成23年9月20日～ 現在	設定目的：放射能災害及び地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水その他の災害、または大規模な火災、爆発等の事故の被害に係る諸問題を調査研究し、その対応策を立てるため。 ○調査事項 (1) 危機管理体制の強化に関することについて (2) 地域防災力の向上に関することについて (3) その他防災体制の強化に関し必要な事項について
市原市	災害に強い市原のまちづくりに関する調査特別委員会	平成23年7月15日～	
静岡市	総合治水、海岸保全及び防災対策特別委員会	平成23年6月16日(名称及び設置目的を変更)～調査終了の日まで	地震・津波対策に係る事業の調査
浜松市	危機管理特別委員会	平成23年5月18日～	○災害対策に係る調査研究 ・浜松市地域防災計画の見直し ・激甚災害への本市の対応状況等 ○新型インフルエンザ等感染症の対策等に係る調査研究
豊橋市	地震対策調査特別委員会	平成23年9月27日～ 調査終了の議決をするまで	地震対策について、より広域的かつ効果的なものとするための調査研究を行っている
岡崎市	防災防犯対策推進特別委員会	平成21年11月13日～ 平成22年11月15日	防災、防犯及び交通安全対策に関する事項
	防災基本条例設置特別委員会	平成22年11月15日～ 平成24年10月2日	防災対策に関する事項

市名	名称	設置期間	審議内容
豊田市	災害対策検討特別委員会	平成23年5月～平成24年3月	東日本大震災を教訓とし、巨大地震等の災害時における危機管理及び、大規模災害時における議会の役割、対応、体制等の確立について調査研究する。
四日市市	防災対策調査特別委員会	平成23年10月7日～	東日本大震災後の防災対策の推進に関する調査研究
豊中市	防災対策調査特別委員会	平成23年7月～	「豊中市地域防災計画」についての調査
吹田市	都市環境整備対策特別委員会	平成15年6月4日～平成19年5月26日	市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざし対策を講じること。
	都市環境整備対策特別委員会	平成19年6月5日～平成23年5月26日	市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざし対策を講じること。
	都市環境防災対策特別委員会	平成23年6月3日～現在も設置中	市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざし対策を講じること。
	八尾市議会大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会	平成24年6月～平成25年3月	八尾市が災害対策本部を設置した場合の八尾市議会の危機管理体制の構築を行う。
大津市	防災・防犯対策特別委員会	平成19年5月16日～平成20年5月16日	安心・安全なまちづくりに関する諸問題についての調査・研究
	防災・防犯対策特別委員会	平成20年5月16日～平成21年5月28日	議員提案による（仮称）大津市防災対策推進条例の制定
	防災対策特別委員会（名称変更）	平成21年5月28日～平成22年3月19日	平成20年度にまとめられた、（仮称）大津市防災対策推進条例（素案）をもとに、条例内容の精査、市民意見の募集等、議員提案による条例制定に向けた具体的な取組について
	防災対策特別委員会	平成23年5月17日～平成24年5月17日	災害時住民避難計画の見直しや地域自主防災組織の強化などについて調査・研究

市名	名称	設置期間	審議内容
	防災対策特別委員会	平成24年5月17日～	災害時応援協定の積極的な締結や防災士の養成などについて調査・研究中
姫路市	地域防災対策特別委員会	平成24年6月22日～	地域防災対策に関する事項の調査研究
	東南海・南海地震対策特別委員会	平成15年7月11日～ 平成19年6月20日	東南海・南海地震に関する調査及び対策について
和歌山市	地震災害対策特別委員会	平成19年6月21日～ 平成23年9月29日	地震に関する調査及び対策について
	地震等災害対策特別委員会	平成23年9月30日～	地震等災害に関する調査及び対策について
岡山市	防災・危機管理等調査特別委員会	平成23年5月～平成25年4月(予定)	・危機管理体制の整備に関する調査 ・防災体制の整備に関する調査
広島市	都市活力向上対策特別委員会	平成23年6月30日～	1 当面する都市活性化に関する課題について 2 観光振興について 3 災害に強いまちづくりについて
	防災対策特別委員会	平成19年5月17日～ 平成23年5月1日	大規模地震防災対策及び洪水対策の推進に関すること
徳島市	防災対策特別委員会	平成23年5月19日～ 設置目的について、事件の調査が終了するまでの間	大規模地震防災対策及び洪水対策の推進に関すること
高松市	総合防災対策特別委員会	平成23年5月17日～	各種防災対策の総合的かつ計画的な推進に関して調査研究する。
高知市	南海地震対策調査特別委員会	平成19年6月29日～ 平成23年3月7日	南海地震対策および津波災害対策等に関する件

市名	名称	設置期間	審議内容
	南海地震対策調査特別委員会	平成23年6月29日～ 審議終了まで	南海地震対策の再検討及び庁舎の耐震化に関する件
北九州市	安全で快適なまちづくり特別委員会	平成19年3月15日～ 平成20年2月9日	地域防災及び地域防犯について
	安全で健やかかなまちづくり特別委員会	平成21年3月27日～ 平成23年3月1日	地域防災及び地域防犯について
福岡市	震災対策特別委員会	平成17年5月19日～ 平成19年2月15日	震災復旧・復興に関する調査
	都市問題等調査特別委員会	平成19年6月28日～ 平成23年2月17日	震災対策に関する調査 ・耐震改修促進計画及び揺れやすさマップ等について ・福岡市地域防災計画の見直しについて ・福岡市公共施設の耐震対策計画の見直しについて
	都市問題等調査特別委員会	平成23年6月27日～	防災に関する調査 ・東日本大震災を踏まえた福岡市地域防災計画の見直しについて
	総合的なまちづくり対策に関する特別委員会	平成23年5月23日～ 現在	安全で安心な市民生活を実現するための諸問題と災害に強いまちづくりにや危機管理対策の強化
熊本市	環境・防災問題対策特別委員会	平成19年7月11日～ 平成22年3月1日	設置目的 環境対策と地域防災に関する諸問題に対処するため
	環境・防災問題対策特別委員会	平成22年5月18日～ 平成23年2月28日	設置目的 環境対策と地域防災に関する諸問題に対処するため
宮崎市	地域防災対策特別委員会	平成23年2月28日～ 現在	設置目的 地震・津波に関する諸問題に対処するため

市名	名称	設置期間	審議内容
鹿児島市	桜島爆発対策特別委員会	昭和52年～現在	桜島火山の継続的な爆発に伴う降灰対策等について調査検討するとともに、国・県の財政措置を含めた各種施策のより一層の充実強化を期すため、関係当局への意見反映をはかっている。
八戸市	東北地方太平洋沖地震対策特別委員会	平成23年3月17日～ 平成23年5月1日	東北地方太平洋沖地震による被害への対策等
	港湾振興・震災対策特別委員会	平成23年5月17日～	八戸港の港湾施設及び貿易振興並びに東日本大震災により被災した港湾や水産業の復興対策
久慈市	久慈市議会東北地方太平洋沖地震災害対策特別委員会	平成23年3月～平成23年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>湾口防波堤の早期完成、防潮堤・河川堤防の早期整備を求める。</li> <li>被災者生活再建支援の拡充を求める。</li> </ul>
宮古市	宮古市復興対策特別委員会	平成23年4月～平成24年4月	震災復興計画の策定及び推進に関する事項
金石市	東日本大震災復興対策特別委員会	平成23年10月19日～ 平成27年9月10日	東日本大震災からの復旧・復興全般についての協議・検討及び当局に対する提言などを行う。
大船渡市	災害復興対策特別委員会	平成23年6月28日～ 設置中	<p>東日本大震災による被害の復旧及び復興対策について、総合的・個別的な調査・研究・提言等を行う。</p> <p>委員会の所掌事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 災害復興計画に係る調査・研究・提言に関すること。</p> <p>(2) 復旧及び復興の推進に係る各種事業の調査・研究・提言に関すること。</p> <p>(3) その他復興に関する調査・研究・提言等に関すること。</p>
陸前高田市	東日本大震災復興対策特別委員会	平成23年6月～平成23年9月	東日本大震災に係る陸前高田市の復興状況及び復興計画等の諸調査並びに復興促進対策について
	東日本大震災復興対策特別委員会	平成23年9月～現在	東日本大震災に係る陸前高田市の復興状況及び復興計画等の諸調査並びに復興促進対策について



市名	名称	設置期間	審議内容
気仙沼市	東日本大震災調査特別委員会	平成23年5月18日～ 現在	平成23年東北地方太平洋沖地震等による被害の早期復旧及び復興に関する調査
	総合防災対策特別委員会	平成20年6月9日～平成22年6月10日	近い将来発生が予測される宮城県沖地震や津波などによる災害への対策及び東北電力女川原子力発電所の安全対策に関する諸問題について
石巻市	総合防災対策特別委員会	平成22年6月11日～平成24年6月10日	近い将来発生が予測される宮城県沖地震や津波などによる災害への対策及び東北電力女川原子力発電所の安全対策に関する諸問題について
	東日本大震災対策特別委員会 平成23年12月22日 2日変更 東日本大震災復興促進特別委員会	平成23年5月23日～ 平成24年6月10日	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な災害に対し、市民生活の一日も早い安定と本市の災害復旧・復興対策等に寄与すること。 平成23年12月22日変更 石巻市震災復興基本計画が議会で可決したことを受け、震災復興基本計画の促進等について追加
	総合防災対策特別委員会	平成24年6月11日～	近い将来発生が予測される宮城県沖地震や津波などによる災害への対策及び東北電力女川原子力発電所の安全対策に関する諸問題について
	東日本大震災復興促進特別委員会	平成24年6月11日～	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による甚大な災害等に対し、市民生活の一日も早い安定と本市の災害復旧・復興対策、及び震災復興基本計画の促進等に寄与する。
	東松島市議会災害対策特別委員会	平成23年4月5日～平成23年7月27日	平成23年東日本大震災に係る災害対策の推進を図り、もって市民生活の一日も早い安定と、復旧・復興に資する
東松島市	東松島市復興まちづくり計画に関する調査特別委員会	平成24年1月31日～ 現在に至る	平成23年12月26日に策定された東松島市復興まちづくり計画の主な実施事業の事業概要及び事業期間等を検証し、市民意向の反映状況、事業実施効果、関連影響を確認するとともに、事業実施課題を把握し、その推進のために必要な国・県への要望活動等を展開する。また、復興まちづくり計画に関連する調査を行い市民視点と将来展望が融合した公平で透明性のある事業推進及び復興の早期実現の推進を目的とし、次の事項について調査及び審査するものとする。

市名	名称	設置期間	審議内容
塩竈市	東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会	平成23年4月28日～ 平成23年8月5日	東日本大震災の災害復旧復興対策に関する調査を行い、提言を行った。
多賀城市	東日本大震災調査特別委員会	平成23年6月21日～ 現在に至る	災害復旧・復興事業に関する審議
名取市	東日本大震災復興調査特別委員会	平成23年5月27日～ 平成24年1月31日	(1) 災害状況及び被災者の支援に関すること (2) 復興推進に関すること
	東日本大震災復興調査特別委員会	平成24年2月7日～現在	(1) 復興推進に関すること
岩沼市	岩沼市議会震災復興推進特別委員会	平成24年3月13日～ 平成26年1月11日	東日本大震災からの復興推進に係る諸施策に関すること。
相馬市	基幹交通網の早期復旧と整備促進に関する特別委員会	平成23年11月30日～	基幹交通網の早期復旧と整備促進に係ること
	東日本大震災復興調査特別委員会	平成24年1月30日～	東日本大震災からの復興に係ること
南相馬市	東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会	平成23年5月11日～ 平成26年11月30日	国、県及び東京電力に対する支援や賠償など
高萩市	震災復興等対策特別委員会	平成23年6月～	災害から一日も早い安全・安心なまちづくりに向けた復旧・復興を促進するため調査、検討する
	震災復興等対策特別委員会	平成23年12月	災害から一日も早い安全・安心なまちづくりに向けた復旧・復興を促進するため調査、検討する
日立市	震災復興・防災対策特別委員会	平成23年5月17日～ 平成24年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災による被災状況の把握</li> <li>・震災の課題の検証</li> <li>・復興計画策定方針等の確認</li> <li>・復興計画素案の審査、協議</li> <li>・委員会での審査、協議内容の取りまとめ（中間報告）</li> <li>・復興計画進捗状況の確認</li> </ul>

市名	名称	設置期間	審議内容
ひたちなか市	まちづくり復興調査特別委員会	平成24年3月～	・ひたちなか市復興計画に基づきまちづくりに関すること ・放射線対策に関すること
水戸市	東日本大震災における復興対策調査特別委員会	平成23年7月6日～平成24年6月11日	(1) 市民生活及び地域経済の回復施策に関する事項 (2) 防災機能の強化に関する事項 (3) 市役所本庁舎等公共施設の復旧と整備に関する事項
	東日本大震災に伴う市役所本庁舎等の整備に関する調査特別委員会	平成24年6月26日～	市役所本庁舎等の整備に関する事項
鉾田市	鉾田市災害復旧復興対策特別委員会	平成24年7月11日～	被災からの復旧・復興に関する協議
鹿嶋市	災害復興対策特別委員会	平成23年5月～	東日本大震災で生じたがれきの受け入れ推進や鹿嶋市震災復興計画の進捗状況等
神栖市	東日本大震災復興調査特別委員会	平成23年6月21日～平成24年2月29日	東日本大震災からの復興に資するため、復興関連の事案を審議
	東日本大震災復興調査特別委員会	平成24年3月23日～	東日本大震災に係る復興計画、その他復旧・復興の施策に関する事項を審議
山武市	防災・復興対策特別委員会	平成23年6月24日～平成27年4月30日	平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害の復旧及び今後の本市の防災対策について、調査・研究を行う
新宮市	災害復興対策特別委員会	平成23年10月6日～	災害対策及び復興対策に関する調査・研究を行い住民の安全安心を確保する。
熊野市	防災対策特別委員会	平成18年9月～平成22年3月	防災対策に関する事項

問12 貴市議会で、平成22年1月1日以降に可決した災害対策関連の意見書・決議の件名と可決日をご記入下さい。

○意見書

市名	件名	可決日
札幌市	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年11月7日
	泊原子力発電所3号機のプルサーマル発電計画の白紙撤回等を求める意見書 「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成23年12月14日 平成24年6月13日
函館市	地方自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年11月2日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成23年7月20日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年9月29日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成23年12月20日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年9月25日
	道路の整備に関する意見書	平成22年10月5日
	21世紀型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書	平成22年10月5日
旭川市	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成23年7月1日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成23年7月1日
	原子力発電所における国の防災指針の見直しを求める意見書	平成23年10月4日
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成23年10月4日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年10月4日
	緊急事態基本法の早期制定を求める意見書	平成23年12月9日
	自衛隊の大規模災害派遣に関する意見書	平成23年12月9日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成23年12月9日
	森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書	平成24年6月28日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成24年6月28日
自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年10月5日	

市名	件名	可決日
青森市	東日本大震災に係る被災者支援の充実を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	公立学校施設における防災機能の整備推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	太陽水素系エネルギーを含む自然エネルギー政策の促進を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	国の原子力防災指針の見直しを求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 28 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 22 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 22 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 26 日
仙台市	復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める件	平成 24 年 3 月 16 日
	東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けた支援拡充を求める件	平成 24 年 6 月 22 日
	後期高齢者医療制度等の減免対象期間の延長を求める件	平成 24 年 6 月 22 日
秋田市	東日本大震災の復興支援及び総合的な復興ビジョン策定に関する意見書	平成 23 年 7 月 1 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築に関する意見書	平成 24 年 6 月 28 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援に関する意見書	平成 24 年 9 月 28 日
山形市	原子力発電所の安全強化と電力需給対策及び新エネルギー政策の促進などを求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	日本海国土軸の構築と社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 10 月 28 日
福島市	東京電力福島第一原子力発電所事故の早急な事態収拾を求める意見書	平成 23 年 3 月 25 日
	放射線に係る教育関係施設等の改善及び健康被害に関する意見書	平成 23 年 5 月 13 日
	放射線の影響を受ける住民の被ばくモニタリングの継続的実施を求める意見書	平成23年 5月13日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 24 日
	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書	平成 23 年 6 月 24 日

市名	件名	可決日
	子どもたちに対する内部被ばく検査及びスクリーニング検査、甲状腺検査などの定期的な健康診断の実施を求める意見書	平成 23 年 6 月 24 日
	原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介パネル設置に関する意見書	平成 23 年 8 月 12 日
	下水処理場の早急な汚泥処理対策を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	除染による放射性物質を含む土壌、汚泥の中間貯蔵施設及び最終処分整備に関する意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	浄水場の早急な浄水ケーク（浄水発生土）処理対策を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	食品の安全確立を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	放射能に汚染された土壌等の処理に関する意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	東京電力の原子力発電所事故による損害に対し全面賠償を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	政府系研究機関等の福島市への設置推進に関する意見書提出の件	平成 23 年 9 月 29 日
	市町村の除染計画に対する国の責任を明確にすることを求める意見書提出の件	平成 23 年 9 月 29 日
	原子力災害からの福島再生特別法（仮称）の制定と特区制度等による税制上の優遇措置を求める意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	復興増税における税負担について課税の免除を求める意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	原子力災害等の被災者に対する入湯税の課税免除に係る減収分について補てんを求める意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	子どもたちを健全に育成するための環境整備に関する意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	福島市内各温泉地の復興支援を求める意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	一刻も早い下水汚泥の処分への取り組みを求める意見書提出の件	平成 23 年 12 月 7 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	東日本大震災後の福島県の教育復興と教員の確保に関する意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	東北地方の高速道路無料開放の延長を求める意見書	平成 24 年 3 月 27 日
	原子力損害賠償紛争審査会の損害賠償指針の見直しを求める意見書	平成 24 年 3 月 27 日

市名	件名	可決日
	国による福島県民の18歳以下の子どもの医療費無料化と継続的な健康調査の恒久的な健康調査の恒久的な健康調査の恒久的な健康調査を求める意見書	平成24年3月27日
	福島復興再生特別措置法の拡充を求める意見書	平成24年3月27日
	防災対策など住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書	平成24年3月27日
	米の作付制限ではなく、国による管理を求める意見書	平成24年3月27日
	ふくしま産業復興企業立地補助金の予算拡充を求める意見書	平成24年6月22日
	東日本大震災復興特別区域法第77条の適用要件の緩和と追加を求める意見書	平成24年6月22日
	県内自主避難者への支援を求める意見書	平成24年6月22日
	地方財政の充実・強化を求める意見書	平成24年6月22日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成24年6月22日
	学校等施設の耐震化に係る財政支援制度の拡充を求める意見書	平成24年6月22日
	原子力災害からのイメージ回復等についての財源の確保と国による対策を求める意見書提出の件	平成24年9月25日
	道路除染方法の柔軟な選択を認め、除染経費への財政措置を求める意見書提出の件	平成24年9月25日
	エネルギー政策の転換を図り、原子力からの脱却を求める意見書	平成24年9月25日
	災害公営住宅整備推進のための制度の見直し等を求める意見書	平成24年9月25日
	震災等緊急雇用対応事業の継続のための財源の確保を求める意見書	平成24年9月25日
	「甲状腺結節性疾患有所見率等調査事業」の早期実施及びその結果について福島県民に対する詳細な情報提供を求める意見書提出の件	平成24年9月25日
	甲状腺検査頻度及び県民健康管理調査の一層の充実を求める意見書提出の件	平成24年9月25日
	原発事故子ども・被災者支援法の具体的施策の早期策定及び実施を求める意見書提出の件	平成24年9月25日
	子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を求める意見書	平成23年6月23日
郡山市	東京電力福島第一原子力発電所事項に関する意見書	平成23年6月23日
	原発事故による放射能汚染から子どもと市民の命と健康を守ることを求める意見書	平成23年6月23日

市名	件名	可決日
	東京電力福島第一原子力発電所事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	東京電力福島第一原子力発電所及び第二発電所の廃炉を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	原発からの期限を決めた撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	エネルギー政策転換を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	18 歳までの医療費無料化を求める意見書	平成 24 年 2 月 23 日
	水害対策に係る国への意見書	平成 24 年 3 月 22 日
	水害対策に係る福島県への意見書	平成 24 年 3 月 22 日
	「福島復興再生特別措置法」の拡充を求める意見書	平成 24 年 3 月 22 日
	東北地方の高速道路無料開放の復活を求める意見書	平成 24 年 4 月 11 日
	(仮称) 原発事故被曝者援護法に関する意見書	平成 24 年 6 月 15 日
	放射線被害に係る市民への支援に関する国への意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	放射線被害に係る市民への支援に関する福島県への意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	関西電力大飯原子力発電所の再稼動に反対する意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	地方財政の充実・強化を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	「原子力事故による子ども・被災者支援法」に関する意見書	平成 24 年 9 月 19 日
	東北地方太平洋沖地震の緊急災害対策を求める意見書	平成 23 年 3 月 17 日
	東日本大震災による被災地の感染症対策の充実を求める意見書	平成 23 年 6 月 30 日
いわき市	東日本大震災により事業継続が困難な状況にある事業者・生活の維持が困難な被災者に対する応急支援・救済の措置を求める意見書	平成 23 年 9 月 15 日
	(仮称) 原発事故被曝者援護法の制定を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	東日本大震災により被災した J R 常磐線の復旧に当たり国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 3 月 14 日
	放射線教育の副読本を福島県の現状を踏まえた内容の教材に見直すことを求める意見書	平成 24 年 3 月 14 日
	常磐自動車道・国道 6 号の早急な開通を求める意見書	平成 24 年 3 月 14 日



市名	件名	可決日
	ふくしま産業復興企業立地補助金の予算措置を求める意見書	平成 24 年 8 月 10 日
	福島原子力発電所事故災害を踏まえたエネルギー政策の確立と福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書	平成 24 年 8 月 10 日
	一部損壊住宅を対象とした支援制度の構築を求める意見書	平成 24 年 8 月 10 日
	東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書	平成 23 年 3 月 22 日
	原子力推進政策の見直しと発電所の安全対策強化等を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書	平成 23 年 9 月 29 日
	東日本大震災で発生したがれきの受け入れに関する意見書	平成 24 年 3 月 16 日
新潟市	「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づく施策の充実を求める意見書	平成 24 年 7 月 2 日
	柏崎刈羽原子力発電所再稼働に関する意見書	平成 24 年 7 月 2 日
	「防災・減災・コミュニティ」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 7 月 2 日
	東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書	平成 24 年 12 月 21 日
	公立小中学校施設の耐震化の促進を求める意見書	平成 22 年 3 月 19 日
	公立学校施設における耐震化と防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 30 日
富山市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 20 日
	原子力発電所の警備に関する意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 25 日
	東北地方太平洋沖地震の緊急災害を求める意見書	平成 23 年 3 月 18 日
	公立学校施設における防災機能の整備促進を求める意見書	平成 23 年 7 月 1 日
金沢市	災害時などにおける母子に対する支援の充実を求める意見書	平成 23 年 9 月 21 日
	災害に強いインフラ整備の促進と公共事業関係費の確保を求める意見書	平成 23 年 9 月 21 日
	大規模災害に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 21 日

市名	件名	可決日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 21 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 22 日
福井市	原発事故を踏まえた安全対策を求める意見書	平成 23 年 7 月 12 日
長野市	千曲川総合治水対策の推進に関する意見書	平成 22 年 6 月 25 日
	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	学校施設の防災力向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 27 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
八王子市	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の除去と全面賠償、充実した復興対策を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	「防災・減災」のための社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 25 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 27 日
	震災からの復興に向けた補正予算の早期編成を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
町田市	東京都に東日本大震災の被災者受け入れ支援を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	福島第一原子力発電所事故の収束及び再生可能エネルギーの普及への取組等の強化を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	公立学校施設等における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	建築物の天井の耐震規制の強化を求める意見書	平成 23 年 6 月 29 日
	緊急事態基本法の早急な制定を求める意見書	平成 23 年 10 月 6 日
川崎市	放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書	平成 23 年 10 月 6 日
	石油コンビナートにおける液状化を想定した耐震対策の強化を求める意見書	平成 23 年 10 月 6 日
	大規模災害に対応した公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 10 月 6 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	防災・減災のための公共投資による社会インフラの再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 22 日

市名	件名	可決日
横須賀市	東日本大震災に伴う風評被害補償に関する意見書	平成 24 年 2 月 16 日
	災害廃棄物の実効的処理の促進を求める意見書	平成 24 年 3 月 27 日
	緊急事態基本法の早期制定を求める意見書	平成 24 年 6 月 26 日
	電力制度改革の推進等を求める意見書	平成 24 年 3 月 26 日
相模原市	東京電力福島原子力発電所事故に伴う放射性物質対策等に関する意見書	平成 24 年 3 月 26 日
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する特段の措置を求める意見書	平成 24 年 3 月 26 日
宇都宮市	福島県以外の学校・幼稚園・保育所等における放射線量の安全基準値の早期設定と測定地点の増設を求める意見書	平成 23 年 7 月 1 日
	放射性物質を含む浄水発生土及び下水汚泥等の取り扱いに関する意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	地震防災対策特別措置法の延長を求める意見書	平成 22 年 9 月 24 日
前橋市	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	公立学校施設等における防災機能の整備・耐震化の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	土砂災害警戒区域等の速やかな指定を求める意見書	平成 24 年 9 月 27 日
高崎市	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 24 日
	福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能対策の強化と農畜産物の風評被害対策の更なる取り組みを求める意見書	平成 23 年 9 月 22 日
	東日本大震災及び原子力発電所事故による被害対策の強化を求める意見書	平成 23 年 9 月 22 日
さいたま市	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 20 日
	東日本大震災における被災者救済等に関する意見書	平成 23 年 5 月 2 日
	東日本大震災の被災地の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 7 月 1 日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 7 月 1 日

市名	件名	可決日
	原子力発電に依存するエネルギー政策の転換等を求める意見書	平成23年7月1日
	大規模災害自に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年10月21日
	学校施設の防災機能向上のための制度の創設等を求める意見書	平成23年10月21日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成23年12月22日
	東日本大震災で発生したがれきの処理に関する意見書	平成24年3月16日
	大規模災害時の緊急事態に迅速かつ適切に対応する包括的な法整備を求める意見書	平成24年3月16日
	東日本大震災の復興促進及び東電福島第一原発事故の早期収束を求める意見書	平成23年6月30日
	地域の防災力・消防力の向上のために国の財政支援の拡充を求める意見書	平成23年12月20日
川口市	被災者の生活・生業の再建と原発事故から市民の安全・安心なくらしを求める意見書	平成24年3月23日
	大規模自然災害など緊急事態において必要な措置を講じingことを求める意見書	平成24年6月22日
	原発に依存しない安全で持続可能なエネルギー供給の確率を求める意見書	平成24年9月24日
	原発の安全対策の強化とエネルギー政策の転換を求める意見書	平成23年7月5日
	放射性物質による製茶の被害に対する早急な対策を求める意見書	平成23年9月21日
所沢市	原発汚染廃棄物の適正処理を求める意見書	平成23年9月21日
	放射性物質による環境汚染防止法の早期制定を求める意見書	平成23年9月21日
	「防災・減災・ニューズイール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成24年7月6日
	真に必要とされる公共投資の推進による景気対策を求める意見書	平成22年9月6日
	東日本大震災からの復旧・復興に関する意見書	平成23年5月17日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成23年6月24日
千葉市	東日本大震災からの復興に向けた大規模な補正予算の創設を求める意見書	平成23年6月24日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年9月16日
	福島県以外の学校・幼稚園・保育園・保育所等における放射線量の安全基準値及び対応等の早期設定を求める意見書	平成23年9月16日

市名	件名	可決日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	緊急事態基本法の早急な制定を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	防災・減災と経済活性化をリンクさせた社会基盤の再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 26 日
	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書の提出について	平成 23 年 6 月 24 日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書の提出について	平成 23 年 10 月 3 日
市川市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書の提出について	平成 23 年 10 月 3 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書の提出について	平成 23 年 12 月 9 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出について	平成 24 年 6 月 22 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書の提出について	平成 24 年 10 月 5 日
	小規模グループホームの防火体制強化に関する意見書	平成 22 年 6 月 25 日
船橋市	発議案第 9 号 公立学校施設の防災機能強化に関する意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	発議案第 4 号 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備に関する意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	発議案第 4 号 防災・減災ニューデールによる社会基盤再構築に関する意見書	平成 24 年 6 月 22 日
	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書	平成 23 年 6 月 27 日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 27 日
	福島県以外の地域における放射線量の安全基準値の設定をはじめ、放射能汚染への対応策の早期実施を求める意見書	平成 23 年 9 月 27 日
松戸市	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 27 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 22 日
	原子力エネルギー政策を転換し自然エネルギー利用の促進を求める意見書	平成 23 年 12 月 22 日
	汚染状況重点地域の除染等に対する国庫補助金の拡充と、必要と思われる健康調査の実施を求める意見書	平成 24 年 3 月 22 日

市名	件名	可決日
	電気料金の値上げを認可しないよう求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	原子力発電所の再稼働検討に当たり慎重な判断を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 10 月 1 日
	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	公立学校施設における防災機能の整備推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
柏市	福島原発事故の一日も早い収束に向けた緊急対策を求める意見書	平成 23 年 6 月 23 日
	福島県以外の地域における放射線量の高い箇所への健康管理調査を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	汚染状況重点調査地域で行われる除染等に対する国庫補助の拡充等を求める意見書	平成 24 年 3 月 19 日
	木造住宅の耐震補強助成に関する意見書	平成 23 年 3 月 22 日
	お茶の放射性物質に係る損害賠償並びに新たな規制値の設定等に関する意見書	平成 23 年 6 月 24 日
	お茶の放射性物質による損害の賠償や風評被害対策に関する意見書	平成 23 年 6 月 24 日
	津波対策を早急に求める意見書	平成 23 年 7 月 7 日
静岡市	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 10 月 18 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	防災・減災対策としての社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 7 月 5 日
	南海トラフ巨大地震対策の推進を求める意見書	平成 24 年 10 月 16 日
	東日本大震災からの早期復興を求める意見書について	平成 23 年 6 月 24 日
	震災復興に欠かせない地質調査の一層の推進を求める意見書について	平成 23 年 12 月 16 日
浜松市	防災対策に男女共同参画の視点を取り入れるための対策を求める意見書について	平成 23 年 12 月 16 日
	防災・減災対策としての公共事業による社会基盤再構築を求める意見書について	平成 24 年 6 月 15 日
豊橋市	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書	平成 22 年 6 月 17 日

市名	件名	可決日
	東日本大震災対策に関する意見書	平成 23 年 3 月 28 日
	公立学校等施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 17 日
	被災地域の産業復興・再生と国内経済活動の活性化を求める意見書	平成 23 年 6 月 17 日
	東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関する意見書	平成 23 年 9 月 27 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 15 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 21 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 24 日
豊田市	東北地方太平洋沖地震災害支援に関する意見書	平成 23 年 3 月 31 日
	被災者支援及び震災復興のために平成 23 年度国家予算の組み替えを求める意見書	平成 23 年 3 月 23 日
四日市市	防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書	平成 23 年 10 月 7 日
	「緊急事態基本法」(仮称)の早期制定を求める意見書	平成 24 年 6 月 29 日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 27 日
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 29 日
岐阜市	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 12 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 12 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 25 日
大阪市	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 5 月 27 日
	防災・減災対策の強化による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 7 月 6 日
	国民の生命と財産を守る防災・生活関連予算の充実を求める意見書	平成 22 年 3 月 26 日
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 8 月 12 日
吹田市	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 10 月 19 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 26 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 26 日

市名	件名	可決日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 5 月 31 日
高槻市	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書について すべてのグループホームへの防火体制強化を求める意見書 口蹄疫に対する防疫措置対策と被害農家への経営支援策の強化に関する意見書 東日本大震災からの復興支援等を求める意見書 公立学校施設の防災機能強化を求める意見書	平成 24 年 6 月 27 日 平成 22 年 6 月 25 日 平成 22 年 6 月 25 日 平成 23 年 6 月 29 日 平成 23 年 6 月 29 日
枚方市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書 国の防災指針の見直しを求める意見書 自治体クラウドの推進を求める意見書 災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書 社会資本への公共投資による災害に強い地域社会の再構築を求める意見書 地方自治体の防災・減災事業に対する財政支援を求める意見書 気象事業の整備、拡充を求める意見書	平成 23 年 10 月 20 日 平成 23 年 10 月 20 日 平成 23 年 10 月 20 日 平成 23 年 10 月 20 日 平成 23 年 12 月 20 日 平成 23 年 12 月 20 日 平成 24 年 6 月 25 日 平成 24 年 9 月 26 日 平成 24 年 9 月 26 日 平成 23 年 6 月 16 日 平成 23 年 6 月 16 日 平成 24 年 2 月 8 日 平成 24 年 6 月 28 日 平成 23 年 12 月 21 日
茨木市	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書 災害廃棄物の処理に関する意見書	平成 23 年 6 月 16 日 平成 23 年 6 月 16 日 平成 24 年 2 月 8 日
八尾市	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書 防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 24 年 6 月 28 日 平成 23 年 12 月 21 日
寝屋川市	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書 気象事業の整備拡充を求める意見書	平成 24 年 7 月 5 日 平成 24 年 9 月 25 日
京都市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 10 月 31 日



市名	件名	可決日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 10 月 31 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 12 日
	防災会議に女性委員の登用を求める意見書	平成 23 年 12 月 12 日
	「防災・減災ニューデール」による国土強靱化を求める意見書	平成 24 年 5 月 28 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 10 月 26 日
	公立学校における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 17 日
	原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書	平成 23 年 9 月 26 日
大津市	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 26 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 22 日
姫路市	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 24 年 6 月 24 日
	自治体における防災・現在のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 10 月 3 日
明石市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 26 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
西宮市	被災者生活支援法の抜本拡充を求める意見書	平成 23 年 7 月 8 日
	災害援護資金貸付制度についての意見書	平成 23 年 9 月 18 日
奈良市	東北地方太平洋沖地震災害に関する意見書	平成 23 年 3 月 23 日
倉敷市	水害対策に関する意見書	平成 23 年 9 月 27 日
呉市	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 22 日
福山市	東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る課題への対応を求める意見書	平成 24 年 6 月 21 日
下関市	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 24 年 3 月 26 日

市名	件名	可決日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年9月28日
徳島市	放射性物質で汚染された廃棄物の処理に関する意見書	平成23年9月15日
松山市	震災復興のための財源確保を求める意見書	平成23年9月22日
	小規模グループホームの防火体制強化を求める意見書	平成22年6月24日
	南海地震対策の予算の確保を求める意見書	平成23年6月29日
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成23年9月28日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成23年9月28日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書	平成23年9月28日
	東南海・南海地震対策の充実強化を求める意見書	平成23年12月27日
高知市	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成23年12月27日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成23年12月27日
	津波避難施設等の整備に係る各種規制の緩和を求める意見書	平成24年3月26日
	南海トラフ巨大地震の新想定を踏まえた地震対策特別措置法（仮称）の制定を求める意見書	平成24年6月27日
	防災・減災ニューデールによる社会基盤再構築を求める意見書	平成24年6月27日
	気象事業の整備拡充を求める意見書	平成24年9月27日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年9月27日
	公立学校施設における防災機能の向上を求める意見書	平成23年6月28日
	学校施設の防災機能向上のための新たな制度の創設を求める意見書	平成23年9月30日
北九州市	原子力発電所における国の防災指針等の見直しを求める意見書	平成23年9月30日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書	平成23年12月7日
	「防災・減災ニューデール」による社会基盤の再構築を求める意見書	平成24年6月20日
	地方自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成24年10月4日
福岡市	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成23年6月27日

市名	件名	可決日
	被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書案	平成 23 年 6 月 27 日
	震災からの復興に向けた大規模な補正予算の早期編成を求める意見書	平成 23 年 6 月 27 日
	福島第一原子力発電所事故による放射能汚染から、子どもと国民の健康を守る対策の強化を求める意見書	平成 23 年 9 月 16 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 21 日
	東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する意見書	平成 24 年 5 月 18 日
	「防災・減殺マニュアル」による社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 28 日
	九州北部豪雨災害に対する支援の強化に関する意見書	平成 24 年 9 月 20 日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書について	平成 23 年 7 月 1 日
	東日本大震災の復興支援と総合的なふっこうビジョン策定を求める意見書について	平成 23 年 7 月 1 日
	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書について	平成 23 年 7 月 1 日
	国の原子力防災指針の見直しを求める意見書について	平成 23 年 7 月 1 日
熊本市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書について	平成 23 年 9 月 29 日
	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について	平成 23 年 9 月 29 日
	災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書について	平成 23 年 12 月 16 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書について	平成 23 年 12 月 16 日
	防災・減災対策としての公共事業による社会基盤再構築を求める意見書について	平成 24 年 6 月 18 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書について	平成 24 年 9 月 18 日
大分市	東日本大震災からの復旧・復興に向けた災害廃棄物の広域処理の推進を求める意見書	平成 24 年 3 月 26 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 19 日
宮崎市	学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書	平成 23 年 9 月 14 日
	防災・減災対策を重視した社会基盤再構築を求める意見書	平成 24 年 6 月 27 日
久慈市	東日本大震災からの早期復興に向けての支援強化を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日

市名	件名	可決日
宮古市	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 6 月 10 日
	東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書	平成 23 年 6 月 10 日
	防災会議に女性の視点を取り入れることを求める意見書	平成 23 年 12 月 9 日
	閉伊川水門整備に関する意見書	平成 24 年 3 月 13 日
釜石市	釜石港湾施設復旧並びに LNG 火力発電所誘致の推進に関する意見書の提出について	平成 23 年 6 月 2 日
	JR 山田線釜石・宮古間の鉄路による早期復旧を求める意見書の提出について	平成 23 年 12 月 22 日
大船渡市	J R 大船渡線早期運転再開を求める意見書	平成 24 年 3 月 19 日
陸前高田市	国営による防災メモリアル公園の整備を求める意見書	平成 24 年 3 月 12 日
気仙沼市	原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書の提出について	平成 23 年 7 月 11 日
	国の原子力防災指針の見直しを求める意見書の提出について	平成 23 年 7 月 11 日
	原子力発電からの脱却を求める意見書の提出について	平成 23 年 9 月 29 日
	「脱原発」政策の実行を求める意見書の提出について	平成 23 年 12 月 26 日
東松島市	松島基地の基地機能の回復と T-4 ブルーインパルス機の松島基地での早期訓練再開を要望する意見書	平成 23 年 10 月 25 日
	原子力発電からの脱却を求める意見書	平成 23 年 10 月 25 日
	JR 仙石線一部不通区間の現況路線仮復旧による早期運行再開を求める意見書	平成 24 年 1 月 31 日
	父子家庭に対する支援の充実を求める意見書	平成 24 年 3 月 19 日
東松島市	安全・安心な国民生活実現のため国土交通省の最先機関の存続を求める意見書	平成 24 年 3 月 19 日
	東日本大震災からの復旧・復興の実現を求める意見書	平成 24 年 10 月 4 日
	松島基地の基地機能回復は、一層加速させ推進すると共に、松島基地周辺対策は、東松島市復興まちづくり計画と一体的に行うよう要望する意見書	平成 24 年 10 月 4 日
	東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書	平成 24 年 10 月 4 日

市名	件名	可決日
塩竈市	東日本大震災の復旧復興支援に関する意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	放射能から子どもを守る対策を求める意見書	平成 24 年 3 月 8 日
多賀城市	応急仮設住宅入居者の生活環境の改善を求める意見書	平成 24 年 3 月 8 日
	東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書	平成 24 年 3 月 8 日
名取市	プルサーマル改革に対して宮城県の慎重な対応を求める意見書	平成 22 年 3 月 9 日
	東日本大震災の被災者に対する抜本的な公的支援の早期実現を求める意見書	平成 23 年 5 月 27 日
	東北電力女川原子力発電所の再稼働に慎重な対応を求める意見書	平成 23 年 12 月 16 日
	生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書	平成 24 年 6 月 19 日
	生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を 2013 年 4 月以降も継続を求める意見書	平成 24 年 12 月 18 日
	原子力発電依存から脱却し、再生可能エネルギーへの転換を求める意見書	平成 23 年 9 月 28 日
岩沼市	東北電力女川原子力発電所の再稼働を行わないことを求める意見書	平成 24 年 3 月 13 日
	東日本大震災による被災者の医療・介護の災害減免の自治体負担分への全額補てんと来年度以降の国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 25 日
相馬市	集団移転等元地を国土調査法に基づき地積でも買い取りができる取扱いを求める意見書	平成 24 年 9 月 25 日
	東日本大震災に伴う復旧・復興にかかる意見書	平成 23 年 4 月 26 日
	原発事故への対策を東日本大震災復興の一部分にせず、原発事故被害の特質に対応した特別立法を国に求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
南相馬市	原子力発電からの脱却を求める意見書	平成 23 年 9 月 30 日
	原発事故の速やかな収束と全面補償・賠償を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	原発からの転換と自然エネルギーの本格的導入を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	放射線被曝医療の充実強化を求める意見書	平成 23 年 6 月 28 日
	原子力災害に関する意見書	平成 23 年 9 月 27 日

市名	件名	可決日
	原発被災損害賠償請求手続きに関する意見書	平成 23 年 9 月 27 日
	被災地支援のための高速道路無料措置の延長を求める意見書	平成 24 年 3 月 12 日
	「福島復興再生特別措置法案」の拡充を求める意見書	平成 24 年 3 月 12 日
	原発再稼働の中止を求める意見書	平成 24 年 6 月 13 日
	原発事故による賠償金の所得にかかわる免税措置を求める意見書	平成 24 年 6 月 13 日
	旧緊急時避難準備区域に係る原子力損害賠償期間の延長を求める意見書	平成 24 年 6 月 27 日
	原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の延長及び対象者の拡大を求める意見書	平成 24 年 6 月 27 日
	東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め、責任ある対応を求める意見書	平成 24 年 9 月 26 日
北茨城市	東海第 2 原発の廃炉を求める意見書の提出について	平成 23 年 12 月 14 日
	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る意見書	平成 23 年 9 月 21 日
高萩市	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書	平成 23 年 12 月 21 日
	東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の茨城県民への健康調査を求める意見書	平成 24 年 3 月 19 日
	東海第 2 原発の廃炉を求める意見書	平成 24 年 6 月 22 日
日立市	東海第二原子力発電所の再稼働の判断等に関する意見書	平成 24 年 3 月 19 日
ひたちなか市	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の早期収束、風評被害及び損害賠償への対応について更なる取り組みを求める意見書	平成 23 年 6 月 17 日
	東日本大震災に伴う複合的大災害に関する意見書	平成 23 年 5 月 16 日
	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書	平成 23 年 7 月 6 日
水戸市	原子力発電所における国の「防災指針」の見直しを求める意見書	平成 23 年 9 月 28 日
	被災庁舎再建に対する財政支援を求める意見書	平成 24 年 3 月 23 日
	安全で持続可能なエネルギー政策の確立を求める意見書	平成 24 年 6 月 26 日
	自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書	平成 24 年 9 月 24 日
鉾田市	福島原発事故被害者への全面的な補償・賠償を求める意見書	平成 23 年 9 月 22 日

市名	件名	可決日
	東日本大震災に対する国の早期復旧復興を求める意見書	平成 23 年 9 月 22 日
鹿嶋市	東日本大震災の災害復旧・復興等に関する意見書 (国)	平成 23 年 6 月 23 日
	東日本大震災の災害復旧・復興等に関する意見書 (県)	平成 23 年 6 月 23 日
	鹿島湖沿岸南部土地区改良区区域内農道陥没被害及び補償に関する意見書	平成 23 年 6 月 23 日
神栖市	東海第二原発の将来的な廃炉を求める意見書	平成 24 年 9 月 20 日
銚子市	防災対策などの住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書について	平成 23 年 12 月 22 日
匝瑳市	匝瑳市野手海岸の保全事業早期実施を求める意見書	平成 22 年 6 月 18 日
	平成 23 年東北地方太平洋沖地震 (東北関東大震災) に係わる農業用水施設の早期復旧と福島原発放射線物質漏洩による農畜産物・魚介類などの出荷停止・自粛・風評被害の完全補償を求める意見書	平成 23 年 3 月 23 日
	匝瑳市海岸の地震津波・海岸侵食から住民を守るための緊急対策実施を求める意見書	平成 23 年 9 月 21 日
山武市	減災道路整備に関する意見書	平成 23 年 9 月 21 日
	減災道路整備に関する意見書	平成 23 年 9 月 21 日
安芸市	大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書	平成 23 年 12 月 22 日
新宮市	津波被害軽減のための住居及び事業所移転促進のための意見書	平成 24 年 10 月 1 日
	台風 12 号における災害対策に関する意見書	平成 23 年 9 月 14 日
田辺市	台風災害対策に関する意見書	平成 23 年 9 月 29 日
阿蘇市	原子力発電からの撤退に向けて、自然エネルギーの開発と普及、促進を求める意見書	平成 23 年 12 月 13 日

## 〇決議

市名	決議 件名	可決日
旭川市	東北地方太平洋沖地震災害に関する決議	平成 23 年 3 月 24 日
青森市	広域瓦れき処理の受け入れに関する決議	平成 24 年 3 月 23 日
	被災地支援を求める決議	平成 24 年 10 月 2 日

市名	決議 件名	可決日
盛岡市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 28 日
仙台市	東日本大震災からの復興に関する件	平成 23 年 4 月 22 日
秋田市	東日本大震災からの本格的な復興に向けての特別決議	平成 23 年 12 月 16 日
福島市	東日本大震災により生じた災害廃棄物の早期受け入れを求める決議	平成 24 年 3 月 21 日
郡山市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 25 日
いわき市	プロ野球オールスターゲームの県営あづま球場誘致に関する決議	平成 24 年 6 月 13 日
福島市	福島県内全ての原子力発電所の廃炉を求める決議	平成 23 年 12 月 16 日
いわき市	福島第一原子力発電所からの放射性物質汚染水の海洋放出計画に抗議し撤回を求める決議	平成 23 年 12 月 15 日
いわき市	「エネルギー・環境に関する選択肢」に対し原発依存度のゼロシナリオを求める決議	平成 24 年 8 月 10 日
いわき市	放射性物質を含む農林業系副産物の焼却実証実験施設に関する情報の公開と住民生活の安全・安心の保障を求める決議	平成 24 年 12 月 13 日
福島市	原子力発電所の安全確保を求める決議	平成 23 年 3 月 25 日
長野市	平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する決議	平成 23 年 3 月 18 日
町田市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 29 日
さいたま市	防災拠点の整備や歴史、文化及び地域資源を活かした公共施設再編・整備によるまちづくりの推進に関する決議	平成 24 年 3 月 16 日
川越市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 16 日
越谷市	市民の理解が得られる形での広域がれき処理の受け入れに関する決議	平成 24 年 3 月 16 日
松戸市	東北地方太平洋沖地震による被災地域の救援・復旧と国民生活の安全・安定を求める決議	平成 23 年 3 月 17 日
松戸市	福島第一原発事故への責任ある対応を求める決議	平成 23 年 6 月 27 日
柏市	東北地方太平洋沖地震被災者への見舞い並びに被災者救援、被災地域復旧のための支援を求める決議	平成 23 年 3 月 18 日
柏市	放射線対策の早急な実施を求める決議	平成 23 年 9 月 30 日
柏市	民有地の除染対策を求める決議について	平成 24 年 9 月 28 日



市名	決議 件名	可決日
静岡市	東北地方太平洋沖地震被災地・被災者への支援に関する決議	平成 23 年 3 月 22 日
豊田市	東日本大震災で発生したのがれきの受入れに関する決議	平成 24 年 3 月 26 日
四日市市	東北地方太平洋沖地震災害に関して被災者支援と四日市市の安全確保を強く求める決議	平成 23 年 3 月 23 日
茨木市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 24 日
神戸市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 22 日
倉敷市	平成 2・3 年東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 17 日
呉市	東日本大震災により発生したのがれきの受け入れに関する決議	平成 24 年 3 月 16 日
徳島市	東日本大震災に関する緊急決議	平成 23 年 3 月 17 日
福岡市	東北地方太平洋沖地震の救援に関する決議	平成 23 年 3 月 14 日
	東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関する決議	平成 24 年 5 月 18 日
熊本市	『東北地方太平洋沖地震』被災地支援に関する決議について	平成 23 年 3 月 16 日
大分市	東北地方太平洋沖地震被災者への支援に関する決議	平成 23 年 3 月 22 日
鹿児島市	東北地方太平洋沖地震に関する決議	平成 23 年 3 月 22 日
大船渡市	東日本大震災津波災害への支援に感謝する決議	平成 24 年 3 月 19 日
東松島市	東松島市復興まちづくり計画に関する調査特別委員会の設置に関する決議	平成 24 年 1 月 31 日
塩竈市	東日本大震災からの復興に関する決議	平成 23 年 6 月 23 日
名取市	東日本大震災の災害復興に関する決議	平成 23 年 5 月 27 日
南相馬市	浪江・小高原子力発電所建設を中止し、福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める決議	平成 23 年 12 月 5 日
北茨城市	東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故に対する決議	平成 23 年 3 月 24 日
高萩市	震災復興等対策特別委員会設置に関する決議	平成 23 年 6 月 3 日
	震災復興等対策特別委員会設置に関する決議	平成 23 年 12 月 21 日
日立市	東日本大震災で発生した災害廃棄物の受入れを求める決議	平成 24 年 6 月 7 日

市名	決議 件名	可決日
ひたちなか市	東日本大震災による災害廃棄物（がれき）の受け入れに関する決議	平成 24 年 3 月 27 日
水戸市	震災瓦れきの受け入れを求める決議	平成 24 年 3 月 23 日
鉾田市	東日本大震災からの復興に関する要望書	平成 24 年 3 月 14 日
鹿嶋市	平成 2・3 年度鹿嶋市一般会計予算付帯決議 （東日本大震災の発生に伴い、予算執行にあたっては災害復興・復旧を最優先にした組み換えと見直しを行い、財源の確保を求めるもの）	平成 23 年 3 月 17 日
匝瑳市	東日本大震災の災害復旧・復興等に関する決議	平成 23 年 6 月 23 日
山武市	平成 23 年東北地方太平洋沖地震（東北関東大震災）に係わる福島原発放射線物質漏洩による農畜産物・魚介類などの出荷停止・自粛・風評被害の完全補償を求める決議	平成 23 年 3 月 23 日
新宮市	東日本大震災により被災した合併市町に対する合併特例債活用期間の延長を求める決議について ダムの弾力的な運用を求める決議	平成 24 年 6 月 24 日 平成 23 年 10 月 6 日
阿蘇市	熊野川での治水対策に関する決議 阿蘇豪雨（九州北部豪雨）災害復旧を国の直轄事業で実施していただくことを要望する決議	平成 24 年 3 月 28 日 平成 24 年 9 月 7 日

**問 1 3 貴市議会では、下記のような議会独自の災害対策に関する取り組みをされたことがありますか。該当するものに○印をお付け下さい。（複数回答）**

a. 議会独自の避難訓練	5
b. 議会独自の参集訓練	1
c. 災害対策に関して市民との意見交換（議会報告会など）	9
d. 災害時における議員（議会）の行動マニュアルの策定	11
e. 防災・災害に関する議員研修会の実施	22
f. その他	20
g. 取り組みなし	65

市名	「f. その他」の回答
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年11月に仙台市において開催した第45回宮城県市議会議長会議員研修会で「大震災から学ぶ自治体の危機管理―自助・公助と議会の役割―」をテーマに災害対応関連の研修を行った。</li> <li>震災時の本市議会の対応について検証する意味も含めた「震災記録誌」を作成した。</li> </ul>
山形市	議会基本条例制定における対応（「危機管理」の条文明記）
新潟市	事務局職員用「危機初動対応マニュアル」
川崎市	議員の安否を確認するため、災害等緊急時連絡システムを活用した安否確認メールを送受信する訓練を実施している。
高崎市	災害時における議員（議会）の行動マニュアルの策定に向けて検討中
千葉市	本会議中の地震等に備えた避難誘導手順の作成
静岡市	全議員を対象に携帯電話のメール機能を利用した情報伝達訓練を実施
浜松市	議会独自の大規模災害対応訓練の実施
春日井市	春日井市議会災害時情報提供及び緊急連絡実施要領（12月16日策定予定）
枚方市	議会独自の情報伝達訓練
八尾市	全議員を対象とした普通救命救急講習を実施
神戸市	事務局では避難訓練や災害時の行動マニュアルを策定している。
明石市	議員向け救急救命士講習
和歌山市	議員提案政策条例を策定中
高知市	防災服・安全靴の貸与
熊本市	平成24年7月九州北部豪雨の被災地（熊本市内）視察
釜石市	災害時における議員（議会）の行動マニュアルの策定を検討中
東松島市	政務調査費による先進地行政視察
塩竈市	議会報告会で災害に対する議会の対応状況の報告等を行い、市民との意見交換を行った。
阿蘇市	九州北部豪雨災害に伴い、阿蘇市議会が九州電力株式会社（九電ダムの件）に住民説明会の開催を要望した結果、九電側から関係行政区の市民に対して説明会が実施された。

問14 貴市議会での平時の災害対策、災害発生時、復旧・復興段階における議会の役割・体制等のあり方等の検討状況についておたずねします。検討されている場合、具体的な検討状況・内容・結果をご記入ください。

市名	検討組織名	検討組織の構成メンバー	設置期間	検討内容	検討結果
札幌市	市民に役立つ議会検討委員会	各会派の幹事長	平成23年6月～	現在、検討を進めている議会基本条例の素案に、「災害時の議会の役割」についての規定が盛り込まれている。《参考》 (仮称)札幌市議会基本条例 素案 (災害時の議会の役割) 第5条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要なる予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。	
町田市	災害対策委員会	構成員 (1名) 各常任委員会委員長 (4名) 各会派から1名選出 (6名)	構成員 (委員)の任期を2年とし常設	災害時の議会のあり方について	今もなお検討中
高崎市	災害対策特別委員会	災害対策特別委員会委員	平成23年6月～現在	災害時の安否確認報告や情報伝達の手段、市の現地災害対策本部との連携等について	検討中

市名	検討組織名	検討組織の構成メンバー	設置期間	検討内容	検討結果
浜松市	議会運営委員会	運営委員	平成24年10月～平成24年11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害対応行動マニュアルの作成について</li> <li>・大規模災害対応訓練の実施について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時の情報伝達体制の整備</li> <li>(2) 実践的な防災訓練の実施</li> <li>(3) 中山間地域対策の充実</li> <li>(4) 市議会の災害対策本部設置要綱の必要性</li> </ul>
豊田市	災害対策検討特別委員会	議員11名	平成23年5月～平成24年3月	東日本大震災を教訓とし、巨大地震等の災害時における危機管理及び、大規模災害時における議会の役割、対応、体制等の確立について調査研究する。	<p>震災時における各議員の対応について、地域住民からの情報収集とその周知、議会災害対策本部との情報伝達の部分を強化していくよう、申し合わせの修正を提言することとなった。</p> <p>また、申し合わせを要綱化することについて、今後引き続き検討を行う予定である。</p>
四日市市	防災対策調査特別委員会	会派の所属議員数に応じて委員を選出(いずれの会派にも所属しない議員からも1名選出)定数14人	平成23年10月～	平成18年度に施行した、議会災害対策本部の設置や各議員の対応を規定する「震災時における議会の対応に関する申し合わせ」について検討を行った。	
八尾市	八尾市議会大規模自然災害発生時の議会の役割を調査する特別委員会	各会派の代表者8名及び正副議長	平成24年6月～平成25年3月	八尾市が災害対策本部を設置した場合の八尾市議会の危機管理体制の構築を行う。	現在検討中

市名	検討組織名	検討組織の構成メンバー	設置期間	検討内容	検討結果
西宮市	議会改革特別委員会協議、議会運営委員会で確認	議会改革特別委員会		地震等の災害が発生したときに、西宮市議会が西宮市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに議員自ら迅速・適切な対応を図る為に必要な事項	西宮市議会における災害発生時の対応要領の策定(平成24年9月28日実施)
和歌山市	和歌山市議会政策条例策定協議会	各会派の代表者	平成24年6月～	議員提案で策定中の災害対策基本条例の条文の中に防災対策について市への助言及び提言、地域防災計画等の推進状況の監視及び検証、災害復旧及び復興の推進に努めなければならない等謳っている。	
大分市	大分市議会議員政策研究会	全議員で構成	平成23年12月～平成24年12月	<p><b>【大分市議会防災会議】(平時)</b>  災害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき、迅速かつ適確に災害に対応できるよう、平常時から議会の災害発生時の対応を確認し、及び本市の災害対策の課題について把握し、必要に応じ、市長に対し提言し、もって市民の生命、財産を守る組織の構築。</p> <p><b>【大分市議会災害時対策会議】(災害発生時)</b>  大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、迅速かつ的確に応急対策、復旧、復興を検討し、市長に対し提言を行い、もって市民の生命、財産を守る。</p>	<p>全議員をもって組織し、大分市議会防災会議を常設の機関として、設置する事となった。</p> <p>また、災害発生時には、同じ組織が大分市議会災害時対策会議として活動することとなる。</p>

市名	検討組織名	検討組織の構成メンバー	設置期間	検討内容	検討結果
神栖市	議会運営委員会	委員7名(副議長及び各常任委員会(委員長1人を含む。))から2人)	平成24年11月～	災害発生時における議員(議会)の初動マニュアル策定について	検討中である。

## ◎被災自治体の議会の対応について

問15 貴市議会では、災害発生後、議会独自の災害対策本部等(復旧・復興に関するものを含む)を設置しましたか。下記のことから該当するものに○印をお付け下さい。

a. 既定の規程・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部等を設置した	2
b. 災害発生後、新たに規程・要綱等を制定し、議会独自の災害対策本部等を設置した	5
c. 規程・要綱等を根拠としない議会独自の災害対策本部等を設置した(例:議長決定による任意の組織等)	5
d. 議会独自の災害対策本部等を設置しなかった	31

## ○既定の規程・要綱等を設置根拠とした議会独自の災害対策本部等を設置した

市名	災害対策本部等組織名	設置期間
神戸市	災害対策委員会	平成7年1月23日～平成7年6月10日
	復興委員会(その1)	平成7年6月27日～平成11年6月10日
	復興委員会(その2)	平成11年6月25日～平成12年7月4日
北茨城市	東日本大震災市議会災害対策本部	平成23年3月11日～平成23年6月21日

○災害発生後、新たに規程・要綱等を制定し、議会独自の災害対策本部等を設置した

市名	災害対策本部等組織名	設置期間
仙台市	仙台市議会東日本大震災復興会議	平成23年6月28日～
いわき市	いわき市議会東日本大震災対策本部 (※設置当初は、「いわき市議会東北地方太平洋沖地震対策本部」。平成23年4月2日から名称変更。)	平成23年3月28日～平成23年6月16日
石巻市	石巻市議会東日本大震災対策会議（全議員）	平成24年3月25日～平成24年5月23日
相馬市	東日本大震災相馬市議会災害対策本部	平成23年3月15日～
ひたちなか市	ひたちなか市議会震災復興・復興対策会議	平成23年4月～

○規程・要綱等を根拠としない議会独自の災害対策本部等を設置した

市名	災害対策本部等組織名	設置期間
仙台市	仙台市議会災害対策連絡会議	平成23年3月20日～平成23年6月27日
塩竈市	塩竈市議会災害復興対策連絡会議	平成23年3月28日～平成23年4月27日
多賀城市	全議員による意見交換会	平成23年4月4日
南相馬市	多賀城市議会東日本大震災対策委員会	平成23年4月19日～平成23年5月24日
神栖市	市議会災害対策会議	平成23年3月15日～平成23年5月11日
神栖市	神栖市議会運営委員協議会	平成23年3月14日～平成23年3月14日
神栖市	神栖市議会震災対策本部	平成23年3月17日～平成23年6月21日



SQ (問15)でa～cを選択した場合のみお答えください。)設置された議会独自の災害対策本部等の活動内容を具体的に記述してください。

市名		議会独自の災害対策本部等の活動内容			
仙台市	【仙台市議会災害対策連絡会議】	要 望 先	要 望 内 容	要 望 実 施 主 体	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に関する情報を収集整理し、市災害対策本部に提供すること</li> <li>・市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行うこと</li> <li>・国、県、地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること</li> <li>・当局からの依頼事項についての対応に関すること</li> <li>・他市議会からの支援助物資又は義援金等の受入れの調整に関すること</li> </ul>	福島県知事 など11件	【東日本大震災に関する緊急要望書】	いわき市議会 東日本大震災対策本部	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興等に関する市当局からの報告に関すること</li> <li>・復興等に向けた提言、要望その他議会としての対応に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の生活支援</li> <li>・原子力発電所の早期収束</li> <li>・風評被害の解消 など8項目</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の生活支援</li> <li>・原子力発電所の早期収束</li> <li>・風評被害の解消 など7項目</li> </ul>	いわき市議会 東日本大震災対策本部	
いわき市	【仙台市議会東日本大震災復興会議】	要 望 先	要 望 内 容	要 望 実 施 主 体	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興等に関する市当局からの報告に関すること</li> <li>・復興等に向けた提言、要望その他議会としての対応に関すること</li> </ul>	全国市議会議長会会長 ※送付	【東日本大震災に関する緊急要望書】	いわき市議会 東日本大震災対策本部	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の生活支援</li> <li>・原子力発電所の早期収束</li> <li>・風評被害の解消 など7項目</li> </ul>	内閣総理大臣、東京電力 など15件	【東日本大震災に関する緊急要望書】	いわき市議会 東日本大震災対策本部	

市名		議会独自の災害対策本部等の活動内容		
5月18日	いわき市長	<p><b>【要望書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援</li> <li>・原発事故及び放射性物質への対応</li> <li>・インフラの復旧及び整備</li> <li>・復興計画 など11項目</li> </ul> <p>-小項目42項目-</p>	いわき市議会 東日本大震災対策本部	
7月29日	いわき市長	<p><b>【緊急提言書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援・居住環境整備</li> <li>・放射性物質汚染対策</li> <li>・都市魅力イメージアップ戦略</li> <li>・沿岸地域復興の福島県復興ビジョン・復興計画への組み入れ</li> </ul> <p>-小項目28項目-</p>	いわき市議会 (東日本大震災復興特別委員会)	
8月26日	いわき市長	<p><b>【東日本大震災からの復旧・復興に向けた第1次提言書】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援・居住環境整備</li> <li>・地域産業再生・復興及び雇用対策</li> <li>・防災まちづくり及び原子力災害対策</li> </ul> <p>-小項目69項目-</p>	いわき市議会 (東日本大震災復興特別委員会)	

市名		議会独自の災害対策本部等の活動内容		
	いわき市長	【東日本大震災からの復旧・復興に向けた第2次提言書】 ・生活再建支援・居住環境整備 ・地域産業再生・復興及び雇用対策 ・防災まちづくり及び原子力災害対策 -小項目 78 項目-	いわき市議会 (東日本大震災復興特別委員会)	
	東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫	【福島第一原子力発電所からの放射性物質汚染水の海洋放出計画に抗議し撤回を求める決議】	いわき市議会	
	平成 24 年 9 月 21 日	内閣総理大臣、福島県知事、いわき市長 など 8 件	【要望書】 ・生活再建支援・居住環境整備 ・地域産業再生・復興及び雇用対策 ・防災まちづくり及び原子力災害対策 -小項目 23 項目-	いわき市議会 (東日本大震災復興特別委員会)
神戸市		<p>■ 災害対策委員会 (平成 7 年 1 月 23 日～平成 7 年 6 月 10 日)</p> <p>平成 7 年 1 月の兵庫県南部地震による本市災害に対する応急対策及び復旧対策の促進を図ることを目的に設置。 国等への要望活動や現地視察、国の平成 6 年度第 2 次補正予算 (災害対策) の概要・主な要望項目・今後の重点要望事項などを検討した。</p> <p>■ 復興委員会 (平成 7 年 6 月 27 日～平成 11 年 6 月 10 日)</p> <p>阪神・淡路大震災からの早期復旧を図るとともに、恒久的な復興計画についての総合的な問題を検討し、必要な活動を行うことを目的に設置。</p>		

市名	議会独自の災害対策本部等の活動内容
	<p>神戸市復興計画、国の阪神・淡路復興委員会の状況、国との協議状況、被災市民の生活再建や産業などの復興に向けた取り組み状況・課題・取り組み方針、復興特定事業に関する進捗状況や要望事項などを検討した。20回開催。さらに、国への要望活動や国からの視察の受け入れを行うとともに、地元経済団体や市当局との意見交換等を行った。</p> <p>■ 復興委員会（平成11年6月25日～平成12年7月4日）</p> <p>阪神・淡路大震災からの復興についての総合的な検討を行うとともに、早期復興のために必要な活動を行うことを目的に設置</p> <p>震災から5年目を迎えるにあたり、復興過程を振り返り、個々の事業の達成度や残された課題を整理し、次の5ヵ年へ向けて有効な施策を検討する「復興の総括・検証」、神戸市の財政状況、一般会計財政収支試算、神戸経済の状況などを協議した。2回開催。さらに、国への要望活動を行った。</p>
石巻市	<p>(1) 市（災害対策本部）から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行った。</p> <p>(2) 災害に関する情報を収集整理し、市（災害対策本部）へ提供した。</p> <p>(3) 地元選出県議会議員との情報交換と要望を行った。</p>
塩竈市	<p>市議会として、東北地方太平洋沖地震への当面の対応策を協議するとともに、当局が出来る限り災害対策に専念し、効果的に推進できるよう、連携を図りつつ国等への要望など必要な支援活動を行うことにより、市民生活の一日も早い安定と復旧、復興に資するため、全議員で構成する「塩竈市議会災害復興対策連絡会議」を設置。</p> <p>塩竈市災害対策本部と連携し、その活動を支援するため、次の事務を所掌。</p> <p>(1) 災害に関する情報を収集整理し、市災害対策本部に提供すること</p> <p>(2) 市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行うこと</p> <p>(3) 国、県、地元選出関係国会議員、関係団体等への要望に関すること</p> <p>(4) 当局からの依頼事項についての対応に関すること</p> <p>(5) 他市議会からの支援物資又は義援金等の受入れの調整に関すること</p> <p>(6) その他、議会として必要な対応を協議すること</p>

市名	議会独自の災害対策本部等の活動内容
多賀城市	ライフラインの復旧、汚水、廃棄物の処理、避難者の生活復帰と生活支援等の現状分析と課題解決に向けた議論を実施。
相馬市	相馬市災害対策本部会議からの情報共有のため、会議を随時開催。 *震災発生当初は、毎日開催。
南相馬市	<ul style="list-style-type: none"> <li>各議員が独自に各避難所などを訪問して、市民の意見・要望などを聴取し、災害対策本部に集約した現地情報の伝達を行うなど、情報収集にあたった。</li> </ul>
北茨城市	<p>各常任委員会（3委員会）単位で活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内老・健施設への被災状況調査及び安否確認</li> <li>各避難所での避難住民への要望等、聞き取り調査</li> <li>市内各地域へ被災状況調査</li> </ul> <p>↓</p> <p>調査結果を市災害対策本部へ提供</p> <p>↓</p> <p>市災害本部からの情報を市民へ伝達</p>
ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の被害状況を調査するため、市内の公共施設の現地調査を行った。</li> <li>福島第一原子力発電所の事故を受け、一刻も早く原子力発電所事故の収束を図ることや適切な風評被害対策を講じることなどを国に求めるため、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の早期収束、風評被害及び損害賠償への対応について更なる取り組みを求める意見書」を提出した。</li> <li>ひたちなか市長に対し、防災に関する計画の見直しを行い原子力施設との関わりを検証すること、復旧・復興にあたり総合的な視点から災害に強いまちづくりを行うことなどの要望事項を集約した「ひたちなか市の復旧・復興に関する要望」を提出した。</li> </ul>
神栖市	<ul style="list-style-type: none"> <li>大震災に置いて被害をうけたライフラインなどの一日も速い復旧や復興に向けた活動、また、神栖市災害対策本部と協力しながら市民生活の早期復旧を目指して活動する。</li> </ul>

**問16** 今回の災害時において、貴市議会と市の災害対策本部との間で情報の共有・連携などの点でどのような取り組みがありましたか。具体的に記述してください。

市名	議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み
仙台市	<p>仙台市議会災害対策連絡会議を設置し、災害に関する情報を収集整理し、市災害対策本部に提供し、また市災害対策本部から災害情報の報告を受け、議会として現状把握を行った。</p> <p>また、市災害対策本部の負担軽減と、情報の混乱を防ぐため、会派から市災害対策本部への要望については、一元化して行った。</p> <p>復旧・復興に向けた国への要望等についても、市災害対策本部が収集する情報等をもとに、市当局と連携・協力し、議会としても積極的に関わりをもって取り組んだ。</p> <p>なお、震災発生当日、市役所近隣の住民や、道路交通網の途絶により帰宅困難となった他市町村からの通勤者等が市役所に避難し始めたため、議会棟の委員会室（7室）を順次開放して対応した（3月15日までの5日間）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害対策本部への議員の要望などは、議会の震災対策本部事務局を通じて伝えることとし、連絡窓口を一本化した。</li> <li>・議会事務局が定期的に対策本部会議に出席し、情報を入手した。</li> </ul>
いわき市	<p>災害対策本部には、議長がオブザーバーとして出席し、議会事務局もメンバーとして出席しており、最新の情報を議会とも共有したため情報伝達がスムーズにできました。</p>
長岡市	<p>○議会事務局を通して、災害対策本部の決定事項や被害状況等について情報の共有を図った。</p> <p>○動員要請のあった災害対策業務への職員派遣を行った。</p>
豊中市	<p>当局は、昼夜を問わず対策に追われていたので、各議員が個々具体的に災害対策で気付いたことは全て、議長（市会事務局）へ連絡することとし、それを災害対策本部へ申し入れる窓口一本方式をとっていた。この結果、連日24時間体制の市会事務局へ各議員から色々な意見が寄せられ、これらの意見を全て災害対策本部へ迅速に伝えることができた。</p>
神戸市	<p>震災の翌日（平成7年1月18日）より、会派代表者会を開催し、当局から市内の被害状況の報告を受け、質疑を行った。その後、「災害復興促進特別委員会」を設置するまで一週間に1回程度の割合で会派代表者会を開き、復興状況等の報告を受け、協議を行った（計5回）。</p> <p>その後同年2月15日に「災害復興促進特別委員会」を設置し、同年8月3日まで計11回にわたり協議・検討・要望等を行い、当局との情報の共有、連携に取り組んだ。</p>

市名	議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み
明石市	阪神淡路大震災時には、全員協議会や各担当の常任委員会で、被害状況、復旧状況、避難所開設、家屋調査、被災証明等さまざまな情報を受け、また市民の声を災害対策本部に届けた。
西宮市	阪神・淡路大震災時、議員への情報提供は、議会事務局を通じてFAX等で行いました。また、中期以降は各派幹事長会、設置された特別委員会を通じて情報の共有を図りました。
三沢市	○災害対策本部から正副議長に対し、適宜に災害情報の報告をうけ、必要に応じて全議員に情報伝達をした
八戸市	災害対策本部会議で配付された資料を議会事務局で各議員へFAXし情報を共有した。
宮古市	震災直後は、電話等の通信手段が確保できなかつたことなどから、副議長が本部会議にオブザーバーとして出席し、被災状況や復旧作業などの情報収集を行った。
釜石市	<p>災害直後においては、災害対策本部は避難者、要救助者の対応に全力を傾注していたことから、その対応が落ち着くのを待って、また、ある程度の被災状況が判明するのを待って、全員協議会と臨時議会を開催し、情報を把握したところである。市役所庁舎ががれきで囲まれ、身動きできない状況であったことから、市内の物産センターに災害対策本部を設置して災害対応をしており、当局的議会対応は、なかなか難しいところがあった。また、電気や電話等の復旧にかなりの時間を要したことから、議員に連絡を取ることも難しい状況であり、情報の共有や連携なども困難であった。</p> <p>ある程度の混乱した時期を過ぎたのが、震災から20日を経過した頃であり、3月31日に臨時議会と全員協議会を開催し、議会としても当局からある程度の被災状況を得ることができるようになった。</p> <p>それ以降においては、定例会、臨時会、全員協議会、東日本大震災復興対策特別委員会において、災害対策本部との情報の共有・連携を図った。</p>
大船渡市	市の災害対策本部から各議員に対して被害状況・復旧状況等についての情報提供が行われた。 また、被害状況や今後の復旧・復興に関する重要な項目等についての説明会や全員協議会を開催し、情報共有や意見交換を行った。
陸前高田市	全員協議会において情報提供を受けた。

市名	議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み
気仙沼市	市の災害対策本部に議長が参加することで、情報の共有化を図った。
石巻市	・発災後、市議会に設置した東日本大震災対策会議（全議員）を開催し、市（災害対策本部）から、被害状況等の説明を求めるとともに、議会（議員）側からも被災状況等の窮状を伝えるなど、情報の共有化を図るとともに災害対策についての共通理解を深めた。
東松島市	議長は、災害対策本部に詰め、災害情報の把握にあたった。 議員は、地域（地元）災害情報収集・災害対策本部への情報提供、及び、災害対策本部情報の地域（地元）提供や、避難所運営等の災害対応にあたった。 議会および議員としての災害初期における意見・要望等は控えた。
塩竈市	議会事務局長がオブザーバーとして市の災害対策本部に出席。 必要に応じて、塩竈市議会災害復興対策連絡会議で協議。
多賀城市	特別委員会開催時に当局職員の出席を求め、常に市の復旧・復興事業の現況把握に努めた。また、議会としての考えは、意見としてまとめ市長に提出した。
名取市	問9で回答したとおり、議会事務局長が災害対策本部の本部員となっており、災害情報の収集にあたった。また、必要に応じて議長も災害対策本部会議に出席し、状況把握に努めた。 災害時、災害対策本部（執行部）は大変混乱していたことから、各議員に対する情報伝達等は、議会事務局長が窓口となり対応した。 しかし、直接本部に状況確認等を行う議員も見受けられた。
岩沼市	市長が随時議員全員協議会で情報提供を行った。
相馬市	議長が市の災害対策本部会議に出席し、その情報を議会災害対策本部で報告。 議会の対策本部が必要があれば担当部長を会議に出席させ説明を求めた。
南相馬市	問い15に記載のとおり、避難所など現地の状況を災害対策につなぐなど情報収集活動を行ったほか、現在も市の災害対策本部会議の内容、資料を事務局から各議員に情報伝達し、情報の共有化をはかっている。 また、議員によっては直接災害対策本部会議に出席（傍聴）し、情報を共有している。



市名	議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み
北茨城市	全議員が市災害対策本部へ出席し、市の災害対策本部との間で情報の共有をはかった。
高萩市	災害対策本部会議への議長出席
日立市	議会事務局長が、災害対策本部の構成員として参加しており、議会・執行部、相互の情報提供に努めた。
ひたちなか市	放射線量の測定結果など、市の災害対策本部で報告された情報の一部を全議員にメール・FAX等で周知を図っている。
水戸市	全員協議会を開催し、被害状況について、報告を受けた。
鉾田市	特段、情報の共有はなされなかった。 震災から3日後に全員協議会を開催し、災害対策本部から被災状況の説明を受けた。
鹿嶋市	毎週月曜日に全員協議会を開催し、執行部から、被害の状況や復旧の進捗について報告を受けた。
神栖市	・市災害対策本部からの情報を収集して議会議員への情報提供に努めた。また、議員からの災害に関する情報を市災害対策本部へ提供した。
旭市	災害対策の情報の共有連携をはかるため、定期的に全員協議会を開催した。
匝瑳市	災害時の取り組みはなかったが、震災後の3月23日に全員協議会を開催し、執行部から被害状況等の説明を受け市の対応等を協議。
安芸市	議員協議会を開催し、災害状況・対策について執行部に説明を求めた。
熊野市	被災後、全員協議会において、被害概要と対策について説明をうけ、各常任委員会で災害現場の視察をおこなった。
田辺市	災害発生後、災害対策本部では定期的に連絡会議が開催され、得られた情報については、FAX等を通じ全議員に提供した。 被災地域に居住する議員については、固定電話及び携帯電話等連絡手段が寸断され、連絡がつかない状態に陥ったが、被災地域の行政局等を通じて情報提供を行った。

市名	議会と市の災害対策本部との間の情報の共有・連携などの取り組み
阿蘇市	<p>平成 24 年 7 月 12 日 阿蘇豪雨災害発生</p> <p>7 月 13 日～阿蘇市議会は翌日の 13 日、全員協議会を開催し、今後の対応を執行部と協議した。</p> <p>7 月 27 日～全員協議会を開催し、執行部より被害状況等の報告を求め、それに対して質疑・答弁を実施した。なお、執行部と連携して次のとおり、国・県への要望活動を行った。</p> <p>7 月 13 日～中川防災担当大臣視察。このため、被害状況の報告と支援の要請を行う。</p> <p>7 月 16 日～自由民主党・九州地方豪雨災害対策本部視察。意見交換会を行う。</p> <p>7 月 18 日～衆議院災害対策特別委員会委員視察。被害状況等調査に出席する。</p> <p>7 月 20 日～参議院災害対策特別委員会委員視察。被害状況等調査に出席する。</p> <p>7 月 20 日～総理大臣視察。被害状況等聴取に出席する。</p> <p>7 月 31 日～熊本県議会災害対策協議会特別委員会。意見交換会に出席する。</p> <p>8 月 3 日～自由民主党 農林部会 農業施設視察。意見交換会に出席する。</p>

**問 1 7 貴市では、復興計画を策定しましたか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。**

a. 復興計画を策定した	33
b. 復興計画を策定中	1
c. 復興計画を策定していない	8

**問 1 8 貴市議会では、地方自治法第 9 6 条第 2 項の規定により、復興計画の策定等を議決事件に追加しましたか。下記の中から該当するものに○印をお付け下さい。**

a. 復興計画の策定等を議決事件に追加した	9
b. 復興計画の策定等を議決事件に追加していない	33

a : 仙台市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、気仙沼市、石巻市、東松島市、名取市、鹿嶋市

**問19 貴市議会では、復興計画の策定過程において、どのような関与をされましたか。具体的に記述してください。(例：議員が復興計画検討委員会の構成委員として参画、議会として復興計画に関する提言を提出など)**

市名	復興計画策定過程における議会の関与
仙台市	東日本大震災対策特別委員会において、「仙台市震災復興計画」の素案となる「仙台市震災復興ビジョン」について、当局から説明、審議を行った。 また、分科会（第1～第4）を設置して現地調査等を行い、調査結果を踏まえた協議等を行った。 平成23年第3回臨時会において「仙台市震災復興計画に関する件」を議題とし、震災復興推進特別委員会に付託、審査を行い、全会一致で可決した。
いわき市	議会に東日本大震災復興特別委員会を設置し、市復興事業計画の策定に合わせて市当局に対し、東日本大震災からの復旧・復興に向けた第1次提言・第2次提言を提出した。 また、計画策定後は、同特別委員会において市当局から説明を受けた。
長岡市	平成17年5月に災害復興対策特別委員会を設置しました。議長以外の全議員で構成し、会議及び現地視察を数回にわたり実施しました。また、被災者生活再建支援法の改正に関する意見書を提出するなど要望活動を多岐にわたって行いました。
神戸市	神戸市復興計画審議会の構成委員として参画していた。 平成7年1月17日 阪神・淡路大震災が発生 平成7年4月22日 神戸市復興計画審議会（第1回）開催 平成7年5月26日 神戸市復興計画審議会（第2回）開催 平成7年6月26日 神戸市復興計画審議会（第3回）開催 平成7年6月29日 神戸市復興計画審議会から市長に答申 平成7年6月30日 神戸市復興計画発表
尼崎市	15人の委員で構成される「災害復興促進特別委員会」を設置し、「尼崎市震災復興基本計画」に盛り込むべき提言を協議の上取りまとめ、「尼崎市災害復興基本計画の策定に当たって（意見）」を災害復興本部長（市長）に具申した。
明石市	総務常任委員会で計画等について報告の後、議論

市名	復興計画策定過程における議会の関与
西宮市	市議会「兵庫県南部地震災害対策特別委員会」より、復旧・復興に関する提言があり、この提言を踏まえ、震災復興本部会議で復興計画案が概ね了承されました。
三沢市	○復興計画（案）に関して、全議員説明会を開催し、そこで意見や要望などを提言した
八戸市	復興計画案（第1次、第2次）について、各会派毎に担当課から説明を受け、意見等を述べた。
久慈市	特別委員会を設置し、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波災害についての被害状況調査のため、議員全員で現地調査を行って現状把握にとめた。市に対し、被害状況や対応状況、国・県・市の復旧、被災者支援についての措置に対し、説明を求め情報の共有化を図った。
宮古市	宮古市復興対策特別委員会を中心として作成した「東日本大震災からの復興に向けた提言」を市長に提出した。
釜石市	東日本大震災復興対策特別委員会の前身となる任意組織の東日本大震災災害対策会議（平成24年4月8日設置）を設置し、釜石市災害対策本部と情報交換をすとともに、国や県に対して、湾港防波堤や公共ふ頭等の早期復旧するよう要望活動を行ったり、当局に対して、被災者支援や地域産業の復興支援等に関する提言を行っている。
大船渡市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画策定委員会の構成委員として議員が参画</li> <li>・復興計画策定時に附帯決議案を提出し可決した</li> </ul>
陸前高田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興計画検討委員会に議員3名を選出</li> <li>・東日本大震災からの復旧、復興に係る提言を提出</li> <li>・復興計画素案、復興計画案について所管事務調査</li> </ul>
気仙沼市	復旧及び復興に関する調査を行う目的で設置した東日本大震災調査特別委員会が、計画策定を目指し設置された、気仙沼市震災復興会議及び気仙沼市震災復興市民委員会の情報を、定期的に市当局から説明をうけることで共有化した。さらに、震災復興計画の策定を議決事件に追加することを議会改革調査特別委員会において検討し、議会が関与すべき最も重要な計画と位置づけ議員提出議案とした。

市名	復興計画策定過程における議会の関与
石巻市	<p>市議会に設置した東日本大震災対策特別委員会（全議員）において、市当局から震災復興基本計画策定に関する説明を求めるとともに、意見・提言などを行った。</p> <p>また、震災復興基本計画を議会で議決した以後においては、それまでの特別委員会の名称を「東日本大震災復興促進特別委員会」に改称するとともに、設置目的について、新たに震災復興基本計画を促進することを追加した。</p>
東松島市	<p>混乱の中で、スピードが求められる計画策定であったことから、可能な限り関与を自粛した。</p> <p>一方、計画策定後の確認・監視・検証については、特別委員会を設置し総員体制で取り組んだ。</p>
塩竈市	<p>東日本大震災塩竈市復興対策調査特別委員会を設置し、復興計画に対する提言を提出した。</p>
多賀城市	<p>東日本大震災調査特別委員会をとおり、復興計画に関する意見等を伝えた。</p>
名取市	<p>東日本大震災復興調査特別委員会を設置し、2回にわたり市長あて提言書を提出した。</p> <p>第一次提言については、「東日本大震災復興懇談会」を開催し、仮設住宅の被災者・漁業等関係団体から直接伺った意見を取りまとめた。</p> <p>第二次提言については、市長から示された震災復興計画の素案に基づき、委員間討議を行い、項目ごとに具体的な提言として取りまとめた。</p>
相馬市	<p>執行部からの案が示され、それについての議員の意見を、議長を通しても申し入れた。</p>
南相馬市	<p>東日本大震災及び原発事故対策調査特別委員会において、執行部より復興計画の素案について説明を受けるとともに、策定に際して意見を述べた。</p>
北茨城市	<p>議員が復興計画検討委員会の構成委員として参画。</p>
日立市	<p>震災復興・防災対策特別委員会を設置し、復興計画策定方針等の確認や、復興計画素案の審査・協議を行うとともに計画に盛り込むべき内容を取りまとめ、その内容を本会議で報告した。</p>
ひたちなか市	<p>ひたちなか市復興計画の策定段階において、まちづくり復興調査特別委員会の中で委員が執行部に対して意見を述べたり質疑を行ったりしてひたちなか市復興計画の策定に関与した。</p>

市名	復興計画策定過程における議会の関与
鹿嶋市	・災害復興対策特別委員会（全議員で構成）における審議を通じて策定に関与
神栖市	・議会として復興計画に関して意見（提言）を提出
山武市	「策定過程において、適宜、担当部所からの説明を受け、意見交換を行った。」
新宮市	市長より市議会災害復興対策特別委員会において災害復興計画に関する中間報告があり、意見を述べた。

**問20 問15～問19以外に、貴市議会では、議会独自に復旧・復興に向けた取り組みをされていきますか。取り組みをされている場合、議会としてどのような取り組みをされたか具体的に教えてください。**

市名	議会独自の復旧・復興に向けた取り組み
仙台市	<p>復旧・復興と市民生活の早急な再生に向け、各派代表者による協議を複数回にわたり行ったほか、仙台市議会災害対策連絡会議（正副議長、交渉会派の代表者で構成）を設置し、当局からの説明及び審議を行った。また、東日本大震災対策特別委員会（議員全員で構成）を設置し、当局からの説明を求めたほか、分科会（1～4）において現地視察を行い、調査結果に基づき審議を行った。</p> <p>また、仙台市議会災害対策連絡会議と東日本大震災対策特別委員会を統合再編する形で東日本大震災復興会議（正副議長、交渉会派の代表、各常任委員長で構成）を設置して審議した。</p> <p>市議会として、震災からの復興に関する特別決議を行ったほか、復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用、一日も早い復旧・復興に向けた支援拡充、後期高齢者医療制度等の減免対象期間の延長などに関する意見書を、国に提出した。</p> <p>復旧・復興に関する施策の実現等に向け、国や政党、地元選出国会議員、経済団体等に対する要望行動を、仙台市議会として（正副議長や各派代表者により）複数回にわたり行った。また、宮城県市議会議長会や東北市議会議長会の会長として、会員各市の実情等も踏まえた形での要望行動、全国市議会議長会や宮城県市長会との協力のもとの要望行動を、複数回にわたり行った。</p> <p>震災に対する仙台市議会の取組状況について、市議会ホームページに掲載したほか、震災対策特別号としての議会だよりの発行、地元新聞紙への年頭メッセージの掲載などにより、市民への周知を行った。</p> <p>震災を記録し、後世への教訓と災害時に役立てるため、市議会としての活動状況等をまとめた記録誌を編集発行した。</p>

市名	議会独自の復旧・復興に向けた取り組み
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理防災を所管する総務委員会を開催し、現地視察もあわせて行った。</li> <li>・予算決算委員会経済分科会において、農地等の被害を受けた地区の現地視察を行った。</li> <li>・予算決算委員会総務分科会において、参考人を招致し、被災地及び避難状況について意見を聴取した。</li> <li>・復旧対応について市執行部へ意見書を提出した。</li> </ul>
三沢市	○東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理の受け入れに関して、市に対して決議を提出した。
八戸市	東日本大震災により被災した八戸港の早期復旧・復興について国等へ要望活動を行った。
久慈市	議員決議により、市議会議員の報酬月額を平成23年5月から平成24年3月まで10%減額した。また、平成23年度の政務調査費及び県外所管事項等についても、被災者支援などの財源に充てるため、申し合わせにより執行しなかった。
大船渡市	<p>平成23年6月28日に災害復興対策特別委員会を設置し、東日本大震災による被害の復旧及び復興対策についての調査・研究・提言を行っている。</p> <p>具体的な活動内容については以下のとおり</p> <p>災害復興計画や復旧及び復興の推進に係る各種事業について、執行部との意見交換会の実施や提言書の提出を行っている。</p> <p>また、平成24年第1回定例会において東日本大震災に係る各種支援に対する感謝の意を表明するため「東日本大震災災津波災害への支援に感謝する決議」を可決した。</p>
陸前高田市	<p>3月11日の今次大災害においては、発生後、市の災害対策本部の情報収集のため、仮設の議会事務局に議長又は副議長が毎日詰めた。</p> <p>しかし、災害発生時における議会（議員）の役割を明確に決めてなかったため、それぞれの議員が独自の活動をした。</p> <p>今後は、議会独自の災害対策本部の設置規定なり、大災害時における議会の役割、条例、あるいは、災害時における議会（議員）の行動マニュアルの策定等が必要と思われる。</p>
気仙沼市	<p>東日本大震災調査特別委員会を定例化し、月に1度開いている。</p> <p>また、石巻市議会との震災対応に係る意見交換会を実施。県沿岸の大規模被災市町議会（石巻市・気仙沼市・東松島市・女川町・南三陸町）と「宮城県東部沿岸大規模被災市町議会連携会議」を発足して、国や県への要望活動を市独自のほか5市町共同でも行うこととした。</p>

市名	議会独自の復旧・復興に向けた取り組み
石巻市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災に関し、石巻圏域（石巻市・東松島市・女川町）選出県議会議員と2市1町議会議員との意見交換会を開催し、各議員から被災状況の報告と要望について情報提供や意見交換を行った。</li> <li>・復旧、復興の財源に充てるため、政務調査費の削減と常任委員会等も行政視察を中止とした。</li> </ul>
東松島市	市長の専決処分による災害対応の申入れ（議長から市長へ）被災直後の定例会における一般質問の自粛
南相馬市	市外・県外の避難先や各仮設住宅を訪れ、被災者が置かれている現状を調査し、慣れない土地で生活をする上での要望を聞き取り、国、県、市に対して確実に声を届けるよう要望活動を実施した。
鉾田市	特別委員会を設置し、復旧・復興に取り組む
神栖市	「鰯川浄水場の早期復旧に関する要望書」を茨城県企業局長へ提出
新宮市	新宮市議会災害復興対策特別委員会の被災地現地調査部会により、熊野川流域を中心に現地調査を行い、具体的な対策と取り組みを展開するために地域住民に対しアンケート調査や聞き取りを実施し、「水害時の避難行動調査からみられるこれからの洪水対策報告書～「防災」から「減災」へ」を取りまとめた。
熊野市	災害現場の視察を行ったうえで、「台風12号、15号による被災地にかかる要望書」を市長に提出した。
田辺市	<p>本市は、深層崩壊等による土砂災害を始め、河川の氾濫により大きな被害を受けた。中でも熊野川流域の被害が、全壊20戸、半壊219戸、床上浸水165戸、床下浸水31戸に及んだ原因には、上流にある風屋ダムと二津野ダムの放流操作が大きく影響しているとの認識から、市議会はこの被害を重く受け止め、ダムを管理する電源開発株式会社に対して、平成23年9月22日に要請書を提出した。</p> <p>10月18日には、熊野川下流に位置する新宮市議会と、互いに連携して本事業に取り組む旨協議を行い、10月25日には電源開発株式会社から台風来襲時におけるダム操作について説明を受けた。</p> <p>その後、新宮市議会とともに11月9日に県知事に面会し、「洪水対策における発電用ダムの弾力的運用を求める要望書」を提出した。</p> <p>また、総雨量2000ミリ時代に対応した治山・治水対策の推進について、近畿部会提出議案として全国市議会議長会総会で提案を行った。</p>



市名	議会独自の復旧・復興に向けた取り組み
阿蘇市	平成24年9月12日、市長並びに阿蘇市議会議員全員で県庁に赴き、県知事に対して要望書を手渡しするとともに、意見交換会を行った。 要望書は「阿蘇豪雨（九州北部豪雨）に伴う災害復旧を国直轄事業で実施していただく要望書」。

## ◎議長の災害対策における議会の役割に対する意見について（自由回答）

**問2-1** 災害対策における議会の役割について、議長の御意見をお聞かせ下さい。なお、御意見については私見で結構です。また、調査結果には掲載いたしません。

	災害対策における議会の役割に関する議長の意見
1	二元代表制の一翼を担う議会においても、市民生活を守るため、災害時の役割を明確にすることは、意義があるものと考えます。
2	議員が、被災地や避難所を現地調査することにより得た情報や被災地住民からの声を円滑に災害対策本部に提供し、また、災害対策本部の対応状況を議員を通じて被災地や避難所に伝達するといったような、災害対策を支援する立場としての議会の役割を、議長が自ら災害対策本部の中に入り情報の整理を行うなど、議会として一本化した体制を作る必要があると考えている。
3	災害時における議会の役割は、大きく二つ挙げられます。 一つは、当局の災害対応の支援です。議会として、地域の現場において災害対応を行う各議員から集まる情報を当局に提供したり、議会としてアドバイスを行うことなどにより、当局の対応を後押ししていくことが重要です。 もう一つは、災害対応における様々な課題を克服していくために、議会が積極的に国等に対して働きかけを行うことです。当局が政府や政党等へ要望を行う事項についても、議会が関わりながら取り組みを進めていくことで、必要な施策の実現や、取り組みのスピードアップが図られるなど、復旧・復興に向けた対応の大きな進展が期待できます。
4	東日本大震災では想定していなかった出来事があまりに多くありました。 災害などの緊急時にどう対応すべきか、議会の役割とは何なのか。いろいろ考えさせられました。 私の市は、幸いにも被害が軽微で済みましたが、緊急時において執行機関でない議会が何が出来て何をなすべきなのか。執行部の追認機関だけではないのか、災害時の立ち位置が求められると思います。 執行部に報告を求めるだけでいいのか、緊急時での議会としての意思をどう表すべきか。被災された地域での議会での取り組みに

	災害対策における議会の役割に関する議長の意見
	<p>ついて学んでいきたいと思えます。</p> <p>私は、緊急時であり議会開会の時間がないときは、執行部とのホットラインの新設や対策本部の設置の際、議長として議会代表として参加し、情報の共有化を図り、国、県への働きかけを共に行うなどの共同の取り組みを行うべきと考えます。</p> <p>今回の震災では情報が錯綜しました。情報の不足が一番住民にとって不安だと思えます。</p> <p>情報を一元的に管理する体制と各議員に対する周知の在り方についても検討すべきと思えます。</p> <p>緊急時でもあり、首長の専決処分はやむをえないとしても、可能な限り議会としての意思を示す場の設定は必要と思えます。</p> <p>二元代表としての議会が存在感をもって、有効に災害時などに機能するよう心がけていきたいと考えます。</p>
5	<p>東日本大震災発生時に、住民が行政機関にもっとも求めたのは、応急の現場対応もさることながら、何よりも情報であった。</p> <p>市の動きが市民に伝わらなければ、市民は状況判断ができず、不安や不満が募る結果となり、震災下においてこそ必要となる行政機関と市民との相互信頼と連携が、必ずしも十分に機能しなかった反省がある。</p> <p>また、大震災発生以降、一部の市民からは、「市議会議員の姿や行動が見えない」との批判もあったところであり、この背景には情報の寸断による市当局や議員と市民との隔絶があったのではないかと分析している。</p> <p>震災発生直後は、行政機関も混乱を極め、国・県・市の連携は不十分であった。議会・議員としても関係機関からの情報を待つだけでなく、行政機関相互の円滑な情報交換・情報共有ができるよう、能動的に動いて役割を果たすことが必要であり、実際にそのような行動が、震災の現場対応を補い得たと感じている。</p> <p>災害対策においては、情報通信機器による情報の提供も重要ではあるが、人づてに伝播する情報もかなりのウェイトを占めることも見過ごせない。</p> <p>よって、多数の議員で構成する議会の役割としては、一人ひとりの議員がより住民の近くに寄り添い、平常時から互いの顔が見える関係を構築できていれば、災害時には、議会が、効果的な情報の発信拠点・発信者となり得ると期待したい。</p> <p>また、議員の役割としては、市民の代表としての議員の立場で、的確に行政に意見を言い、災害下の市民のニーズを行政に反映させることが求められると考える。議員であればこそその発言力を発揮し、日頃から築いている議員としてのネットワークを有効活用できるよう望む。</p>

	災害対策における議会の役割に関する議長の意見
6	<p>当市は、地震をはじめ水害や豪雪にいたるまで過去に多くの災害を経験しておりますことから、災害対策に対する議会の役割はとて重要な事と考えております。</p> <p>昨年 of 東日本大震災では、いまだに当市内に約 2,500 名の方々が避難されており、避難生活者の相談や心のケア等、行政と一緒に取って組み組んでいかなければならないものと考えております。</p> <p>そのためにも、災害発生時に備え、議会として何をすべきか、常日頃から危機管理に努め、安全行動が取れるような組織体制づくりを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>まずは、減災・防災というこを議会と行政で話し合い、いかに被害を減らすことができるのかが重要であります。</p> <p>次に、災害への備えを充実させるとともに、「自助・共助・公助」を重層的にこくみあわせた安心安全な社会を目指し、議会として積極的に提案、行動していくことが重要であると考えております。</p> <p>以上、防災対策に対する私の私見でございます。</p>
7	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議員は、まず被災地に張り付くこと</li> <li>2. 議員は、被災状況の把握に努めること</li> <li>3. 議員は、避難所の確認と、避難者の状態を把握すること</li> <li>4. 議員は、災害対策本部と連絡を密にして、適時、避難者に状況の報告をすること</li> <li>5. 議長は、災害対策本部会議室に出席して、必要に応じて議員協議会を招集する</li> </ol> <p>以上、議員は地域に張り付き現場第一主義をモットーに、地域住民の安全・安心に努めなければならないと考える。</p>
8	<p>議会における災害対策本部設置の動きがあることも承知しているが、災害時における組織の乱立は指揮系統における混乱を招く可能性も危惧される。</p> <p>災害の際は、議会においてはそれぞれの議員が、より市民に近いところ(現場)での活動を行い、現場と行政のパイプ役としての活躍が求められると考えている。そのため、行政と住民の間に機能的に議員が位置づけられる災害時の組織形態の検討が必要だと考える。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
9	<p>議員及び議会は、災害発生時から暫くの間、住民の避難誘導、被災箇所の把握・情報提供など市長部局へ協力を行なうとともに情報共有を図る。</p> <p>その後の復旧・復興期においては、市長部局へ協力・支援を行なうとともに、住民生活の影響を最小限にするため、臨時議会等を通じ議案審議、提案、情報共有などを図る。</p> <p>いずれにしても、災害時には、市長部局と議会は協力し対応しなければならないことから、議会は市長部局への協力・支援を基本とし、議会では独自に国や関係機関などへの要望活動や市長部局へ支援・アドバイス等を行なうべきと考える。</p>
10	<p>現在、災害発生時における議会の役割は明確にされていない。</p> <p>大規模災害、広域災害時における議会の役割を明確にする必要があり、そのためには地域防災計画策定時の議会の関与、災害発生時の災害対策本部会議への議長出席等を考えるべきである。</p>
11	<p>本市が被災した場合の災害対策における議会の役割として、市民生活の復興に必要な予算を迅速に議決するための体制を整えることや、必要に応じて国等へ要望するなど、本来の議会機能を維持できるようにすることが必要である。</p> <p>また一方で、議員個人としては、日頃から地域の実情を把握している議員だからこそできる情報収集を行ったり、各地域における避難所運営のフロローをしたりするなど、地域と行政とのパイプ役として地域に徹した活動も大切である。</p>
12	<p>本市においては、災害対策における議会の役割を明確には規定しておらず、先の東日本大震災の際には、市災害対策本部の構成メンバーに、議会からは事務局長のみが参画しておりました。そのため、震災の際には議員は個々の活動を余儀なくされ、議会として組織的に対応することが難しい状況にありました。</p> <p>このような状況を踏まえ、本市議会といたしましては災害対策における議会の役割として、市域における災害対策のあり方について総合的に調査検討及び提言を行うこととし、平成23年7月1日に委員15名からなる災害対策調査特別委員会を設置いたしました。</p> <p>災害対策調査特別委員会においては、市内の現地調査、執行部からの説明聴取、先進都市の視察調査など約1年4ヶ月にわたり調査検討を重ね、議会として市長に対し災害対策調査特別委員会報告書の提出を行いました。</p> <p>今後は、災害時における議会の役割を明確に決め、災害時には必要に応じて議会内に災害対策本部等を設置し、市災害対策本部との連携・支援を念頭として、迅速かつ適切に災害対応できるように環境を整備していく必要があると考えております。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
13	<p>災害の発生時には、市民の生命、財産を守ることが最優先課題であり、議会において、災害時の議員初動マニュアルの策定について検討中である。</p>
14	<p>災害時における議会の役割とは、まず第一に住民の安全、生活基盤の確保を行う為に、市長が設置を行う災害対策本部と連携を図り、できるかぎり、市長（行政）側が執行する活動に対していち早く支援体制を議会側もつくることであると思います。災害とは、いつ、何どきに訪れるかわからないものである為、自己の安全確保はもちろんのこと、あらゆる情報収集に努め、具体的な支援活動を行えるよう、一定のルールづくりが必要であり、その為の議会災害対策支援本部の設置または災害対策基本条例などが求められてくるのは、必至と思われまます。</p>
15	<p>災害対策本部が設置された場合は、市議会として災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援する必要がある。</p> <p>具体的には、災害対策本部から災害情報を受け取ることや、地元での災害情報、避難所の情報を収集、災害対策本部に報告し、一刻も早い復旧、復興に努めることが必要である。</p> <p>また、議会の開会中に被災した場合や議会が開会できない事態等を想定した対応についても検討しておく必要がある。</p>
16	<p>災害発生時、行政は被害を最小限に食い止め、また、日々の事務の執行に追われることとなり、市民の声を細かく聞くことができない。そのため、議会は行政をサポートすることが必要である。災害発生時は各地の状況が把握できない可能性があるため、市内各地にいる議員を通じて被害状況等を調査すること、さらに住民の声を吸い上げ、それを施策化、政策立案する役割は、議会に負うところが大きい。議会の役割は起きた事態に対するの対処を行政に素早く適正にするよう求めたり、復旧などに向けて提案したりする事で、災害から一刻も早く立ち直るようにしていく事だと思います。</p>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長も市災害対策本部にオブザーバーとして出席させるべきである。議会事務局も当然、議長と一緒に出席と考える。</li> <li>・ 議員の活動情報（議員個人が要望した情報等）は議会に集約すべきで、議長が把握すべきと考える。</li> <li>・ 議員用の災害対策行動指針を作成すべきである。</li> </ul> <p>ただし、事細かなマニュアル（議員の地区割等）であってはならない。本来、議員は個人で行動するものであり、詳細な行動まで決めるべきではない。</p> <p>しかし、最悪なケースを想定し、議長・副議長が亡くなった時の臨時議長の対応、さらには全議員及び議会事務局全職員が亡くなった時の専決処分への対応等をケーススタディーとしてまとめざるべきである。</p> <p>また、議会としての情報集約を図り、個である議員が一つの機関としての情報を共有できる仕組みを指針に示すべきである。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
18	被災された方々の一日も早い震災前の日常生活が取り戻せるよう、各地区の状況を把握し、執行部と協力しながら、国・県への要望を含め、迅速な災害対策がとれるよう取り組んでまいりたいと考えています。
19	市議会議員は、地域に密着して活動し、行政と地域をつなぐパイプ役であることから、被災直後の現場の情報及び住民ニーズの把握、並びに現場での支援など、災害時に果たすべき役割は大きいと考える。 これらの情報を議会として吸い上げ、市災害対策本部に提供するとともに、市と連携を図り、災害対策活動を支援することが必要であろう。
20	災害前においては、津波避難タワー・津波避難ビルの整備、建築物の耐震対策の促進、市民に対する災害・防災についての啓発等、当局と連携し積極的に減災対策を推進している。 また、災害発生後における本市の対応については、「自助・共助・公助」の考えのもと、市民、地域、行政が、それぞれの役割を担うこととなっているが、災害活動の中心は、あくまでも各小学校区を単位とした各自治会で組織する自主防災会であり、地域単位での防災活動が基本となっている。このため、議員は個人として各地域において、被害状況や被災者の安否確認、避難所の状況等を把握するなど災害対応にあたる。 議会としては、適宜、当局から被害状況等の報告を受け、必要に応じ会派代表者会議や全員協議会を招集し議会としての対応を協議し、関係機関に対し要望活動なども行っていく。
21	行政と市民・住民の間に立って行政と連携を持ち、被災現場の適格な状況を掌握し、対策に反映させる。
22	・本市において、災害対策における議会の役割はとても重要であると考え、自分の身の安全は自分で守るとした自助及び共助の考え方が命を守るうえで何より大切であることを多くの市民にご理解いただくために、特別委員会を設置し、議員提案により防災基本条例を制定しました。 条文には、市を始め市民や事業者の役割や責務を規定するだけでなく、議会（議員）が市民の生命や身体及び財産を守るために防災及び減災に関する調査研究を行い、市の災害対策に対し助言を行うことや国・県の動向を踏まえ、地域の実情に合わせた市の対策の監視及び評価を行うこと、また、被災状況の把握や市民等への情報の発信に努めることなど議員の役割についても項目を設け、規定をしています。 ここには条例を作るだけでなく、防災対策に対しこれからも議員として積極的に取り組んでいく決意が込められています。

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
23	<p>災害が発生した場合、議会としては、迅速に各議員に対し、災害情報を伝達し対応を協議する。</p> <p>緊急対応としては、議会の役割として大局的な見地からは、行政執行部側の考えを踏襲して手伝う考えではないかと思っ ている。</p> <p>ボランティア活動部隊の受け入れをして、平等な分配をするなどの配慮をしながら、注文などをしたり情報 のやり取りをする役目などが地域と一体となって推進していく事が必要である。その司令塔の役目を誰にするか、その補助的な役割 も誰にするか決める必要がある。ここでも議員のリーダーシップが必要である。</p> <p>被災後の緊急時の対応が終了すれば、緊急的な復旧に向けた取り組みを、執行部への情報提供や住民に対する当面の緊急処置につ いての説明とスケジュールなどの情報提供をすることが主となるであろう。</p> <p>被災後の数日の対応としては、以上のような取り組みとして、地域で出来ることを主とした地域活動に対して議員が大きく関わっ ていく事となるだろう。</p>
24	<p>ここまでは、行政を頼る事は出来ない状況にあるだろうことから、執行部を混乱に巻き込むことのないよう配慮していかなければ ならないだろう。</p> <p>その後のインフラの復旧や仮設住宅などの整備については、協議しながら進めることであり、受け入れ態勢を整えた地域体制や編 成を組んでいく作業にかかわっていく事になる。ここでの地域の役割を決めていく事となる。地元説明会が必要か。</p> <p>復興が必要な大災害であれば、その後の対策を進めていく事となる。行政による復興計画の策定に関わり、地域とのパイプ役とし て活動し推進する。</p> <p>災害対策基本条例の制定は、行政執行部が策定し議会の関わりについては、その基本条例の中に謳い込んでいく事でよいのではな いか。一つの自治体の中で、それぞれの役割を明確にして一体的取り組みを推進していく事が望ましく協議しながら条例制定すれば よいと考えたい。</p> <p>議会および議員の役割は、行政執行部に対してスムーズな災害復旧の推進に障害を来さないよう配慮し、地域内や組織内を主体と した取り組みをすることになるだろう。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
25	<p>東日本大震災では、未曾有の被害により、議会を含めた行政機能が停滞したことを踏まえ、大規模災害発生時に本市議会が設置する議会災害対策本部が、市の災害対策本部と十分な情報伝達、情報交換を行い、災害対策、復旧・復興に向けて必要となる予算などの議案の審議が円滑に行えるよう、執行部と綿密な調整を行う必要があると考える。</p> <p>また、本市の地域防災計画には、市議会、市議会議員の位置づけがなされていないことから、有事の際の議会の役割や議員活動のあり方について、平時から執行部と協議を行っていく必要がある。</p>
26	<p>災害対策本部は、市長が対策本部長になり設置されています。組織内には、事務局長が情報提供者、調整役として位置付されていますが議会の代表者は組織内に入っていません。</p> <p>又、災害時における議会ルールマニュアルも作成しておらず、事務局長のみが災害対策本部に参画するという議会としての対応でよいのかも含め諸課題に対する取りまとめが必要なことから議長提案で議論を行うことを決定した所です。</p> <p>災害対策本部と議会及び議会の代表者との関係や議員自らの行動ルールマニュアル等を議論する予定です。</p>
27	<p>執行機関と議決機関との関係</p> <p>行政サービスを切れ間なくおこなうためにも、予めの想定が必要です。</p> <p>B C P（事業継続計画）の内、議決の及ぶ範囲において、予算執行、費目間流用、専決処分との兼ね合いを決めておく事が大事だと考えます。市長の（例えば）緊急事態宣言や最優先の災害配置発令があれば、この予め決めておいた「議会の関係」もクリアーできるものと思料致します。</p> <p>地方議会の災害時対応における限界</p> <p>物資の配分、復旧箇所の優先順位、救急患者、要援護者等、行政側との連絡窓口には議員が立つと、余計に現場や指揮が混乱する懸念があります。議員にはその範囲において正当な権限が付与されおらず、災害時にただでさえ慌ただしい現場に議員の「口利き」があつて、そのことで公平性を欠く訳にはいきません。一市民としての権利や行動を超えないように自制し、議会として行動することがあれば何かをしてもいいと思いますが、災害時におけるそのような想定はあまり無いと考えます。</p>
28	<p>現在、本市における災害発生時の対応としては、地域防災計画に基づき対策本部等が立ち上げられ、災害状況の把握や適切な対策の検討、また市職員の配備体制等、行政が中心となってその指揮が執られています。</p>



災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
	<p>その間、議員は地元での情報収集等、個人で対応にあたることも多く、議会としての組織的な動きではなく個人的な活動に留まっているのが現状です。</p> <p>普段から地元に着して活動をしている議員は、各地域の様々な団体との接点も多く、災害時の地元での詳細な状況把握や、住民のニーズの把握、また行政の対応が現場に届いているのかどうかの確認など、議員の果たすべき役割は大きいと考えます。</p> <p>そのような議員の地域での取り組みを、行政への確かつ円滑に繋げるために、議会として災害時にどのような対応をしていくのか、あらゆる可能性を考えながら体制整備をはかっていく必要があると考えます。</p>
29	<p>いざ、災害が発生した場合、議員として、議会としてどう行動し、どのような役割を担い、権能を發揮すべきなのかは、常任委員会で執行機関でも解決できない議会の課題であると考えている。</p> <p>本市議会においても、現在、災害時の行動規範を何ら持たない中、東日本大震災の教訓も生かし、議会自らが災害時の役割をきちんと定義し、市長を初め執行機関や負託をいただいた市民に示す必要があり、これは極めて緊急かつ重要な責務であると考えている。</p> <p>このような考えから、市が災害対策本部を設置した場合の議会の危機管理体制の構築を行うため、今年度中に結論を出すことを目的に調査している。</p> <p>⇒災害時に議会が機関として活動できる体制を構築するとともに、議会と議員との関係において、議員個々の役割や行動を明確に決めておくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会は、地方自治の二元代表制の一翼を担う存在であるが、通常、災害対策本部に参画していないことが多く、実際、東日本大震災時でも、議会から誰も参画していない自治体がほとんどで、議員個々が活動をすすめる状況であった。</li> <li>○ このような事例を踏まえ、議会が災害時に、機関として住民全体の課題解決のために活動できる体制を構築することが重要であると考える。</li> <li>○ 行政側の対策本部に議会の代表が参画する方法と、議会独自の対策本部を設置する方法が考えられるが、どちらの方法においても、行政側に負担をかけずに効果的に活動ができるよう、ルールを決めておく必要がある。</li> <li>○ 議会の活動内容としては、次の事務が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各議員との情報交換、情報の整理</li> <li>・ 行政側の対策本部との情報交換</li> </ul> </li> </ul>
30	

災害対策における議会の役割に関する議長の見解	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災状況の調査</li> <li>・ 必要に応じて、国等への要望</li> </ul> <p>○ さらに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、議会と議員との関係において、議員個々の役割や行動を明確に決めておくことも必要である。</p>
31	<p>神戸市では、地震対策、風水害等対策などで構成される神戸市地域防災計画を定めており、災害時は、これに基づいた行政による対応がなされるが、議会としては、地域において個々の議員が相談活動等を行うとともに、本会議・各委員会における重要事項の緊急な処理などが肝要と認識している。特に、復旧・復興のために国などへの支援内容の取りまとめ及び具体的要望活動は、地域ニーズを伝えるとともに、行政当局と一体となって復旧・復興を円滑に進めるため重要と考えている。</p> <p>また、現在、本市においては、東日本大震災での支援経験も踏まえ、災害時に支援を円滑に受け入れるため、国に対して全国自治体への策定義務付けを要請した「受援計画」について策定中であるが、阪神・淡路大震災を経験した自治体として全国モデルとなるよう行政と一体となって進めることが必要と考えている。なお、本市は現在、関西広域連合の広域防災の副担当でもあることから、東南海・南海地震が想定される中、広域支援、広域受援に力を尽くしていきたいと考えている。</p>
32	<p>今年度、市議会内で協議を行い、「災害発生時の対応要領」を作成いたしました。作成にあたっては、議会として市対策本部とどう関わっていくか、東日本大震災を経て、どのように対策を進めていくか等、さまざまな論点がございました。</p> <p>今後も、全市的に開催される「津波避難訓練」の際に、市議会として訓練を実施し、「災害発生時の対応要領」に定められた事項の確認を行うなど、議会の担うべき役割について協議を進めていきたいと考えております。</p>
33	<p>災害発生時に議会としてまとまった行動を取るために、議会が行うべき事を明確にしておく必要があると思われる。</p>
34	<p>議会の責務として、防災対策について市への助言及び提言、地域防災計画等の推進状況の監視及び検証、災害復旧及び復興の推進に努めなければならない。</p> <p>上記については、現在、議会内で組織している政策条例策定協議会において、検討の災害対策基本条例（案）に記載の法令の責務を定める条文の一部であり、議長並びに議会全体の意志だと認識している。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
35	<p>災害対策に対する議会の関与としては、間接的にならざるを得ないと理解しており、大災害になればなるほど即時性が求められ、首長以下執行部の迅速な対応を期待する部分も多いと思われる。</p> <p>従来から本市においては、大規模な災害が発生した折には、議会協議会で全議員に報告があり、質疑や意見を申し述べる場を設けている。</p> <p>個別の対応についても各議員が地元での役割を發揮し、これまでも事に当たってきていると感じている。</p> <p>以上のことから災害対策本部への議会の参入は、現時点では必要であるとは考えていない。</p> <p>しかしながら、防災会議への参加など事前の備えの部分に関しては、計画段階から市民代表である議会の意向が反映されるためにも一考の余地があると考えられており、直接参加の方法と従来どおりの行政報告時での要望などと複合的な対応も必要であると思われる。</p>
36	<p><b>【議会の役割についての考え方】</b></p> <p>日本では、「災害は、忘れたころにやってくる」と「備えあれば憂いなし」ということわざがあります。昨年の東北地方を襲った「東日本大震災」は、日本国中、あるいは全世界にこのことわざの意味をあらためて知らしめた災害でした。</p> <p>日ごろからあらゆる災害、特に自然災害に対する備えとして、国や県、各地方自治体で住民の生命・身体・財産を守るための取組みを進めてきたところですが、これまでの間の取組みを根本から変える必要性を強く感じさせた災害でもありました。</p> <p>この震災をきっかけに、地方議会は大きく変化しようとしています。住民から選ばれた議員が住民代表として二元代表制のもと、行政の監視機能や議決機能を發揮する機関として、その役割を果たしていくだけでなく、積極的に政策提言などを行い、執行部とともに住民の福祉や災害に強いまちづくりを進めていこうとする機運の高まりが醸成されています。</p> <p>そのような中で、本研究会のテーマは時宜を得た、タイムリーなものと考えていますが、実際の議会の現場では、対症療法的なものも実行されているようですが、基本となる施策や仕組みづくりは、現実的には未整備ではないかと感じています。</p> <p>「備えあれば憂いなし」では、今後起こりえる災害に対して磐石の体制を構築していくことは、様々な角度から実施されていますが、いざ災害が発生し、想定外の事態が生じた場合の現場での対応策などのルールづくりは、まだまだ不十分ではないでしょうか。</p> <p>災害が起こらないような世の中を作ることとは不可能です。ということとは、災害が起きても被害を最小限に抑える工夫とか手立て、被災後の復興をいかに早く行うかが重要であると考えます。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見

そういった意味での議会の役割について、私見ではありますが、ご提言申し上げたいと思います。

【予算専決事項の委任】

まず、災害対応予算であります。昨年の大震災は、被災自治体を含めて当初予算を審議する時期に発生しました。ご承知のとおり予算は、その行政主体の方向性や住民に身近な施策を実施するためにはならないものであります。そういった予算が、災害を理由に審議が後送りになるということは、あってはならないし、行政責任としていかなる方法をとっても成立させなければなりません。ところが、その審議を行う議会自体が議員の招集がかなわず、定足数に不足が生じ、会議が開催できないといった事態が想定されます。いわゆる議会機能の喪失です。地方自治法には、議会を開く暇がないような緊急性があれば長の専決処分が可能です。その議会自体の実質的な存在がなくなった場合の対応は、現行法上の想定外であり、だれも予想していないことでもあります。

そこで提案ですが、議会の委任による専決処分として地方自治法第180条では、「普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。」とされています。ここでいう「軽易な事項」の解釈は、それぞれの議会で判断されることですが、その中に「予算」を専決事項に委任している自治体は稀ではないでしょうか。私は、議会機能の喪失された場合に限り、急を要する災害復旧費の執行のための予算成立を委任すべきではないかと考えています。そのためには現行の地方自治法の改正が必要であります。

【災害対策本部での議会の役割】

災害対策本部が立ち上がった場合、通常は長を本部長として執行部側での運営がなされるものであります。議会側からもその本部へ位置付けるべきではないかという声も聞いていますし、実際に議長等を位置付けている例も伺っているところ です。

災害対策本部とは、災害発生時における錯綜する情報を一元管理し、災害が発生している地域、あるいは被害が想定される地域への情報伝達など、的確な対応が必要となる組織であります。この組織に議会が位置付き、執行部側とどのような役割分担が可能となるのでしょうか。

結論から申し上げますと、議員は、災害対策本部に位置付けるべきではないと考えてます。非常時の誰もが混乱し、常時の意識を失ふことの多い時に、いわゆる指示系統が複数あるということは、かえって現場を混乱させる危険があると考えています。

確かに、現場の住民から見れば、対策本部に対する苦情や要望が多いことは認識していますが、だからといって議会が入ったから解決するものではありません。議会としてしっかりと長等を支えていくことが有事の際には重要ではないでしょうか。

災害対策本部は、現場の情報やその他の情報を一括管理し、災害対応を円滑に行っていく組織であります。ひとつの間違いや失敗

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
	<p>が、直接、人命を失うことにつながりかねません。そういった重要な組織であるだけに、内部で混乱するような事態は避けるべきと考えます。</p> <p>議会、議員の活動の場としては、幸いなことに議員は、日頃から広く地域に根付いた活動を行っており、また、地域の実情や事情を細かく把握している存在であります。災害時には、こうした議員のネットワークを利用した取り組みができないものか一考する価値はあるのではないのでしょうか。</p> <p>例えば、災害対策本部の情報収集部門の一角に位置付け、地域情報を逐一本部へ報告する仕組みを作るとか、地元の自治会、町内会と一緒に、住民避難所における運営を行うとか、日頃の議員活動をうまく生かす仕組みづくりが考えられます。まさに地域のリーダーとしての役割が議員には十分備わっているものと考えます。</p> <p><b>【議会の災害対応マニュアル】</b></p> <p>昨年の震災では、行政の最高責任者である市長が亡くなったり、議員の行方がわからなくなったりしたケースがありました。大きな被害を受け、これから復旧・復興というときに、行政機能が失われることは絶対に避けなければなりません、実際には起こり得る可能性がある事態であります。</p> <p>災害対応は、常日頃から執行部側では職員や関係機関と合同で非難訓練、図上演習など仕組みやマニュアルを策定しているところですが、多くの自治体では、議会の災害対応マニュアルはほとんど作っていません。ある被災自治体で、議員の安否が不明で、議会を開くにも開かれなれないといった事例があったと伺っています。</p> <p>議会事務局職員は、通常の災害対応マニュアルでは、いわゆる執行部側の「要員」として位置付けていることが、議会の災害対応マニュアルの作成につなげていない要因ではないでしょうか。</p> <p>議会あるいは議会事務局の職員を対象として、災害対応マニュアルの作成が必要と考えます。</p>
37	<p>議会としても、積極的に災害の情報収集をすべきである。また、住民要望の取りまとめを行い、災害対策本部へ連絡する等、調整役を担うべきと考ええる。</p>
38	<p>平時においては、市の防災対策について調査・研究をするとともに、市民の代表として市の施策に意見を述べ、市の防災力向上に尽力することが議会の役割と考えます。</p> <p>また、災害時には市民の代表として地域において市民と行政の情報を双方向に伝える等、地域に根付いた活動により、適正な避難</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
	所運営等に努めます。
	<p>国に対して南海トラフ巨大地震対策特別措置法の速やかな制定を働きかけ、本県の津波対策の強化・支援する必要があると考えます。</p> <p>東日本大震災は、我が国の観測史上最大の地震と巨大な津波により東日本の広い範囲において甚大で深刻な被害をもたらしました。</p> <p>遠く離れた本市では幸い被害はほとんどなかったものの、県内においては、床上浸水や養殖漁業において被害が発生しています。</p> <p>今後30年以内に60%程度の確率で発生するといわれる南海地震は、東海地震や東南海地震との3連動、日向灘地震も合わせた4連動の可能性も指摘され、ひとたび発生すればその被害は人的、物的にも計り知れないほど甚大なものとなることが予測されます。</p> <p>本市においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震に備えるため防災減災対策に全力で取り組んでいますが、財政基盤の弱い自治体には防災にかかる予算が財政的負担となっているのが現状です。</p> <p>よって、地域の意見の集約につとめ、執行部と連携により、住民が安心して暮らすためにも、防災減災における緊急対策の実施及び財政支援制度の創設が図られるよう要望を続けます。</p>
39	<p>災害対策において議会の果たす役割は、住民に身近な存在である議員が災害のあった地域の声を直接聞き、真に必要な住民ニーズをくみ取った上で、行政の執行機関と課題等を議論しながら合意形成し、政策に反映させることである。</p> <p>また、議会は、執行機関を監視する役割を果す一方、議会自らが政策形成を行う役割も担っていることから、災害対策に係る議案の提案・修正などにより積極的に住民の意思を行政に反映させるほか、意見書・決議等の方法で、国等に対し災害対策に係る議会の意思を伝え、対応してもらおうよう働きかけることも必要である。</p>
40	

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
41	<p>昨年の東日本大震災の発生により、議会として災害対策に取り組むことの必要性を感じ、市議会内に設置する大分市議会議員政策研究会において、平成23年12月、全員一致で「災害対策について」提言することを決定し、1年間調査研究した結果を市長に対し提言したところです。</p> <p>その提言の中には「議会の役割」を明記し、議会が組織として平時時及び大規模災害発生、復旧、復興時において尽力するようにしています。</p> <p>また、災害時の広域連携の必要性を痛感したので大分県市議会議長会で議会としての連携についても提唱したところです。</p>
42	<p>南海トラフ巨大地震による震災分布・津波高の推計結果の公表を受け、早急に「地域防災計画」の見直しを求め、又、地域の地形や都市機能を総合的に考慮し、インフラ整備に係る構想を作成や、それを実現するための施策についての検討を求め、検討結果を国や県等に対する要望に反映する。いずれにおいても、国・県において財政措置等の支援を求めめる必要がある。</p>
43	<p>○普段それぞれの地域に密着して活動をしている地方議員は、地域の様々な団体との接点も多く、被災直後の現場の情報を得ようと思えば、色々な事が出来るはずである。被害状況の把握はもちろんのこと、例えば自治組織の機能が的確に機能しているのかどうか、あるいは、行政からの対応が現場に行き届いているのかどうかの確認や現場での支援、住民のニーズの把握など、災害時に果たすべき役割は大きいと考える。</p>
44	<p>当市議会では、災害発生時において、これまでも必要な対策を行ってきており、東日本大震災発生後には、特別委員会を設置して被害対策等の審議を行ったほか、国への要望活動等を実施した。</p> <p>また、議員個々においては、災害発生時に地域の自主防災会活動へ参加するなど、被災地や被災者に近い場所でそれぞれ活動を行っている。</p> <p>現在、災害対策本部が設置された場合、議会から参画はしていないが、今後は、議長または防災を所管する委員会の委員長等が災害対策本部に参画し、議会（議員）が持つ情報を提供するなど、市執行部と議会との災害情報の共有を図る体制づくりの構築が必要と考える。</p>
45	<p>議会では、これまでも、災害時には「災害対策特別委員会」が設置され、災害の被害状況の確認や対応などについて調査を行うとともに、意見、要望等を当局に対して行ったりしていることが多かった。</p> <p>ただし、議員と当局の情報共有はもろろん必要なことではあるが、一方では、被害地等の対応等に追われている当局職員にとっ</p>

	災害対策における議会の役割に関する議長の意見
	<p>は、その「特別委員会」の対応のために時間を割かなければならないといったことも起きているのが実態である。</p> <p>そこで、議会、議員としてなすべきことは、大規模な震災等が発生した場合には、まず、議員それぞれが近くの避難所等に赴き、避難所の開設及び運営に協力するとともに、当局職員と一緒に避難民の状況を当局に報告することなどといった行動が現実的には効果があると考えている。</p> <p>そのためにも「災害時における市議会議員の行動マニュアル」を策定し、効果的に行動したいと考えている。</p> <p>また、その他、他地域の議会と「災害協定」を締結しておくことも必要と考える。市同士の「災害協定」の場合は、行政としてのルール、基準がなければ行動に移せず、即効性、柔軟性に欠ける場合も見受けられるが、議会同士であれば、民間と民間であることから、自由な判断により議員独自在行動に移せる利点がある。すなわち、その状況に合わせて、即、行動、柔軟に対応できることとなる。</p> <p>そのためにも、議会としての「災害協定」の検討をしていきたいと考えている。</p>
46	<p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、当市は、避難者数が人口の約4分の1に当たる9,883人、家屋被害4,616戸、被災した事業所数1,382事業所(57.7%)という状況であり、甚大な被害を受けたところである。</p> <p>本市議会は定員20名であり、議員の中には、会社経営に携わる者、企業の社員、消防団に所属する者、漁業者など、それぞれにおいて、被災対応をしていかなければならない立場の人間も多くいることから、特に災害直後に議会として、まとまった対応を取ることは難しい。</p> <p>災害直後は、それぞれの被災対応を行いながら、パニック期が終わって、当局も議会対応が可能となったところで議会の役割が求められてくるのではないかと。</p> <p>当局からの情報と照らし合わせながら、議員自らの活動の中で得た情報と比較し、被災状況や住民のニーズ等を議会に取りまとめ、当局活動に対して、的確な提言等を行っていく役割が現実的ではないかと思われる。</p> <p>その後、当局と足並みをそろえながら、早急な復旧・復興のための計画・予算の策定、関係団体等に対して、復旧・復興に関する要望等を行うなどの役割が求めらると思われ。</p>
47	<p>・議会改革の一環として議会基本条例に基づき議会報告会(市民との意見交換会)を開催しているが、有事の際には、この取り組みが非常に有効かつ重要であると考える。</p> <p>特に、地域や会場、開催回数など、よりきめ細かな態勢を図るとともに、多様な被災市民の生の声を吸い上げ、執行当局へ意見・提言・要望等を行うことが、議会の役割であり使命でもあると考える。</p>



災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
48	<p>1. 被災した市民の目線立場で物事を捉えられ考え行動すること。</p> <p>2. 被災地各々の状況の把握と全体像の被災状況の掌握が必要</p> <p>3. 議員各々個々の利害思惑で行動しないこと</p> <p>4. 的確な情報収集と現状の見極め</p> <p>5. 災害対策対応の中で議会は余り前面に出ず常に冷静な立場で行動する</p> <p>6. 執行部が行動しやすい環境づくり 以上が必要である。</p> <p>●対策本部と議会との連絡、情報伝達等を確立すること。</p> <p>●議員それぞれの役割を明確にすること。</p> <p>●市民の安全確保に努めること。</p> <p>特に被災者は不安な状況下にあるので、議員であることが明確にわかるような防災服を着用し、市民に安心感を与えながら復旧活動を行うこと。</p> <p>●安全装備の充実を図ること。</p> <p>がれき等で危険な状況にあるので、作業をする上での安全靴等を支給する。</p> <p>●介護施設、障害者施設等の受入状況を把握すること。</p> <p>●避難所入所者、独居老人世帯等を把握すること。</p>
49	<p>●避難所入所者、独居老人世帯等を把握すること。</p>
50	<p>現行の災害対策本部に議会議員の位置づけはないが、日常の政務活動を通じて、地域に根ざした情報や議員が持つ多様なチャンネルを活用して、国、県、他自治体との調整、ボランティアなどの派遣要請や支援物資の依頼などの人的、物的支援の面において、災害時に議員として活動できる要素は非常に多く、また議員でなければできないことも多いと考える。</p> <p>災害時における議員の活用を含め、積極的に災害対策に係わるべきだと思う。</p> <p>そのためには、災害対策本部（執行部）との情報の共有化、連携が重要と考える。</p> <p>今回のような未曾有の大災害では、市長をはじめとする執行部に対して、常に最善の判断を求めることは、非常に酷な面もある。</p> <p>そこで市民に近い距離にある議会が、被災者である市民の声をくみ取りつつ本来持つ監視機能を十分発揮し、市政のあるべき方向へ導くことが議会の役割であると考える。</p>

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
	<p>災害時において、議会は、二元代表制の一翼を担う意思決定機関として、執行部と情報を共有し、共通理解を持つとともに、議員は、地域の実情を把握しており、市民の声を行政に届けることができる点等を生かすことが重要である。</p> <p>しかしながら、東日本大震災時においては、災害対策本部に議会としては関与しておらず、執行部との連携がとれないため、議員それぞれが独自の活動を行うなど、議会としての役割が明確でなかった。</p> <p>今後、災害時に議会と執行部が連携して、市民の安心と安全を守る体制をつくるために、協議・検討していく。</p>
51	<p>当市の防災マニュアルには、今回のような大規模震災等の発生に際し、各部署の対応や動きが決められています。</p> <p>私も市議会議員には、議会事務局が情報収集を行い、各議員に情報が伝えられます。</p> <p>ただ、今回の大震災では、電話が不通となりの確な情報伝達ができなかったのですが、情報をどう活用するのか、どういう役割を果たすべきかは、それぞれの議員の判断になってしまいます。</p> <p>今回の震災を教訓に、いざ大災害が起きた時、議員はどのような役割を果たすべきか、議会として災害対策本部の役割を担うべく積極的な取り組みを明確にしておくべきだと改めて思いました。</p> <p>まず、災害対策本部の情報を市民に的確に伝達したり、逆に市民の要望を受け、情報を上げるパイプ役となり活動することも議員の重要な役割だと考えます。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生命、財産を災害から守るため、防災及び被災に関する調査研究を行い、市の災害対策への助言や提言を行うこと。</li> <li>・国や県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策の監視及び評価に努めること。</li> <li>・被災状況の把握及び市民等に対する情報発信に努めること。</li> <li>・市並びに国、県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施、調整を働きかけ、復旧及び復興に努めること。</li> </ul>
53	<p>本市議会においては、平成20年1月に市長に対し審議会等への参画及び議会改革に関する申し入れを行いました。申し入れ事項の一つに、委員会・審議会等の委員の就任については、法令等に特段の定めがあるものを除き、今後就任しない旨を明示しました。このため、委員会・審議会とは別の場で、今後、議会が災害対策に何らかの効果的な役割を果たすことができる仕組みづくりについて検討する必要性を感じています。</p>
54	

災害対策における議会の役割に関する議長の意見	
55	<p>平成23年3月11日の東日本大震災は、千年に一度の大災害と言われ、未曾有の被害をもたらしました。本市も、太平洋に面していることから、その震災の津波により、かつてない大きな被害に見舞われました。それに際しては、各議員がそれぞれの判断で、市民の生命と財産を守るために、地元地域などにおける救助活動や情報収集、被災地の支援などに奔走しました。</p> <p>その結果としては、大きな災害に直面した場合に、議員それぞれが個々に活動するのではなく、議会としてまとまりのある活動ができる環境と執行部との協力体制を整えることが大きな課題であると感じています。</p>
56	<p>近年、ゲリラ豪雨や異常気象など、甚大な災害が発生しやすい状況にあり、今後も一昨年前に来襲した台風12号クラスの災害が発生しないとも限らない。議会としては、重大な災害を未然に防ぐために、市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するために取り得る対策を講じるよう、市当局に働きかけるとともに、災害が発生した場合、市民の立場にたち、何より被災者の生活再建を最優先に、被災地の復旧復興に向け、議員一丸となって、全力で取り組まなければならない。</p> <p>一方、災害時において、議会が何を行うのか、災害対策基本法などの現行法制では、非常時における議会の役割について、明確な規定がないことから、多くの地方議員は戸惑いを隠せないのが現状である。こうした災害時における議会の果たすべき役割等について、全国市議会議長会において議論を深めることもひとつの方策だと考える。</p>
57	<p>執行部と連携して、議会は国及び県に対して、早急な支援措置を求めたいかなければならない。特に、「山腹崩壊地域の復興」と「河川整備」は喫緊の課題である。</p>



## 参 考 资 料



## 町田市議会災害対策委員会設置規約

昭和 46 年 12 月 22 日

議会規約第 1 号

議会事務局

(目的および設置)

第 1 条 議会は、災害時において、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行なわせ、もって市民の生命、財産の保全につとめるため、災害対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の組織)

第 2 条 委員会は次の者をもって組織する。

議長

各常任委員長

各会派から選出する議員 1 名

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に委員長および副委員長 1 人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、必要に応じ委員会を招集するとともに、委員会を代表し、災害時の指揮を行なう。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、または欠けた時にはその職務を行なう。

(委員会の活動範囲)

第 5 条 委員会の活動範囲は、おおむね次の事項とする。

(1) 災害時の状況報告を受け、被害状況に応じ現地活動を行なう等、実態にあった措置をとる。

(2) 災害現地の実態を把握し、全議員に災害状況を周知せしめ、災害応急対策、災害復旧の円滑な実施が図られるよう、議員全員の協力を要請する。

(3) 委員会は、防災知識の向上に努めるとともに、それに必要な調査、研究を行なう。

(4) その他災害に関し、議会で特に必要と認めた事項

(災害発生時の態勢)

第6条 委員長は災害発生の際の連絡を受けた時は、すみやかに委員に通報する。

2 委員は、災害発生の際の情報を聴取した時は、直ちに委員長に連絡し、また、委員長から通報を受けた時は、すみやかに市役所第一委員会室に参集する。

(防災服等の貸与)

第7条 委員および全議員は、災害時の活動を十分ならしめるため、次の防災服等の貸与を受ける。

(1) 防災服上下、および帽子

(2) 雨合羽上下、および長靴

(3) 安全帽(ヘルメット)

2 貸与を受けた防災服等は各自保管し、議員の身分を有しなくなった時は、すみやかに返済する。

(災害の定義)

第8条 この規約にいう「災害」とは、市災害対策本部の設置に該当する災害および災害救助法の適用を受けるに等しい災害をいう。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

付 則

この規約は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年1月8日議会規約第1号)

この規約は、昭和52年1月8日から施行する。



## 大規模災害時の議会の対応について（内規）

### （委員会の招集）

1. 災害発生後、市議会災害対策委員長は早期に災害対策委員会を招集する。

### （情報収集）

2. 災害が発生したときは、議員はいち早く居住周辺地域の被災状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。なお、議員の調査地域には、おおむね旧5カ町村の内、議員の居住地の属する町村の範囲を含むものとする。

### （応急対応の把握）

3. 議員は実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに、市災害対策本部の対処の問題点を調査する。

### （情報の報告）

4. 議員は、把握した情報及び問題点を市議会災害対策委員会に報告する。議員が個々に、市災害対策本部に対して処理要請を行うことはしない。

### （処理要請）

5. 市議会災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市災害対策本部の対処の問題点を集約し、市災害対策本部に迅速な処理方を要請する。

### （処理結果の報告）

6. 市災害対策本部の処理結果については同本部から翌日報告を受ける。

### （当面の処理要請）

7. 市議会災害対策委員会への各議員の情報の報告と市災害対策本部に対する処理要請は災害後当面の間は毎日行う。

### （特別委員会の設置）

8. 災害に伴って開かれる臨時会において、市議会災害対策委員会を特別委員会とする。

### （委員の選任）

9. 市議会災害対策特別委員会が設置されたときは、その委員は原則として災害対策委員を選任する。

## 藤沢市議会災害時対応指針

平成24年12月13日

### (趣旨)

第1条 この対応指針は、本市において、震度5強以上の地震が観測された場合、あるいは風水害及び大規模災害等の発生時又は予測される場合における藤沢市議会の対応について、必要な事項を定めるものとする。

### (行動原則)

第2条 議員は、藤沢市において、大地震等、大規模災害が発生した場合は、速やかに自身の安否、被災状況等を報告する。  
また、議員は災害状況等を把握することに努め、必要に応じて議長に状況を報告する。

### (連絡と情報収集)

第3条 災害発生時及び災害時に備え、次に定める事項を行うものとする。  
(1) 議長は、各議員の安否・所在の確認と情報提供・収集体制をとり、市の災害対策本部との連携をはかる。  
(2) 議員は、その所在、連絡先、被災状況を議長等に連絡する。なお、平常時に3日間以上、旅行等で不在にする場合は、事前に議長に報告する。

### (職務代理)

第4条 議長が事故により、その任に就けない場合は副議長が職務を代理する。  
議長及び副議長が事故により、その任に就けない場合は各派代表者会議を開催して対応を協議する。

### (対応基準)

第5条 大規模災害発生時、議会開催中または委員会開催中においては、議長の判断により会議を中止することが出来る。  
以下、次の期間に応じて対応をとる。  
(1) 初動期：災害の発生した日及び翌日  
(2) 中期：災害発生3日目から7日目までの期間  
(3) 後期：災害発生日から8日目以降

(1) 初動期：災害の発生した日及び翌日

① 議員は議会事務局に連絡し、安否状況、連絡先を報告する。

なお、通信機器が不通の場合は、最寄りの市民センター・公民館等の無線により連絡する。連絡の無い議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認を行う。

② 議長、副議長及び議会事務局長は、出来る限り速やかに議会に参集する。

③ 議長、副議長は、市災害対策本部からの情報収集に努める。

④ 議員は、居住地域等において救援・救助活動を行うとともに、緊急に必要な支援対策等、情報収集に努める。

(2) 中期：災害発生3日目から7日目までの期間

原則として、議長、副議長及び議会事務局長で構成する議会対策会議を開催し、市災害対策本部から収集した状況分析等、情報を共有するとともに、次の事項について協議する。

① 議員の安否及び活動状況の確認

② 議員からの情報収集の確認

③ 市災害対策本部の対応方針の確認

④ 各議員への情報発信について検討

(3) 後期：災害発生日から8日目以降

市災害対策本部との連携をもとに、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

① 議員は、議長等から指示があった場合は、速やかに登庁するものとする。

② 各常任委員会の欠員状況を確認し、著しく欠員が生じた場合は、委員構成を検討する。また正副委員長に欠員が生じた場合は再度選出をする。

③ 市内被災状況の分析及び復旧・復興に必要な施策等について、各常任委員会において協議検討をする。

④ 国、県など関係機関に対する要望等、各常任委員会でとりまとめ議長に報告する。

⑤ 議長は各常任委員会の調査結果を市（対策本部）に提言する。

(その他)

第6条 議長は、その他必要と認める事項を定めることができる。

## 越谷市議会における災害発生時の対応要領

代表者会 平成23年9月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市において地震等の災害が発生したときに、越谷市議会が越谷市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2条 越谷市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、越谷市議会内に越谷市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置することができる。

(本部の構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を総括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。
- 5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除く全ての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(本部の任務)

第4条 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこ

と。

- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 各地域における活動に協力すること。
- (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部へ情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の業務に従事する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

# 大規模地震発生時の行動マニュアル〈越谷市議会〉

## 1. 議員の自覚

議員は、大規模地震の発生を覚知した場合、災害状況を把握し、個人の判断に基づき行動する。

## 2. 初動時の参集及び活動基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「越谷市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、越谷市議会災害対策支援本部が設置された場合は、本部の指示に基づき行動する。

震 度	参 集 基 準
・震度 5 弱以上	本部 本部長、副本部長及び本部役員は、市役所へ参集する。
・震度 5 強以上	本部 本部長、副本部長、本部役員及び本部員は、市役所へ参集する。 (全ての議員は、市役所へ参集する。)

(参考：被害事例)

震度階級	状 況
震度 4	ほとんどの人が驚く。座りの悪い置物が、倒れることがある。
震度 5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。
震度 5 強	物につかまらなると歩くことが難しい。固定していない家具が倒れることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。
震度 6 弱	立っていることが困難になる。耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
震度 6 強	はわないと動くことができない。耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
震度 7	耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

## 3. 参集及び活動時の留意事項

### (1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具、メモ帳等必要な用具等をできるかぎり携行する。また、個人用として、食料、飲料水等を携行する。

### (2) 交通手段

原則として徒歩、自転車、バイクを利用する。

### (3) 緊急措置

火災あるいは人身事故等緊急事態に遭遇した時は、人命救助等適切な措置をとる。

### (4) 被害状況等の収集

各議員は、被害状況や災害状況の情報収集を行う。

## 浜松市議会大規模災害対応行動マニュアル

平成 24 年 10 月 15 日 議会運営委員会 決定

平成 24 年 10 月 16 日 全員協議会 了承

平成 24 年 10 月 16 日 適用

- 議長は、大規模災害が発生したとき、登庁するものとする。

※議長が登庁できない場合・・・(※ 別図 1)

- 議員は、大規模災害が発生したとき、下記の初動態勢をとるものとする。

※大規模災害が発生したとき

- ・市内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき
- ・「東海地震注意情報」の発表
- ・「警戒宣言」の発令、又は東海地震の発生

### 1 初期対応期：初動態勢（発災後 24 時間以内）

- (1) 議員は、その安否を議会事務局に連絡すること。  
これを受け、議会事務局は、議員の安否を議長に連絡すること。
  - ① 電話回線が使用可能である場合は、電話（携帯電話等を含む。）によること。
  - ② 電話回線が使用不可能である場合は、災害用伝言ダイヤル（171）によること。
  - ③ ①又は②いずれの方法も不可能である場合は、その他の方法（メール等）により連絡に努めること。
- (2) 議員は、それぞれの地域等において活動すること。
- (3) 議員は、常にその居所又は連絡場所を明らかにし、議会事務局と連絡体制を確立すること。
- (4) 議長は、議会事務局に指示し、議員へ災害情報を提供すること。
- (5) 議長は、必要に応じ、議員の登庁を指示すること。

※ 本会議（又は委員会）開会中における対応

- ・議長（又は委員長）は、非常の事態により会議（又は委員会）の継続が困難であると認めるときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（又は散会）を宣告することができる。
- ・議場（又は委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（又は委員長）は、傍聴者を避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。
- ・議長（又は委員長）は、災害が発生した場合、又は、災害が発生するおそれがあると判断した場合、速やかに当局、あるいは、議会運営委員会等で協議を行い、全議員に情報を伝えるものとする。

### 2 中期：応急態勢（発災後おおよそ 1 週間以内）

- (1) 議長は、議会事務局に指示し、災害対策本部からの新しい情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は、区における被災地及び避難所等での情報収集等を行うこと。
- (3) 議員は、区における被災地及び避難所等での要請事項等について把握し、必要に応じて議長へ連絡を行うこと。これを受け、議長は、必要があると認めるときは、災害対策本部へ要請を行うものとする。
- (4) 議長は、必要があると認めるときは、危機管理特別委員長に危機管理特別委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。

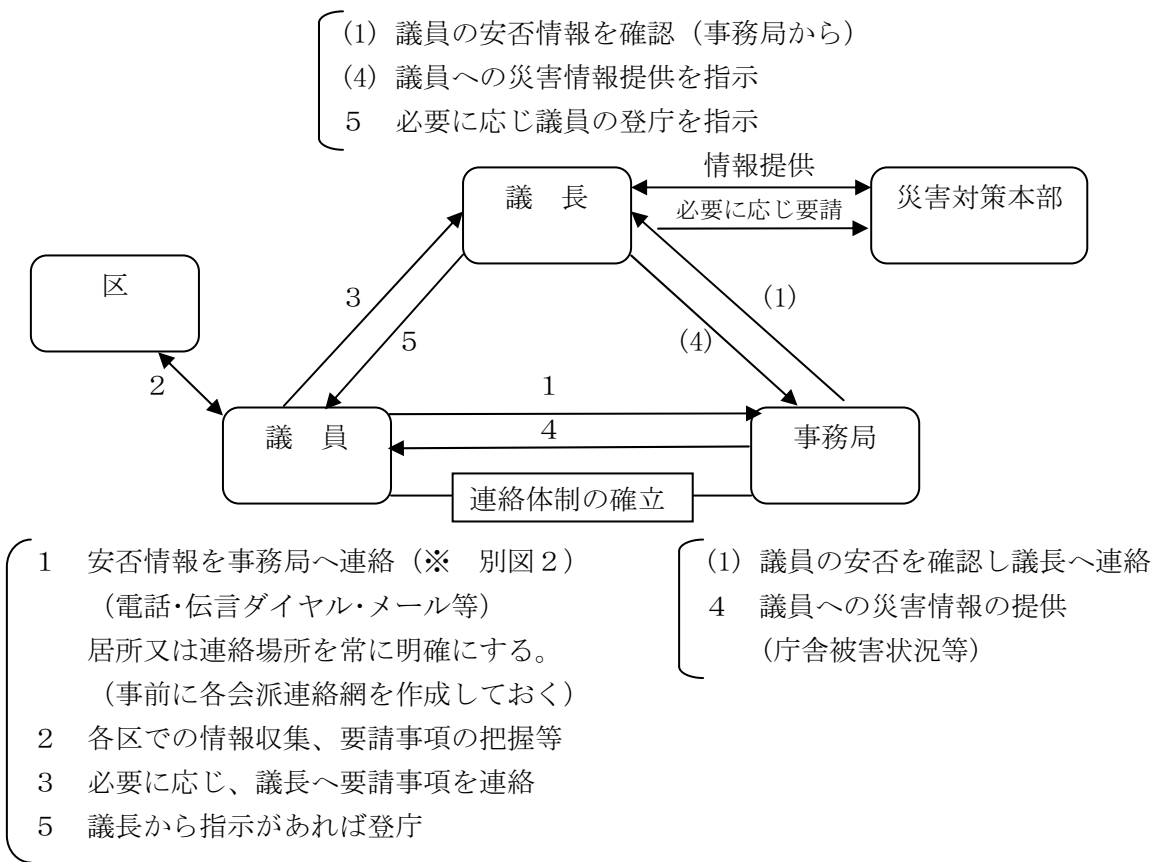
### 3 後期：復旧態勢（発災後およそ1週間以降）

- (1) 議長は、必要に応じて臨時会を招集請求し、災害対策に対する対応を協議するものとする。
- (2) 議員は、各区において、情報収集に努める。
- (3) 議長は、被災地及び避難所等の状況に応じて、市へ要請、要望等を行う。

### 4 その他

- ・このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行うものとする。

#### 災害対策本部が設置された場合の対応（イメージ図）



#### （※ 別図1）

議長が登庁できない場合、下記の優先順により対応するものとする。

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 副議長          | 2 議会運営委員会委員長                                |
| 3 危機管理特別委員会委員長 | 4 常任委員会委員長（①総務、②厚生保健、<br>③環境経済、④建設消防、⑤市民文教） |

#### （※ 別図2）

安否連絡方法・・・議員個人から次の手段により議会事務局あて連絡をする。

- |         |  |
|---------|--|
| 1 電話    | 0 5 3 - 4 5 7 - 2 5 0 5（議会事務局議会総務課）  |
| 2 FAX   | 0 5 3 - 4 5 7 - 2 5 0 9（議会事務局）   |
| 3 電子メール | <a href="mailto:gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp">gikai@city.hamamatsu.shizuoka.jp</a> |



## 枚方市議会における災害発生時の対応

### ○目的

枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割や行動を明確にすることを目的とする。

### ○設置

議長は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

### ※枚方市災害対策本部設置基準

（地震・風水害等）

- ・市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- ・小規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を要すると認められるとき
- ・市長が必要と認めたとき

### ○連絡会議の構成

連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

### ○所掌事項

連絡会議は次の事務を所掌する。

- (1) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (2) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (3) 議員の安否確認を行うこと。
- (4) その他、議長が必要と認める事項に関すること。

### ○議員の対応

議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議から情報の提供を受けること。
- (3) 各地域における被災地等の情報収集を行い、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

## ○枚方市議会における災害発生時対応要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、枚方市において地震等の災害が発生したときに、枚方市議会が枚方市災害対策本部(以下「対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### (災害の定義)

第2条 前条でいう「災害」とは、対策本部の設置に該当する災害をいう。

### (連絡会議の設置)

第3条 枚方市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により対策本部が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、枚方市議会内に枚方市議会災害対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。

- 2 連絡会議は、枚方市庁舎内「枚方市議会事務局」に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- 3 議長または副議長は、各派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

### (連絡会議の構成)

第4条 連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。

- 2 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 各会派代表者は、議長の命を受け連絡会議の事務に従事する。

### (連絡会議の任務)

第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否の確認を行うこと。
- (2) 対策本部から災害情報を収集し、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 各議員からの災害情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

### (議員の対応)

第6条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 連絡会議より情報の提供を受けること。

- (3) 各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (4) 各地域において、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(市議会事務局の対応)

第7条 市議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を、連絡会議へ提供する。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

(参集及び活動時の服装)

第8条 各議員は、連絡会議への参集または地域での活動時において、原則として安全帽（ヘルメット）または帽子、「枚方市議会」と明記された服装等を着用し参集する。

(記録)

第9条 連絡会議は、可能な限り記録を作成する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

枚方市議会における災害発生時の行動マニュアル

区 分	処 理 事 項
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">災害発生</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">枚方市議会災害 対策連絡会議の 設置</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">安否確認・連絡体 制の確立</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">情報の収集・提供</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">散 会</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市議会事務局長は、枚方市災害対策本部員として、当該本部の設置状況を議長及び副議長に連絡するとともに、事務局職員へ登庁の指示を行う。</li>   <li>○議長は、連絡会議の設置を決定する。</li> <li>○事務局職員は、各派代表者に対し、連絡会議への参集の連絡を行う。</li>   <li>○連絡会議は、各議員の安否及び居所又は連絡先の確認を行う。</li> <li>○議員は、連絡会議から安否確認の連絡がない場合には、連絡会議へ自らの安否及び居所又は連絡先を報告する。</li> <li>○連絡会議は、各議員の安否等の情報について記録を行う。</li>   <li>○市議会事務局長及び事務局職員は、枚方市災害対策本部から情報を収集し、連絡会議へ報告するとともに、その情報を議長の指示のもと各議員に提供する。</li> <li>○議員は、各地域における被災及び避難所等の状況について、必要に応じ連絡会議へ報告を行う。</li> <li>○事務局職員は、各議員から報告を受けた被災状況等について記録を行う。(別紙：災害状況記録表)</li> <li>○議長は、連絡会議で各議員から集められた情報を整理し、枚方市災害対策本部へ情報の提供を行う。</li>   <li>○議長は、枚方市災害対策本部の災害支援状況等から判断し、連絡会議を散会する。</li> </ul>

※表中の「連絡会議」とは、枚方市議会災害対策連絡会議のことをいう。

(別紙)

## 災害状況記録表

枚方市議会災害対策連絡会議

報告議員名		記録者	氏名
			記録時間 時 分
日 時	年 月 日		
場所			
報告内容			
対策本部への連絡事項			
(本部への連絡：未・済 )			
備考			

## 西宮市議会における災害発生時の対応要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、西宮市において地震等の災害が発生したときに、西宮市議会が西宮市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

**第2条** 西宮市議会議長(以下「議長」という。)は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、西宮市議会内に西宮市議会災害対策支援本部(以下「本部」という。)を設置することができる。

2 議長は、本部を設置したときには、速やかに議員及び関係者にこれを周知するものとする。

(本部の構成)

**第3条** 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、各会派の代表をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の事務に従事する。

5 本部員は、本部長、副本部長及び本部役員を除くすべての議員をもって充て、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

(本部の任務)

**第4条** 本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 本部員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の報告を受け、各本部員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの情報を把握し、必要に応じて市対策本部に提供すること。
- (4) 必要に応じて被災地及び避難所等の調査を行うこと。
- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
- (6) その他、本部長が必要と認める事項に関すること。

(本部員の対応)

**第5条** 本部員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所または連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部より情報の提供を受けること。

- (3) 被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 被災地及び避難所等における活動に協力すること。
- (5) 被災者に対する相談及び助言を行うこと。

(市対策本部への要請等)

**第6条** 市の災害対策活動に対する市対策本部への要請及び提言については、緊急の措置を除き、本部長を通じて行う。

(市対策本部との協議)

**第7条** 市対策本部から本部としての判断を求められた場合は、本部長及び副本部長等が協議の上、対処するものとする。

(本部員の参集)

**第8条** 本部長、副本部長及び本部役員は、その協議により本部員の参集を求めることができる。

(議会事務局の対応)

**第9条** 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に出席し、情報収集に努めるとともに、本部への情報提供を行う。
- (2) 事務局員は、本部の業務に従事する。

(その他)

**第10条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定めるものとする。

## 付 則

この要領は、平成24年9月28日から実施する。

## 福山市議会災害対応要領

各派代表者会議 平成 25 年 9 月 12 日 制定

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、福山市内における地震等の大規模災害が発生したときに、福山市議会議員（以下「議員」という。）が、福山市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、議員の適切かつ迅速な対応により、市の災害対策を側面から支援し、市民の安全の確保と早期の復旧、復興に資するため、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要領において「大規模災害」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受ける災害をいう。

### (市議会災害対応連絡会議の設置)

第 3 条 福山市議会議長（以下「議長」という。）は、大規模災害により市対策本部が設置された場合は、これと連携するため、福山市議会内に福山市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。

### (会議の組織)

第 4 条 連絡会議は、会長、副会長、幹事の役員をもって組織する。

- 2 会長は、議長をもって充て、連絡会議の事務総括及び会議役員を指揮監督し、連絡会議を代表する。
- 3 副会長は、副議長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 幹事は、常任委員長及び会派代表者をもって充て、会長の命を受けて連絡会議の事務に従事する。
- 5 会長及び副会長ともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、幹事のうち互選により会長の職務を代理する者を定める。
- 6 連絡会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### (所掌事項)

第 5 条 連絡会議は、次に掲げる事務等を行うものとする。

- (1) 議員の安否等その居所確認
- (2) 議員からの災害情報等の把握及び集約



- (3) 前号で集約した災害情報等の市対策本部への提供
- (4) 市対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- (5) 必要に応じた国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望活動
- (6) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項  
(議員の役割)

第6条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大規模災害が発生した場合は、議員自らの安否及び居所又は連絡場所を連絡会議に報告し、連絡会議と各議員の連絡体制を確立・維持させること。
- (2) 被災地、避難所等における各種情報等の収集を行い、必要に応じて連絡会議へ報告すること。
- (3) 市民の一員として積極的に各地域における災害対応に協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項に関すること。  
(議会事務局の役割)

第7条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、連絡会議へ情報提供すること。
- (2) 事務局職員は、連絡会議の業務に従事すること。  
(参集)

第8条 会長は、必要に応じて役員以外の議員の参集を求めることができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

# 大規模災害発生時の議員行動マニュアル

各派代表者会議 平成 25 年 9 月 12 日 制定

## 第1 目的

このマニュアルは、福山市議会災害対応要領（平成 25 年 9 月 12 日制定。以下「要領」という。）に定めた福山市議会議員（以下「議員」という。）の役割等について具体的な地域での行動マニュアルを定め、大規模災害発生時の災害対応を行うものとする。

## 第2 行動基準

### 1 災害発生時

- (1) 議員は、災害の発生を覚知した場合は、福山市議会災害対応連絡会議（以下「連絡会議」という。）の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。

### 2 初動体制（災害の発生後おおよそ1日ないし2日目）

- (1) 議員は、議長又は副議長に対し、議員自らの安否とその居所及び連絡先、連絡手段を報告し、以後の連絡体制の確立と維持に努める。
- (2) 議員は、通信手段の断絶等により上記の連絡が不可能な場合は、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、連絡会議からの連絡を待つものとする。

### 3 応急体制（災害の発生後おおよそ1週間以内）

- (1) 連絡会議は、議員の安否等の確認ができない場合、事務局職員を議員の居宅に向かわせ、状況の把握に努める。
- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難所等において情報収集を行い、連絡会議へ報告する。
- (3) 連絡会議は、各議員からの情報を集約し、福山市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に必要な情報を提供する。
- (4) 議会事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、連絡会議へ必要な情報を提供する。

- (5) 上記情報について、連絡会議で集約し、各議員へ提供する。
- (6) 議員は、避難所等の運営や被災地での復旧活動に積極的に協力するとともに、被災者に対する相談及び助言等を行う。

#### 4 復旧体制（災害の発生後おおよそ1週間以降）

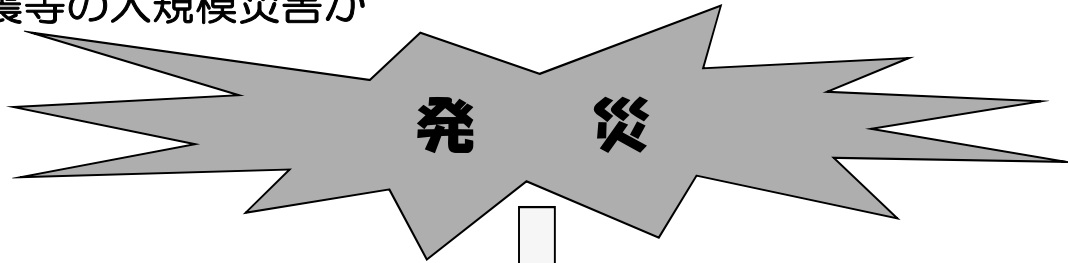
- (1) 議長は、必要に応じて各地域で活動している議員を連絡会議に招集し、市内の被災状況の把握に努める。
- (2) 議員は、引き続き避難所等の運営に関わるとともに、他の地域の避難所等の議員との連絡体制を確立させ、必要な情報交換を行う。
- (3) 連絡会議は、被災地及び避難所等の実態把握を行うため、必要に応じて市内視察を行う。
- (4) 連絡会議は、必要に応じて国、県、地元選出国會議員、関係団体等への要望、陳情、提言活動等を実施する。

### 第3 行動時の留意事項

- (1) 災害の発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断なども想定されるため、移動手段は原則として徒歩又は自転車、バイク等を利用すること。
- (2) 服装は、災害対応活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具など必要な用具等を携帯する。また、個人用として食料、飲料水等も携帯して行動すること。
- (3) 災害を起因とした事故など人命に関わる事象に遭遇した場合は、この行動マニュアルより優先して人命救助等にあたること。その際、自らの安全の確保を怠らないこと。
- (4) このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、連絡会議で協議のうえ決定する。

# 福山市議会議員 行動マニュアル(フロー図版)

地震等の大規模災害が



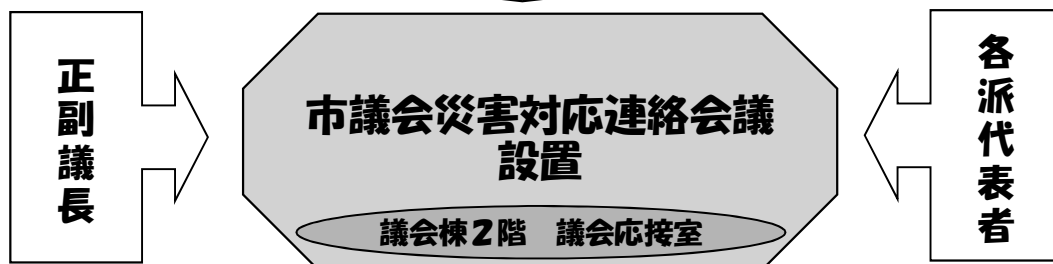
行動基準

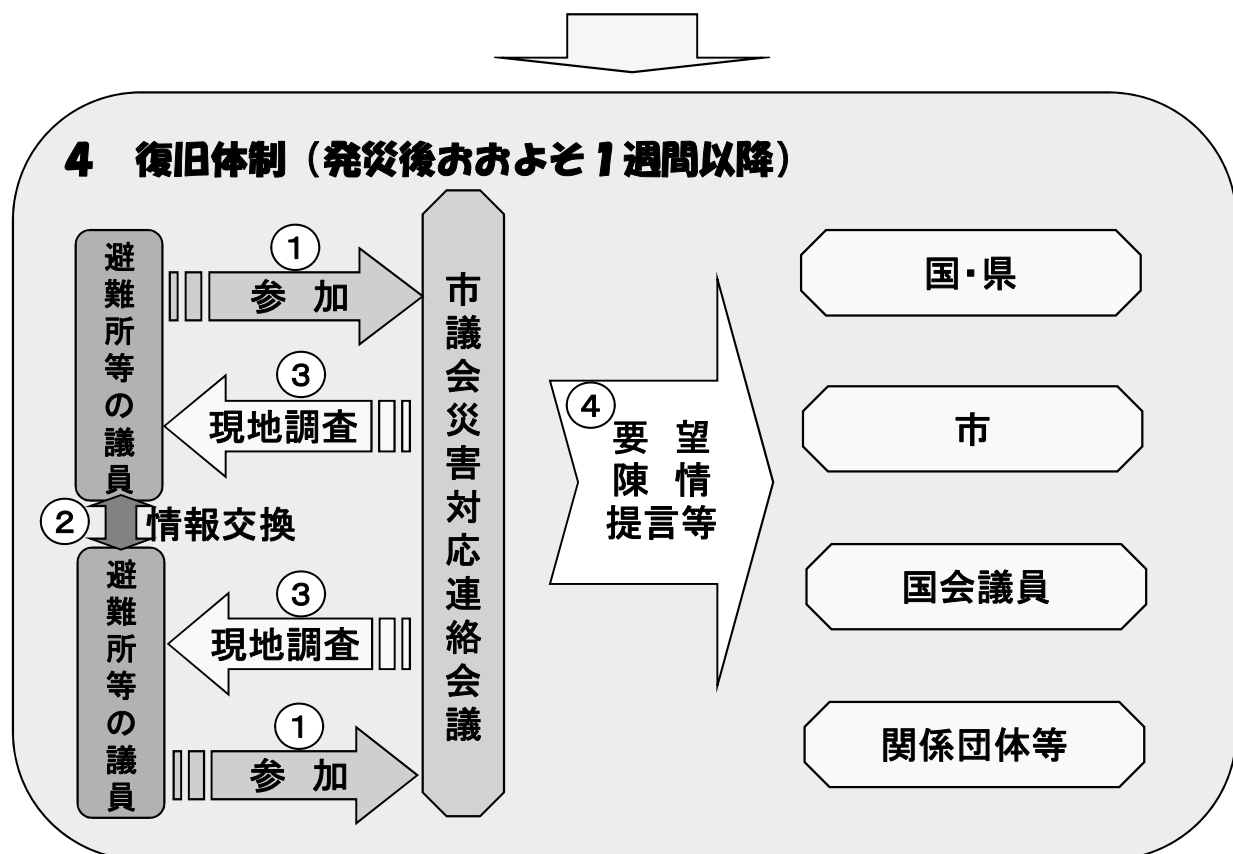
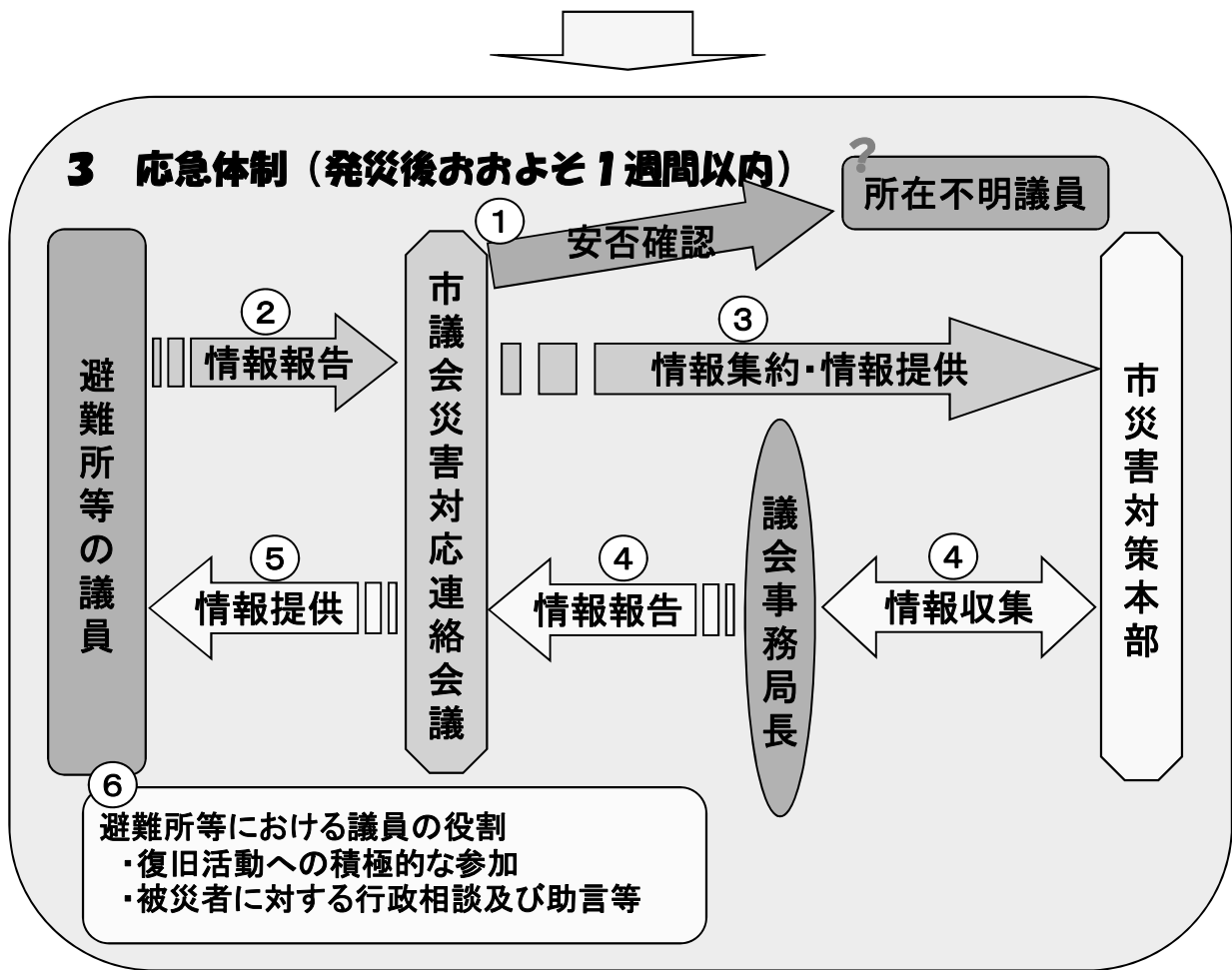
## 1 災害発生時

- ① 指示があるまでは、個人の判断に基づき行動すること！（一市民として行動する）
- ② 自身の安全確保と速やかな避難所等への移動！

## 2 初動体制（発災後1～2日目）

- ① 議長への安否報告と連絡体制の確立・維持！
- ② 危険な行動（移動）は控え、安全を最優先！





## 多賀城市議会における災害発生時の対応要領

平成24年6月8日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、多賀城市において地震等の災害が発生したときに、多賀城市議会が多賀城市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支援本部の設置)

第2条 多賀城市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により市対策本部が設置された場合、これに協力するため、多賀城市議会内に多賀城市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。

(支援本部の構成)

第3条 支援本部は、支援本部長、副支援本部長、支援本部役員、支援本部員をもって構成する。

- 2 支援本部長は、議長をもって充て、支援本部の事務を統括し、支援本部役員及び支援本部員を指揮監督する。
- 3 副支援本部長は、副議長をもって充て、支援本部長を補佐し、支援本部長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 4 支援本部役員は、各会派の代表者をもって充て、支援本部長、副支援本部長を補佐するとともに、支援本部の事務に従事する。
- 5 支援本部員は、支援本部長、副支援本部長、支援本部役員を除くすべての議員をもって充て、支援本部長の命を受け支援本部の事務に従事する。

(支援本部の任務)

第4条 支援本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 議員の安否等の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部からの災害情報の報告を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集・整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地及び避難所等の調査を行うこと。

- (5) 必要に応じて国・県等への要望を行うこと。
  - (6) その他、支援本部長が必要と認める事項に関すること。
- (議員の対応)

第5条 議員の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を支援本部に報告し、連絡体制を確立すること。
  - (2) 支援本部より情報の提供を受けること。
  - (3) 各地域における被災地及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて支援本部へ報告すること。
  - (4) 各地域における活動に協力すること。
  - (5) 各地域において被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
- (議会事務局の対応)

第6条 議会事務局の対応は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市災害対策本部の情報収集に努めるとともに、支援本部へ情報提供を行う。
  - (2) 市災害対策本部非常配備職員以外の事務局職員は、支援本部の業務に従事する。
- (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、支援本部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

## 大規模災害発生時の多賀城市議会議員の行動マニュアル

### 1 初動時の参集基準

議員は、自宅付近の被害状況及びテレビ・ラジオ等の情報により判断し、「多賀城市議会における災害発生時の対応要領」及び次の基準に基づき行動する。なお、多賀城市議会災害対策支援本部が設置された場合は、支援本部の指示に基づき行動する。

#### 【参集基準】

#### ※ 地震災害

多賀城市の震度	参集基準
震度4	支援本部役員は、議会事務局に参集する。
震度5弱以上	支援本部長、副支援本部長、支援本部役員及び支援本部員は、議会事務局に参集する。(全議員参集)

#### ※ 水害・その他の災害

市の対応	参集基準
災害警戒本部を設置したとき	支援本部役員は、議会事務局に参集する。
災害対策本部を設置したとき	支援本部長、副支援本部長、支援本部役員及び支援本部員は、議会事務局に参集する。(全議員参集)

### 2 参集及び活動時の留意事項

#### (1) 服装、携行品

防災活動に支障のない安全な服装（作業服が原則）とし、ヘルメット、軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、筆記用具等をできる限り携行する。なお、個人用として、食料飲料水等を携行する。

#### (2) 交通手段

原則として、徒歩、自転車、バイクを利用する。

#### (3) 緊急措置

緊急事態に遭遇したときは、人命救助等適切な措置をとる。

この場合において、自らの安否及び居所をできる限り速やかに議会事務局に報告する。

#### (4) 被害状況等の収集

参集するまでにおいては、それぞれ被害状況等の情報収集を行う。



## ○文京区議会地震等災害対策本部設置要綱

### (趣旨)

第一条 この要綱は、文京区議会地震等災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第二条 文京区議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の大災害により文京区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置された場合において、これに協力するため必要と認めるときは、副議長に諮り、文京区議会内に本部を設置することができる。

### (本部)

第三条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

- 2 本部長は、議長をもつて充て、本部の事務を総括し、本部員を指揮監督する。
- 3 副本部長は、副議長をもつて充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 本部員は、次の期間に応じて別表第一に掲げる職にある者をもつて充てる。
  - 一 初動期 災害の発生した日（以下「発生日」という。）
  - 二 中期 発生日の翌日から、発生日から起算して七日目までの期間
  - 三 後期 発生日から起算して八日目以降の期間
- 5 本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

### (所掌事務)

第四条 本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- 一 文京区の地域に係る災害が発生した場合において、情報を収集し、区対策本部と密接な連絡をとること。
- 二 区対策本部と協力し、円滑な災害対策の推進を図ること。
- 三 被災地及び避難場所等の状況調査を行うこと。

### (議員の対応)

第五条 文京区議会議員（本部が設置された場合は、本部長、副本部長及び本部員を除く。以下同じ。）の所掌事務は、第三条第四項各号に掲げる期間に応じて定める。

- 2 初動期において、文京区議会議員は、その属する会派の幹事長（無所属議員にあつては議長）に対し、自らの安否及び居所又は連絡場所を明らかにすることにより、連絡体制を確立するものとする。

3 文京区議会議員の所掌事務は、別表第二のとおりとする。

(班)

第六条 後期においては、本部に総務区民班、厚生班、建設班及び文教班を置く。

2 各班は、班長、副班長及び班員をもつて構成する。

3 班長は、班を代表し、その事務を総括する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときはその職務を代理する。

5 班長、副班長及び班員は、別表第三に掲げる職にある者をもつて充てる。

6 各班の所掌事務は、別表第四のとおりとする。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和六十年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六三年四月一日六三文議発第一二八号)

この要綱は、昭和六十三年四月一日から施行する。

付 則 (平成二年三月二十九日元文議発第五三九号)

この要綱は、平成二年四月一日から施行する。

付 則 (平成七年三月一日六文議発第五一五号)

この要綱は、平成七年三月一日から施行する。

付 則 (平成九年七月一日九文議発第一八九号)

この要綱は、平成九年七月一日から施行する。

付 則 (平成一一年四月一日一〇文議発第四七一号)

この要綱は、平成十一年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年四月一日一一文議発第四九八号)

この要綱は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一五年三月三十一日一四文議第一四二八号)

この要綱は、平成十五年四月一日から施行する。

付 則 (平成一八年三月二七日一七文議第一四八〇号)

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則 (平成二〇年三月三十一日一九文議第一四四三号)

この要綱は、平成二十年四月一日から施行する。

付 則 (平成二一年三月二四日二〇文議第一二五二号)

この要綱は、平成二十一年四月一日から施行する。

付 則（平成二十三年三月一日二三文議第一三六七号）

この要綱は、平成二十三年四月一日から施行する。

付 則（平成二十三年五月三〇日二三文議第二三〇号）

この要綱は、平成二十三年五月三十日から施行する。

別表第一（第三条関係）

期間	構成員
初動期	各会派幹事長
中期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長
後期	各会派幹事長 議会運営委員会委員長 災害対策調査特別委員会委員長 各常任委員会委員長

別表第二（第五条関係）

期間	所掌事務
初動期	被災地における救出・救護活動に関すること。
中期	一 本部及び区対策本部の情報交換に関すること。 二 被災地及び避難所等における調査に関すること。 三 被災地及び避難所等における情報収集及び要請事項の報告に関すること。 四 被災者に対する相談及び助言に関すること。
後期	第六条第六項に規定する各班の所掌事務に関すること。

別表第三（第六条関係）

班名	班長	副班長	班員
総務区民班	総務区民委員会 委員長	総務区民委員会副 委員長	総務区民委員会委員（委員長及び副委員 長を除く。）
厚生班	厚生委員会委員 長	厚生委員会副委員 長	厚生委員会委員（委員長及び副委員長を 除く。）

建設班	建設委員会委員 長	建設委員会副委員 長	建設委員会委員（委員長及び副委員長を 除く。）
文教班	文教委員会委員 長	文教委員会副委員 長	文教委員会委員（委員長及び副委員長を 除く。）

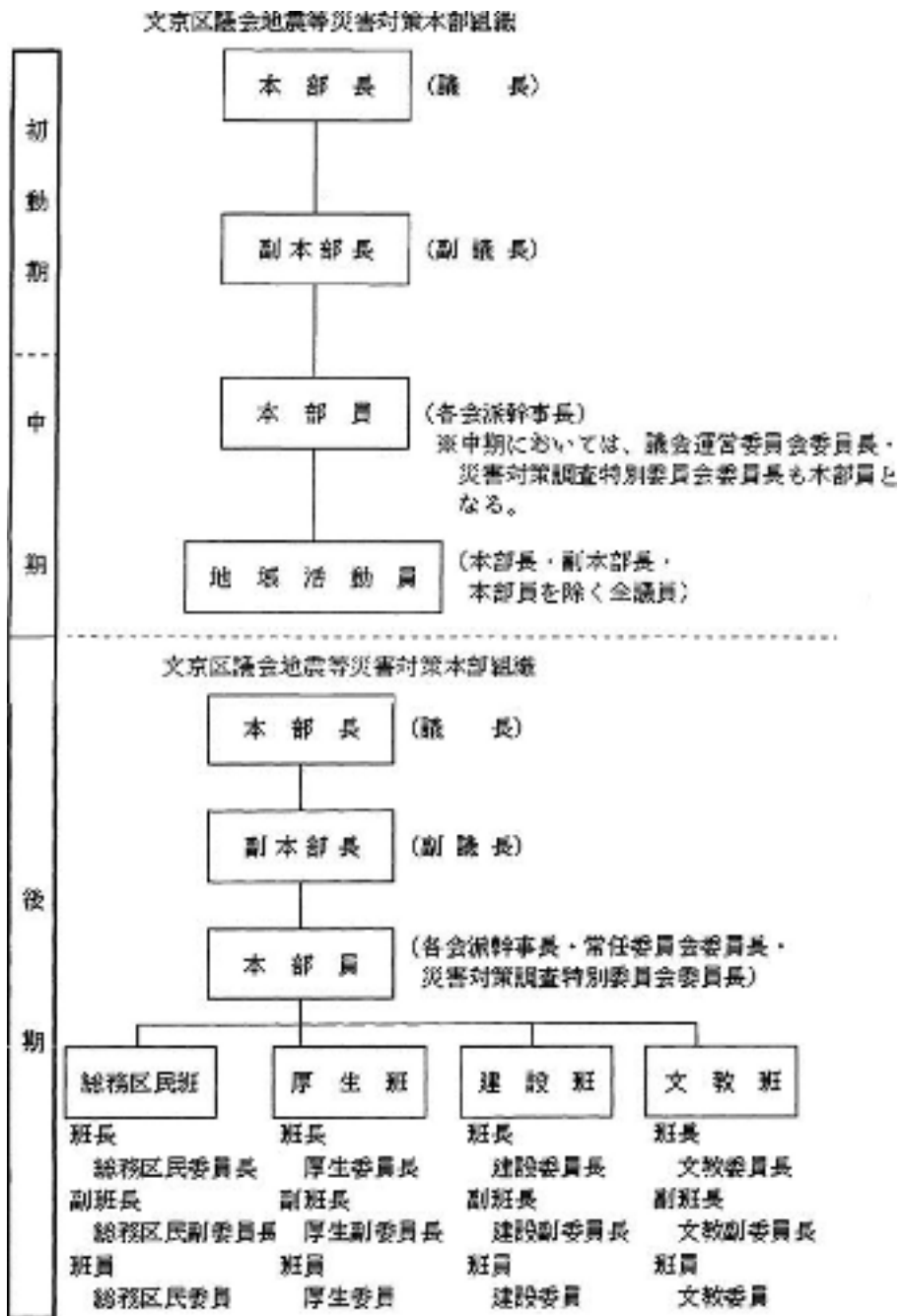
別表第四（第六条関係）

班名	所掌事務
総務区民班	区対策本部の災対本部事務局、災対情報部、災対総務部、災対区民部及び輸送部に関すること。
厚生班	区対策本部の医療救護部及び災対福祉部に関すること。
建設班	区対策本部の災害復旧部及び災対土木部に関すること。
文教班	区対策本部の避難所運営部及び災対教育部に関すること。

〔文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(1)〕

防災対応	
初期	(1) 各議員は、各地域における救助活動等を行うこと。
中期	(1) 各議員は、随時、本部よりの正確で新しい情報の提供を受けること。 (2) 各議員は、各地域における被災地及び避難所等での調査を行うこと。 (3) 各議員は、各地域における被災地及び避難所等での情報並びに要請事項等について、本部長への連絡を行うこと。 (4) 各議員は、各地域における被災者に対する相談及び助言等を行うこと。
後期	【本部の役割】 (1) 全員協議会を開催する。 (2) 災害対策調査特別委員会を開催する。 (3) 被災地及び避難所等の視察を行う。 (4) 区へ要請を行う。 (5) 国・東京都等へ要望等を行う。 (6) 臨時会を開催する。

[文京区議会地震等災害対策行動マニュアル(2)]



# 市議会災害対策本部対応マニュアル

北 茨 城 市 議 会  
(平成 22 年 6 月 18 日)

## 1 災害対策本部

市議会は、市域において災害が発生した場合や発生のおそれがある場合、市執行部と連携を図り、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努めるため、市議会災害対策本部（以下「市議会本部」という）を設置し、防災業務の遂行にあたる。

## 2 市議会本部の設置

### (1) 市議会本部の設置基準

市議会本部の設置基準は、次のとおりとする。

- ① 北茨城市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という）が設置されたとき
- ② その他議長が必要と認めたとき

### 北茨城市災害対策本部設置基準

- ① 中規模又は大規模な災害が予想される時
- ② 避難勧告・指示を発する時
- ③ 市域で震度5弱以上を観測したとき【自動設置】
- ④ 気象庁が「震度5弱以上と考えられるが、現在震度を入手していない市町村」として「北茨城市」と発表したとき【自動設置】
- ⑤ 市域に津波警報が発表されたとき【自動設置】
- ⑥ その他市長が必要と認めたとき

（北茨城市地域防災計画より）

### (2) 廃止基準

- ① 市災害対策本部が廃止されたとき
- ② 災害の危険性又は災害応急対策が概ね完了と議長（本部長）が認めたとき

### (3) 市議会本部設置・廃止の決定

市議会本部の設置・廃止の決定は、議長が決定する。

### (4) 設置・廃止の通知

市議会本部を設置又は廃止した場合、市災害対策本部に通知する。

### 3 組織・運営

#### (1) 市議会本部の設置場所

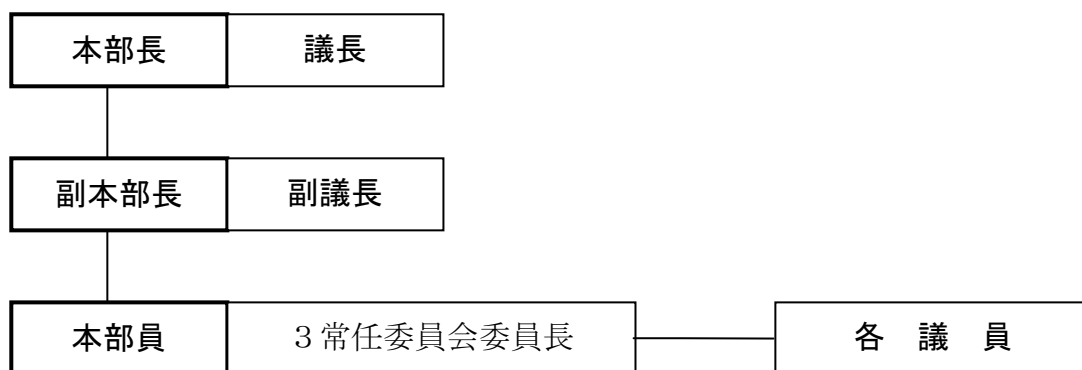
市議会本部の設置場所は、原則として市役所議会事務局内とする。

ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合は、関南多目的集会所に設置する。

#### (2) 組織

本部は、北茨城市議会災害対策本部設置規程による。

#### ◇災害対策本部構成員



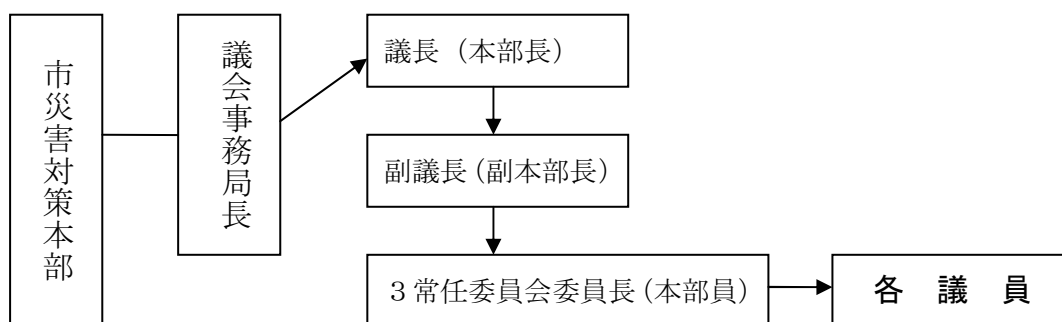
#### (3) 本部会議

①災害に関する情報及び市災害対策本部情報を分析し、本部の基本方針を協議するため、本部長は随時本部会議を招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部長で構成し、本部長が議長をつとめる。

②市災害対策本部への要請は、本部会議で決定した事項について、本部長が行う。

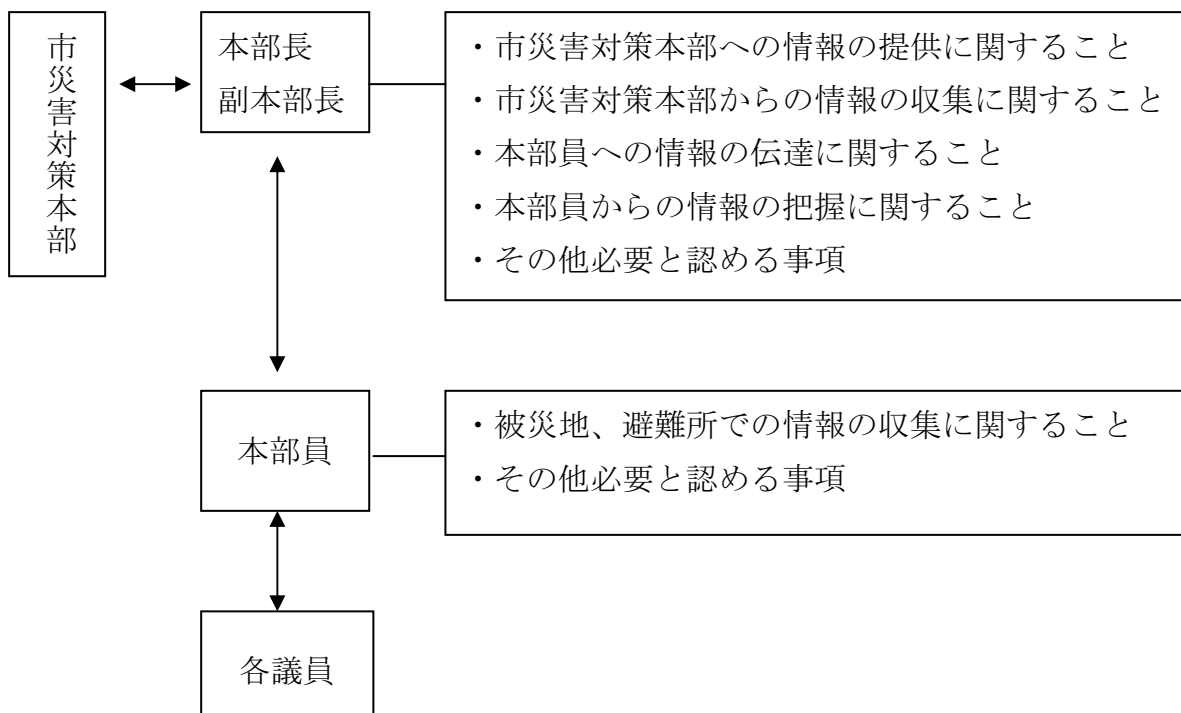
#### (4) 情報等の伝達

市災害対策本部が設置された場合、議会事務局長はその旨を議長（本部長）に伝達し、議長の指示を副本部長及び本部長に伝達する。





## 4 災害対策活動



## 5 連携体制の整備・見直し

市議会は、本マニュアルの内容に基づき、市執行部と円滑に連携を図られるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、災害時の対応対策活動について議会内において周知徹底を図る。

また、議会の構成又は見直し等の状況の変化に対応し随時検討を加え、必要があると認めた場合は修正を行う。

※本部員の服装は、作業服又は作業に適する服装を着用すること。

## 北茨城市議会災害対策本部設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、災害発生時に議会が北茨城市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）と連携を図り、災害に対して迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれが生じた場合において、議長及び副議長がその協議により、北茨城市議会災害対策本部（以下「市議会本部」という。）を設置することができる。

(組織)

第3条 市議会本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は議長を、副本部長は副議長を、本部員は本部長の命を受けた若干名の議員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市議会本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 本部長及び副本部長の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市災害対策本部への情報の提供に関すること。
- (2) 市災害対策本部からの情報の収集に関すること。
- (3) 本部員への情報の伝達に関すること。
- (4) 本部員からの情報の把握に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 本部員の所掌事務は、被災地、避難所等での情報の収集に関する事その他必要と認める事項とする。

(要請)

第6条 市災害対策本部への要請は、市議会本部で決定した事項について、本部長が行う。

(参集)

第7条 本部長、副本部長及び本部員は、その協議により、議員の参集を求めることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月5日から施行する。

## 鶴ヶ島市議会災害対策支援本部設置要領

平成24年6月14日

全員協議会申合せ

### (目的)

第1条 この要領は、鶴ヶ島市内での地震、台風その他の事象による災害の発生時における鶴ヶ島市議会議員（以下「議員」という。）の迅速かつ適切な活動の指針を定めることにより、鶴ヶ島市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）との連携を図り、もって被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与することを目的とする。

### (本部の設置)

第2条 鶴ヶ島市議会議長（以下「議長」という。）は、市対策本部が設置されたときは、これに協力し、及び支援するため、鶴ヶ島市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

### (所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 本部員の安否の確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の提供を受け、各議員に情報提供を行うこと。
- (3) 本部員からの災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 被災地域及び避難所等の調査に協力すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部が必要と認める事務

### (本部の組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括する。
- 3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、議員（議長及び副議長である議員を除く。）をもって充て、本部の事務に従事するとともに、次条の活動方針に基づき活動する。

(本部員の活動指針)

第5条 本部員は、災害の発生を認知した場合は、次に掲げる指針により活動するものとする。この場合において、本部が設置されたときは、本部の指示に基づいて活動するものとする。

- (1) 自身の安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部から情報の提供を受け、地域の防災活動の推進に資すること。
- (3) 被災地域及び避難所等での情報収集を行い、必要に応じて本部へ報告すること。
- (4) 被災地域における救援活動に協力すること。
- (5) 被災者からの相談に助言を行うこと。

(災害発生時の参集)

第6条 本部長、副本部長及び本部員は、地震、台風その他の事象によって鶴ヶ島市内に災害が発生すると思料するときは、鶴ヶ島市議会に参集するものとする。

(議会事務局の職員の職務)

第7条 議会事務局の職員は、本部の事務を補助する。

- 2 事務局長は、市対策本部の会議に出席し情報収集に努めるとともに、本部に対してその情報を提供するものとする。

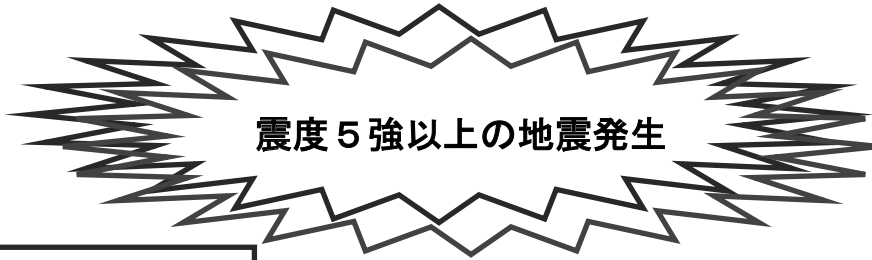
(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月14日から施行する。

# 鶴ヶ島市議会災害対策支援本部の役割



市災害対策本部  
(庁議室)

【市地域防災計画により設置】

・発生から概ね2時間以内

情報提供  
支援依頼

情報提供

市議会災害対策  
支援本部  
(全員協議会室)

【設置要領第2条及び第4条】

- ・本部長 議長
- ・副本部長 副議長
- ・本部員 議員

安否確認  
情報提供  
支援指示

安否連絡  
情報収集  
参集

市民・地域

本部員 (議員)

地域の支援

被災地域・避難所等の調査

## 参集途上状況調書及び報告書

本報告書は、参集途上に周囲の被害状況を調査し、後の応急対策活動に活用するものである。参集後、直ちに「鶴ヶ島市議会災害対策支援本部」に提出のこと。

報告者			
交通手段	徒歩・自転車・バイク	所要時間	
出発場所		到着場所	
出発時刻		到着時刻	

※ 調査事項

①人命危険の有無・人的被害の発生状況 ②家屋等の倒壊状況 ③火災等の2次災害の発生状況及び危険性 ④避難の必要性・避難の状況 ⑤住民の動向 ⑥道路、橋梁及び交通機関の被害状況 ⑦ライフライン（電気・水道・ガス・電話）の被害状況

被害発生場所 (目標物)	確認時刻	被害の概要





# 本報告書の作成経緯等

- 1 都市行政問題研究会概要
- 2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧
- 3 本報告書の作成経緯
- 4 平成24・25年度役員市並びに加盟市一覧
- 5 本報告書作成に携わった役員市議会議長
- 6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長



## 1 都市行政問題研究会概要

設立年月日	昭和 32 年 11 月 14 日
加盟市数	85 市（人口概ね 25 万以上の市）
会長市	広島県福山市
設立目的	都市行政の諸問題についての調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的とする。
設立経緯	昭和 32 年、地方自治法の「大都市に関する特例」の拡充強化を推進することを目的として、人口 25 万以上の 24 市の議長によって都市行政懇談会として設立された。その後、昭和 52 年 2 月の総会で、地方行財政環境の大きな変容に対応するため規約改正を行い、目的を前述のように変更し、都市行政問題研究会と改組した。

## 2 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧

昭和	33. 1～36. 4	行政事務の移譲
〃	33. 12～36. 2	行政事務の移譲に伴う職員及び経費調査
〃	37. 12～40. 3	厚生関係行政の実態とその改善策
〃	42. 1～43. 10	地方公営企業の経営合理化
〃	45. 5～47. 8	都市行政近代化のための方策
〃	49. 1～50. 11	行政事務再配分
〃	51. 3～53. 2	大都市における地域的住民組織
〃	53. 4～55. 2	大都市における議会と住民参加
〃	55. 4～57. 2	新時代に即応した市議会機能の向上策
〃	57. 4～59. 2	情報化時代における市議会
〃	59. 4～61. 2	高齢化社会と都市行政
〃	61. 4～63. 2	都市の活性化と行政
〃	63. 4～H2. 2	国際化時代の都市のあり方
平成	2. 4～4. 2	快適な都市環境とまちづくり
〃	4. 4～6. 2	文化行政と都市のあり方
〃	6. 4～8. 2	少子化時代の都市行政
〃	8. 4～10. 2	地方分権と市議会の活性化
〃	10. 4～12. 2	情報公開と市議会
〃	12. 4～14. 2	分権時代における議会運営のあり方
〃	14. 4～16. 2	I T（情報技術）時代に対応した市議会のあり方
〃	16. 4～18. 2	分権時代における市議会のあり方
〃	18. 4～20. 2	人口減少社会と都市行政
〃	20. 4～22. 2	都市におけるエコ対策
〃	22. 4～24. 2	都市の地域再生戦略
〃	24. 4～26. 2	都市における災害対策と議会の役割

### 3 本報告書の作成経緯

平成24年

2月27日 平成24・25年度調査研究テーマ（案）に関する加盟市アンケートを加盟86市に送付した。

5月10日 調査幹事会（於・長野市）

平成24・25年度の調査研究テーマ案を「都市における災害対策と議会の役割」とまとめるとともに、同テーマ案を次の役員会に提案することとした。

7月17日 役員会（於・福井市）

平成24・25年度の調査研究テーマ案を「都市における災害対策と議会の役割」とまとめ、第96回総会に提案することとした。

8月20日 第96回総会（於・全国都市会館）

平成24・25年度調査研究テーマを「都市における災害対策と議会の役割」に決定した。

協議終了後、廣瀬克哉・法政大学法学部教授より「都市における災害対策と議会の役割」と題する講演を聴取した。

10月25日 調査幹事会（於・豊橋市）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査（案）について協議し、同調査票（案）をまとめるとともに、これを役員会に提案することとした。

11月19日 役員会（於・全国都市会館）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査（案）について協議し、決定した。

11月21日 「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査票を加盟86市並びに被災自治体33市に送付した。

## 平成25年

1月16日 宮城県東松島市において「都市における災害対策と議会の役割」に関する現地調査を実施した。

1月17日 宮城県仙台市において「都市における災害対策と議会の役割」に関する現地調査を実施した。

### 1月30日 調査幹事会（於・ルポール麹町）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果（平成25年1月30日現在）について報告した。

### 2月15日 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果について報告した。

### 同日 第97回総会（於・全国都市会館）

酒井正春・長岡市議会議長より「新潟県中越大地震 被災地・長岡市議会の経験から」と題する講演を聴取した。

講演終了後、「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査結果について報告した。

### 5月9日 調査幹事会（於・都市センターホテル）

東松島市並びに仙台市における「都市における災害対策と議会の役割」に関する現地調査結果の報告のほか、「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書のたたき台について協議した。

**5月27日** 愛知県岡崎市において「都市における災害対策と議会の役割」に関する現地調査を実施した。

**7月17日** 役員会（於・福山市）

東松島市と仙台市における現地調査結果の報告のほか、「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書のたたき台について協議し、原案のとおり第98回総会に諮ることとした。

**8月20日** 第98回総会（於・全国都市会館）

幸田雅治・中央大学大学院公共政策研究科教授より「都市における災害対策と議会の役割と題する講演を聴取した。

講演終了後、東松島市と仙台市における現地調査結果を報告したほか、「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書のたたき台について協議し、原案のとおり決定した。

**8月23日** 大分県大分市において「都市における災害対策と議会の役割」に関する現地調査を実施した。

**10月23日** 調査幹事会（於・都市センターホテル）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書（素案）について協議した。

**11月20日** 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書（原案）について協議し、原案のとおり了承した。

平成26年

1月29日 調査幹事会（於・ルポール麹町）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書（案）について協議した。

2月14日 役員会（於・都市センターホテル）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり第99回総会に諮ることとした。

同日 第99回総会（於・都市センターホテル）

「都市における災害対策と議会の役割」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり決定した。

## 4 平成24・25年度役員市並びに加盟市一覧

(平成25年4月現在)

ブロック	部会	市数	会長	副会長	理事	監事	相談役	会 員
第1ブロック	北海道	3			函館		旭川	札幌
	東北	8			盛岡			青森、仙台、秋田、山形、福島、郡山、いわき
	北信越	6		長野		福井		新潟、長岡、富山、金沢
	関東	20			藤沢 千葉			八王子、町田、川崎、平塚、相模原、宇都宮、前橋、高崎、さいたま、川越、川口、所沢、越谷、市川、船橋、松戸、柏、市原
第2ブロック	東海	10			豊橋	一宮		静岡、浜松、岡崎、春日井、豊田、津、四日市、岐阜
	近畿	19		明石	豊中			大阪、東大阪、吹田、高槻、枚方、茨木、八尾、寝屋川、京都、大津、神戸、姫路、尼崎、西宮、加古川、奈良、和歌山
第3ブロック	中国	6	福山					岡山、倉敷、広島、呉、下関
	四国	4			松山			徳島、高松、高知
	九州	9			宮崎	熊本		北九州、福岡、久留米、長崎、大分、鹿児島、那覇
合計	9	85	1	2	8	3	1	70

※平成24年度末をもって神奈川県横須賀市が退会



## 5 本報告書作成に携わった役員市議会議長

- 会 長 福山市 徳山威雄 (24. 2. 7～24. 4. 30) ○小林茂裕 (24. 5. 14～26. 2. 14)
- 副会長 長野市 祢津栄喜 (24. 2. 7～25. 9. 25) ○高野正晴 (25. 9. 25～26. 2. 14)  
明石市 出雲晶三 (24. 2. 7～24. 5. 14) 尾仲利治 (24. 5. 14～25. 5. 13)  
○山崎雄史 (25. 5. 13～26. 2. 14)
- 理 事 函館市 能登谷 公 (24. 2. 7～25. 5. 23) ○松尾正寿 (25. 5. 23～26. 2. 14)  
盛岡市 村田芳三 (24. 2. 7～25. 9. 6) ○金沢陽介 (25. 9. 6～26. 2. 14)  
藤沢市 渡辺光雄 (24. 2. 7～25. 5. 9) ○高橋八一 (25. 5. 9～26. 2. 14)  
千葉市 小川智之 (24. 2. 7～25. 6. 26) ○宇留間 又衛門 (25. 6. 26～26. 2. 14)  
豊橋市 近田明久 (24. 2. 7～25. 5. 15) ○岡本 泰 (25. 5. 15～26. 2. 14)  
豊中市 片岡潤子 (24. 2. 7～24. 5. 17) 中蔵 功 (24. 5. 22～25. 5. 20)  
○渡邊 稔 (25. 5. 23～26. 2. 14)  
松山市 ○寺井克之 (24. 2. 7～26. 2. 14)  
宮崎市 前田広之 (24. 2. 7～25. 5. 13) ○日高義幸 (25. 5. 13～26. 2. 14)
- 監 事 福井市 加藤貞信 (24. 2. 7～24. 6. 12) 見谷 喜代三 (24. 6. 12～25. 9. 3)  
○吉田琴一 (25. 9. 3～26. 2. 14)  
一宮市 山田弘光 (24. 2. 7～24. 5. 16) 日比野 友治 (24. 5. 16～25. 5. 20)  
○野村直弘 (25. 5. 20～26. 2. 14)  
熊本市 津田 征士郎 (24. 2. 7～25. 3. 26) ○齊藤 聰 (25. 3. 26～26. 2. 14)
- 相談役 旭川市 ○三井幸雄 (24. 2. 7～26. 2. 14)

※ ○は現職。平成24年2月7日は役員就任日である第95回総会開催日  
平成26年2月14日は役員退任日である第99回総会開催日

## 6 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

会 長	福山市	○池田幸博 (24. 2. 7～26. 2. 14)
副会長	長野市	駒津善忠 (24. 2. 7～24. 3. 31) ○長谷部 孝 (24. 4. 1～26. 2. 14)
	明石市	○藤本一彦 (24. 2. 7～26. 2. 14)
理 事	函館市	小上一郎 (24. 2. 7～25. 4. 1) ○小野 浩 (25. 4. 1～26. 2. 14)
	盛岡市	○小山和良 (24. 2. 7～26. 2. 14)
	藤沢市	藤間 豊 (24. 2. 7～24. 3. 31) 鈴木啓之 (24. 4. 1～25. 3. 31)
		○脇田秀樹 (25. 4. 1～26. 2. 14)
	千葉市	田野 護 (24. 2. 7～25. 3. 31) ○大木正人 (25. 4. 1～26. 2. 14)
	豊橋市	荻野文夫 (24. 2. 7～24. 3. 31) ○渡辺一充 (24. 4. 1～26. 2. 14)
	豊中市	○伊藤孝彦 (24. 2. 7～26. 2. 14)
	松山市	○玉尾敏彦 (24. 2. 7～26. 2. 14)
	宮崎市	小倉久明 (24. 2. 7～24. 3. 31) ○荒武慎児 (24. 4. 1～26. 2. 14)
監 事	福井市	矢野文雄 (24. 2. 7～24. 3. 31) 吉村匡弘 (24. 4. 1～25. 3. 31)
		○山先勝男 (25. 4. 1～26. 2. 14)
	一宮市	岩田義和 (24. 2. 7～25. 3. 31) ○小島敏彦 (25. 4. 1～26. 2. 14)
	熊本市	中島博幸 (24. 2. 7～24. 3. 31) ○大杉研至 (24. 4. 1～26. 2. 14)
相談役	旭川市	森下 元 (24. 2. 7～24. 3. 31) ○谷口和裕 (24. 4. 1～26. 2. 14)

※ ○は現職。平成24年2月7日は役員就任日である第95回総会開催日  
平成26年2月14日は役員退任日である第99回総会開催日





---

「都市における災害対策と議会の役割」  
に関する調査研究報告書

---

平成 26 年 2 月

発 行 都市行政問題研究会／全国市議会議長会  
住 所 〒102 - 0093  
東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階  
T E L 03 (3262) 5237  
F A X 03 (3263) 5751  
HP アドレス <http://www.si-gichokai.jp/>

---

印刷・製本 株式会社 丸井工文社

本報告書は再生紙を使用しています

